

陸自教範4-01-05-01-0

普通科中隊
(第 2 部)

本書は、部内専用であるので次の点に注意する。
教育訓練の準拠としての目的以外には使用しない。
用済み後は確実に焼却する。

陸上幕僚監部

平成 2 年 1 月

陸自教範4-01-05-01-0

普通科中隊 (第 2 部)

陸上幕僚監部

平成 2 年 1 月

第1 目的及び記述範囲

1 本書は、主として普通科中隊長・小隊長の指揮実行上の原則及び要領を明らかにし、教育訓練の一般的準拠を付与することを目的とする。

2 本書は、普通科連隊（群）の普通科中隊を対象とし、普通科教導連隊及び第1混成群等の普通科中隊は、所要の条項を準用する。

3 本書は、主として自動車化連隊（輸送小隊を有する普通科連隊）の普通科中隊に必要な原則等を記述し、装甲車化連隊（装甲車化された普通科連隊）及び機械化連隊（第7師団の普通科連隊）等の普通科中隊に必要な原則等については、自動車化普通科連隊の普通科中隊との特異事項を付記する。

第2 使用上の注意事項

本書は、「陸上自衛隊編制」、「普通科運用」、「用語集」、連隊内各中隊教範、他職種運用教範、機能別及び特定作戦別教範等と関連して使用する必要がある。

第3 改正意見の提出

本書の改正に関する意見は、陸上幕僚長（教育訓練部長気付）に提出するとともに、陸上自衛隊富士学校長に通知するものとする。

第4 本書は、部内専用であるので次の点に注意する。

1 教育訓練の準拠としての目的以外には使用しない。

2 用済み後は、確実に焼却する。

目次

第1編 普通科中隊……………第1部

はしがき

第2部

第2編 小銃小隊等

第1章 小銃小隊

第1節 概 説……………1

第2節 行進及び宿営……………5

第1款 要 説……………5

第2款 行進間の警戒部隊……………5

第3款 宿営間の警戒部隊……………11

第3節 攻 撃……………11

第1款 要 説……………12

第2款 攻撃準備……………13

第3款 攻撃戦闘……………26

第4款 予備小銃小隊……………37

第4節 防 御……………38

第2章 小銃班・分隊

第1節 概 説	55
第2節 行進及び宿営	62
第3節 攻 撃	68
第4節 防 御	82

第3章 対戦車小隊等

第1節 概 説	98
第2節 行進及び宿営	102
第3節 攻 撃	103
第4節 防 御	117

第4章 迫撃砲小隊

第1節 概 説	126
第2節 行進及び宿営	137
第3節 攻 撃	138
第4節 防 御	152
第5節 前進観測班	164

付録第5 戦闘(行進を含む。)隊形

第1節 小銃班(分隊)	173
第2節 小銃小隊、対戦車小隊及び 迫撃砲小隊	180
第6 信 号	191

第2編 小銃小隊等

第1章 小銃小隊

第1節 概説

2101 要 旨

1 小隊の編制

(1) 小隊は、小隊長、小隊陸曹、無線通信手から成る小隊本部と、84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾、機関銃、小銃を主要な装備等とする3個の小銃班(装甲車化小銃班は装甲車を装備する。)から成る。

(2) 機械化中隊の小隊は、小隊長、小隊陸曹、伝令、機関銃手、副機関銃手、小銃手、前方銃手、装軌操縦手から成る装甲車を装備する小隊本部と、装甲車、84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾、機関銃、小銃を主要な装備等とする3個の分隊から成る。

2 小隊は、普通科中隊の基幹として戦闘し、攻撃においては、突撃に任ずる部隊として中隊の主要な目標を占領し、防御においては、主として中隊戦闘陣地内の主要な陣地を占領する。また、その他の偵察、警戒

等の任務を遂行することがある。

小隊が戦闘任務を遂行するに当たっては、戦車、対戦車、迫撃砲、施設等の部隊と協力することが多い。

3 本章の小銃班は、小銃分隊を含んで記述する。

2102 小隊長の職責

小隊長は、常に小隊の戦闘力を充実することに努めるとともに、小隊を指揮して任務を遂行し、その行動について責任を負う。指揮に当たっては、配属・協力・支援部隊等の特性、能力等をも熟知し、これらと密接に協力して戦闘することが必要である。

2103 指揮一般の要領

1 小隊長は、班を確実に掌握し、明確な企図の下に、適時適切な命令又は号令により、軽快機敏、率先陣頭に立って小隊を指揮する。また、絶えず状況を判断し、好機を看破して敵の弱点に乗ずる等適切に戦闘を指導する。

小隊長は、各種行動間、常に警戒に留意し、獲得した情報を機を失せず中隊長に報告するとともに小隊に徹底する。また、小隊の状況等を絶えず中隊長に報告し、要すれば協力・支援・隣接部隊に通報する。

2 小隊長は、任務に基づき、敵情、地形等を考慮し

て、上級部隊の火力と小隊の火力を調整し、適時適所にこれを発揮できるように各班の射撃を指揮する。

射撃に当たっては、射撃開始の時期又は条件を適切にして奇襲的に射撃を行い、重要な目標に対しては、機を失せず小隊の全火力を指向することが重要である。

3 小隊長は、攻撃開始前又は防御等の場合監視所を設ける。

4 小隊の指揮は、号令、手信号、無線通信等により行う。

中隊長及び配属部隊との通信は、通常、無線通信、伝令通信、視覚通信等をもって行い、状況により有線通信を使用することがある。

装甲車化小隊等においては、乗車時は車載無線機、下車時は携帯無線機をもって通信を実施する。この際、下車時においては、装甲車等との無線連絡を確保する。

5 小隊長の一般的な指揮手順については、第1107条を参照

2104 小隊本部員の職責

1 小隊陸曹は、小隊長の指揮を補佐する。このため、最もよく補佐できる所に位置する。また、弾薬の受領

及び配分を行う。小隊長不在の場合は小隊を指揮し、また状況により小隊の一部の指揮を命ぜられることがある。

2 無線通信手は、携帯無線機を操作するとともに、無線機の整備を行う。無線通信手は、特に無線通話法に習熟し、かつ、通信保全に留意することが必要である。

3 伝令（機械化小隊）は、小隊長の指示に従って行動し、主として連絡業務に任ずる。また、命ぜられて小隊陸曹の行う補給業務を援助する。

4 機械化小隊本部員の他の要員については、機械化小銃分隊員の職責を参照

2105 弾薬補給

増加弾薬等は、戦闘前、通常、集結地で交付される。戦闘間、小隊及びその配属部隊は、中隊弾薬交付所又は指定された中隊車両から弾薬を受領する。状況により、小隊は、手搬送により弾薬を前送することがある。小隊長は、弾薬補給に関して所要に応じ中隊長に援助を要求する。

小隊長は、通常、小隊陸曹に弾薬の受領及び配分について補佐させる。

第2節 行進及び宿営

第1款 要 説

2106 要 旨

小隊は、通常、配当された車両に分乗して車両行進する。徒歩行進を実施する場合には、通常、道路の両側に各一列縦隊の隊形で行進する（行進縦隊の隊形については、付録第4を参照）。

宿営地の占領に当たっては、中隊長から与えられた地域を各班に割り当てるとともに、中隊長の統制に従い警戒の処置を講ずる。

第2款 行進間の警戒部隊

2107 要 旨

行進間、小隊は、前衛小隊、側衛小隊又は後衛小隊となり警戒に任ずることがある。

本款においては、主として前衛小隊について記述し、その他については、特異事項を付記する。

2108 前衛小隊の任務

前衛小隊は、前衛中隊の前方に派遣され、示された進路を維持し、前衛班（前衛班が派遣されない場合は、前衛小隊自ら）によって進路上を警戒し、小部隊の敵は撃破して前進する。また、必要な場合は、前衛中隊主力の展開のための時間と地域を確保する。

2109 前衛小隊の編組及び隊形

1 前衛小隊には、通常、対戦車小隊・戦車部隊等の一部が配属されるか、又は同行するとともに、迫撃砲小隊の前進観測班が同行する。

状況により、特科・重迫撃砲部隊の前進観測班及び協力・支援部隊の偵察員が同行することがある。前衛小隊には、対戦車資材等が付与される。

前衛小隊長は、前衛中隊長から前衛班を派遣するか否かを示される。前衛中隊長から前衛班の派遣を命ぜられた場合は、前衛班に車両を配当し、かつ、連絡維持の処置を講じ前方に派遣する。

徒歩行進の場合、小銃1個班を前衛班として前方に派遣する。

2 前衛小隊主力の隊形は、予想される敵の行動、地形、明暗の度、配当された車両数及び種類等を考慮し

て定める。

前衛小隊長は、通常、前衛小隊主力の先頭車両に乗車して前進する。前進観測班等は、前衛小隊主力と同行させ、配属された火器は、任務遂行に便利な所に位置させるとともに、防護の処置を講ずる。

前衛小隊主力と前衛班間の距離は、昼間においては、通常、約2分の時間間隔であり、夜間においては、明暗の度、地形等を考慮して適宜定める。

徒歩の場合、前衛小隊主力の隊形は、通常、行進縦隊とし、各班は道路の両側に1列縦隊となり、各員の距離は約10歩とする。前衛小隊長は、通常、前衛小隊主力の先頭又は前衛班と前衛小隊主力との中間を前進するが、必要な場合は現地をよく観察でき、かつ、指揮の容易なところに位置する。この際、車両は、前衛小隊主力の後方を躍進しつつ続行させる。

前衛小隊主力と前衛班間の距離は、昼間においては、通常、約200mである。夜間においては、明暗の度、地形等を考慮して適宜定める。

前衛小隊長は、前衛班及び前衛中隊主力間に、必要に応じ連絡員を配置し、これらとの連絡を維持する。

2110 前衛小隊の前進要領

1 前衛小隊長は、行進に先立ち敵情、気象、地形等を判断して前進要領を定める。

前衛小隊長は、前衛班（前衛班を派遣していない場合は、先頭車）に、進路上の警戒を命ずるとともに、前衛小隊主力内の各班（又は各車両）に、警戒方向を割り当て、主として前進方向併せて側方を警戒させる。必要な場合は、進路上の要点に警戒員を派遣して偵察を行わせることがある。

側方にある警戒を要する危険な箇所は、前衛中隊長に報告する。

2 前衛小隊長は、前衛班（前衛班を派遣していない場合は、先頭車）に対し、行進経路又は行進方向、行進速度、警戒要領、前衛小隊主力との距離等を示し、かつ、通信手段について処置する。

徒步行進において連絡員を配置する場合は、所要の班に連絡員を配置する間隔、連絡先等を示す。連絡員を配置する間隔は、敵情、地形、視度等を考慮して定める。

3 前衛班を前方に派遣していない場合、前衛小隊長は、軽快機敏な乗下車により要点における短時間の視

察を実施し、速度と警戒の調和を図りつつ任務を達成する。

2111 前衛小隊の対敵行動

1 前衛小隊長は、上級部隊の情報を適切に入手しつつ、絶えず地形を判断して敵と遭遇した場合の攻撃要領を考慮しつつ前進する。敵と遭遇した場合は、前衛中隊長に報告するとともに、先制火力を発揚し、直ちに主力を展開して積極的に攻撃を開始し、前衛中隊主力の前進遅滞を防止する。この際、下車後の車両の分散・隠蔽に留意することが必要である。

2 前衛小隊長は、敵情の細部が不明な場合においても、ちゅうちよすることなく、要すれば当初の攻撃方向を示し、逐次判明する敵情に基づき、射撃目標あるいは攻撃目標を示して先制火力を速やかに指向し、小隊の戦闘力を集中発揮する。また、夜間においては、照明を有効に活用する。

敵の突進に対しては、対戦車火器の先制射撃、迅速な対戦車地雷の設置等によりこれを阻止することが重要である。

敵を撃破したならば、速やかに行進を再開する。

3 前衛小隊が敵の抵抗を排除することが困難な場合

は、射撃により敵を拘束するとともに、当面の敵情及びその翼側の位置を確かめることが必要である。

4 装甲車化前衛小隊の行動は前各項に準ずるが、全周及び対空監視を確実に実施する必要がある。

敵と遭遇した場合においては、乗車のまま攻撃するか、下車して攻撃するかは状況によって決定する。

2112 側衛小隊

行進縦隊の側衛として行動する小隊の行動は、側衛としての中隊の行動に準ずる。

2113 後衛小隊

1 後衛小隊は、後衛中隊から後方に派遣された警戒部隊である。後衛小隊の編組、後衛中隊主力との距離及び隊形は、前衛の場合に準ずるが、隊形が逆となっている点が異なる。本条においては、主として後退行動における後衛小隊について記述する。

後衛小隊は、後衛中隊主力に続行して後方を警戒しつつ行進し、敵を遅滞又は阻止し、後衛中隊主力の行動を掩護する。

後衛小隊長は、通常、後衛小隊主力の後尾を前進する。

2 敵の追尾を受けた場合、後衛小隊長は、とどまっ

て敵を阻止すべきか、あるいは行進を続行すべきかを判断し所要の処置を講ずる。とどまって敵を阻止する場合は、指揮に最も便利な所に位置し、後衛小隊の戦闘を指揮する。

この際、戦車・対戦車火器・機関銃等の火力を最高度に発揮して、敵を過早に展開させるように努めるとともに、敵の迂回行動に対して特に警戒する。

夜間においては、照明を有効に活用する。

第3款 宿営間の警戒部隊

2114 要 旨

1 宿営間、小隊は、中隊が宿営地内にあって警戒区域を与えられた場合、中隊長の命令及び統制に従い直接警戒の処置を講ずるほか、歩哨の設置、斥候・巡察の派遣を命ぜられることがある。

2 中隊が前哨となった場合、小隊は、前哨抵抗線の部隊となるか又は予備隊となる。また、小隊は、外哨の差し出し、斥候・巡察の派遣を命ぜられる。前哨抵抗線の陣地占領を命ぜられた小隊は、防御に準じて行動する。外哨の配置を命ぜられた小隊長の行動については、教範「歩哨・外哨及び斥候」を参照

3 ときとして、小隊は、前哨となることを命ぜられることがある。この場合は、中隊に準ずる。

第3節 攻 撃

第1款 要説

2115 要 旨

1 攻撃における小隊は、通常、中隊の一部として戦闘する。小隊は、小隊長の軽快な指揮により自隊の戦闘力及び協力火力を利用して敵を制圧し、その効果と地形を利用して敵に近迫し、突撃をもって敵の抵抗を撃破し、中隊の主要な目標を奪取する。

2 装甲車化小隊は、通常、戦車部隊と協力し、密接な相互支援を維持し、戦闘力を要点に集中發揮する。この際、状況に應ずる乗下車戦闘を適切軽快に行う。

3 小隊は、中隊命令により、第一線小隊又は予備隊となり、かつ、配属・協力及び支援部隊について示される。小隊が第一線小隊となった場合には、攻撃目標、攻撃開始時期、攻撃方向、攻撃発起位置、突撃の統制・調整、火力運用、普戦チームの突撃要領、障害の処理

要領、必要に応じて下車地線(装甲車化小隊)、要すれば行動地帯、及びその他必要な事項が示される。

第2款 攻撃準備

2116 要 旨

1 小隊長は、通常、無線通信手及び所要の人員を同行し、中隊長から示された時期、地点において中隊命令を受領する。その後適切な手順により、時間を効果的に使用し、最大限の準備を行う。

2 小隊長は、最小限の時間と損害をもって任務を達成するため、自隊の戦闘力と協力火力とを密接に連携させ、これを適時適所に集中發揮できるように攻撃方法を決定する。小隊長は、各小銃班の攻撃目標及び運用、配属装甲車部隊の運用、戦車部隊との協力、攻撃方向、攻撃発起位置、障害の処理及び通過、突撃の統制・調整、ざん壕戦闘の要領、目標奪取後の行動、警戒等について決定する。

また、固有及び配属火器の運用について決定するとともに、小隊に直接協力する対戦車小隊等、迫撃砲小隊(班・分隊)等の指揮官と調整し、射撃について所要の要求を行う。

2117 集結地における戦闘準備

1 集結地到着後、小隊長は、割り当てられた地域に小隊を分散させるとともに、直接警戒の処置を行う。

2 小隊長は、中隊命令を受領したならば、所要の偵察を行って攻撃方法を決定し、小隊命令を下達する。

3 小隊長は、次の事項を実施するとともに、その状況を中隊長に報告する。集結地においては、戦闘準備、警戒等に支障のない範囲で努めて小隊員を休養させ、戦意の充実を図ることに留意する。

- (1) 彼我の状況及び各班の任務を徹底し、かつ、これに基づいて各班に偵察及び調整を行わせる。
- (2) 火器その他の装備品等の機能を点検する。
- (3) 示された装備品等を携行準備又は残置する。
- (4) 弾薬、糧食、特殊装備品等を受領し、配分する。
- (5) 協力・支援部隊と調整し、配属部隊を掌握する。
- (6) 示された場合は、予行を実施する。

4 装甲車を配属された場合は、各装甲車及び乗員の状況特に整備の状況、車載火器及び無線機の状態、弾薬・燃料等を点検してその戦闘準備を確認するとともに、乗車区分を定めて小隊と結合して一体とし、乗・下車訓練を行う。

2118 攻撃目標

小隊長は、与えられた攻撃目標に対して、小隊及び支援部隊の戦闘力を集中発揮できるように、小銃班に攻撃目標を与える。班の攻撃目標は、通常、目視できる地形・地物をもって示す。この際、できれば攻撃目標の前縁及び後縁も示す。前縁を示す場合は、左右の限界を示す。

浮動した状況等においては、展開して前進中に逐次各班に攻撃目標を与える。

2119 小銃班の運用

1 小隊長は、3個の小銃班を的確に運用して目標を奪取する。小隊長は、小銃班を必要に応じ第一線班と予備班に区分し、第一線班には攻撃目標、攻撃方向、目標奪取後の行動、要すれば射撃目標等を示し、予備班には当初の位置、前進経路等を示す。予備班は、通常、有利な方向から第一線の戦闘力を増加するために使用し、必要に応じ射撃をもって第一線班の攻撃に協力させる。

2 状況により、小隊長は、小銃班の84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾、機関銃等を直接指揮し、戦闘の機微に応じた射撃に使用することがある。

2120 装甲車化小銃班の運用

小隊長は、装甲車化小銃班を、通常、戦車部隊と協力させて運用する。小隊長は、乗車攻撃間、状況に応じた各種の隊形をとり、戦車部隊との間及び小隊内の密接な相互支援を確保しつつ、適時適所に戦闘力を発揮して、攻撃速度を持続し、迅速に目標を奪取する。

この際、状況に応ずる適切軽快な乗下車戦闘によって、困難な地形等を克服するとともに、敵の射撃から損害を回避する。

小隊長は、攻撃間、装甲車の車載火器の効果的な運用特に下車戦闘時における射撃の実施、装甲車の防護について着意する必要がある。

2121 戦車部隊との協力

1 小隊長は、普戦相互の調和を図り、長短相補い戦闘力を集中発揮することに努める。普戦チーム内で攻撃する場合、又は普戦協同して攻撃する場合においては、その攻撃の方法が中隊長から示される。

2 小隊長は、小隊の攻撃方法と戦車部隊の行動を連携させるため、戦車部隊と調整を行い、戦闘の要領を部下に周知徹底させる。小隊長は、戦車部隊指揮官との調整に当たり、できる限り現地について前進要領、

超越要領又は追及要領、障害物通過要領、誘導要領、目標の指示、信号及び標識、目標奪取後の行動、徹甲弾の離脱装弾筒の飛散危険区域等について細部調整する必要がある。この際、戦車部隊の火力発揮を容易にし、突撃における衝撃力を最大にするとともに、戦車の防護に留意する。

2122 攻撃方向

小隊長は、中隊長から示された攻撃方向に基づき、視・射界、隠蔽・掩蔽、敵砲迫火力・直接照準火力による妨害、火力支援に任ずる我が戦車・対戦車火器の射撃方向、班の相互支援等を考慮して、各班の戦闘力を攻撃目標に有効に発揮できるように攻撃方向を決定する。この際、特に隠掩蔽して敵に接近できる方向を選定する。

2123 障害の処理及び通過

1 小隊は、行動地帯内の軽易な障害は、通常、自らこれを排除する。

攻撃前に障害に関する情報を入手したならば、処理のため必要とする資材、火力等について中隊長に要求するとともに、関係指揮官と調整する。

小隊自ら障害を処理して突撃する場合は、地形、障害物の種類・強度、敵特に火器の配置、小隊の突撃部

隊の配置等を考慮してあらかじめ直轄の作業隊を編成し、処理すべき位置、処理の時期、作業の要領、支援の方法等を定める。また、各班の通過地点、通過順序及び火力・煙等による掩護の処置を定めるとともに、予備の手段を準備する。

2 通路は、通常、突撃開始までに開設する。開設の方法・時期・場所は、攻撃方法、障害の種類・程度、使用できる資材等によって異なるが、軽易な障害は、班ごとに所要の資材を携行させ、突撃と同時に処理させることがある。

突撃直前に一挙に開設する場合は、敵の陣地と障害との関係位置、障害の程度等により突撃発起位置の選定を適切にするとともに、突撃発起と障害処理の行動を調和させる。

3 障害特に地雷の規模が大きい場合は、通常、上級部隊によって処理された通路を通過して攻撃する。この場合、小隊長は、処理に任ずる指揮官と通路の位置・表示、誘導、支援等について調整し、各班の通過順序、隊形等を決定する。

2124 突撃の統制

1 突撃の統制は、次の要領による。

中隊命令により突撃支援射撃の射撃目標、射撃の開始及び延伸の要領、射撃の継続時間並びに突撃発起の位置及び時期が示された場合、小隊長は、必成を期するため、突撃支援射撃の要領と小隊の行動とを密接に連携させ、各班の突撃発起位置、突入点、突入順序、突入隊形、突入方向、突撃時における固有及び配属火器の用法、ざん壕戦闘の要領等を決定して小隊の突撃を統制する。

この場合、小隊長は、絶えず中隊長と緊密な連絡を維持し、適時当面の状況を報告するとともに、機に応ずる突撃支援射撃の開始、延伸等の要求等を行い、通常、突撃支援射撃の砲迫火力の延伸と同時に突撃を発起する。

2 各班の突撃発起位置は、小隊長が突撃支援射撃、地形等を考慮して、小隊が我が火力による損害を被らないで、目標に一挙に前進できるよう極力敵陣地に近く、かつ、有利な態勢を保持できるように決定し、現地について示す。当初明確に示すことができない場合は、攻撃の進展に伴い逐次補足する。

3 戦車と協力して突撃する場合における突撃の要領は、攻撃開始前中隊長から示される。

(1) 戦車先導及び普戦同時突撃の場合

小隊長は、同一目標に突入する戦車部隊指揮官と突入時における小隊と戦車との関係位置、戦車の突入経路又は方向等について調整する。

(2) 普通科先導突撃の場合

小隊長は、戦車部隊指揮官と小隊の突入隊形、突入掩護のための戦車の射撃要領、追及の時期及び経路、突入後の進出線等について調整する。

第一線小隊の突入隊形及び突入方向は、敵情、突撃目標への火力制圧の効果、突入地点の地形、突入後の戦闘要領等を考慮して決定するが、小隊の縦隊隊形による、敵陣地側方からの突入を有利とすることが多い。

縦隊で突入する場合にあっては、小隊内の対戦車火器及び増加携行した対戦車火器の位置を対戦車戦闘に即応できるよう適切に選定する。

4 敵戦車等・対戦車火器の配備が比較的薄弱で、かつ、敵陣地に掩蓋等が少なく、砲迫の曳火射撃等によって敵を制圧できる場合、あるいは敵戦車等・対戦車火器をあらかじめ撃破できる場合等において装甲車による乗車突撃を行う場合は、特に突撃支援射撃の要求

の時期、射撃の要領、射程延伸の時期について、戦車部隊及び対戦車・迫撃砲小隊等と十分調整する。

この場合、状況により随時下車戦闘に転移できるよう徒歩による突撃要領についても、あらかじめ計画する。

5 ざん壕戦闘の要領

(1) ざん壕戦闘の要領の決定においては、敵情、地形特にざん壕の状況、予想する敵の小反撃、協力火力、障害の通過口の位置等を考慮して、努めて迅速に突入できるように、突入隊形、突入後の各班の運用、戦闘間の統制等を定める。この際、砲迫の突撃支援射撃の延伸後の空白部に対する我が戦車、対戦車火器等の射撃効果を最大限に活用する。

(2) ざん壕内の相撃を防止するとともに、指揮連絡を容易にするため、必要に応じ統制点（線）を定める。

統制点（線）は、通常、敵ざん壕内の分岐点に設定する。

(3) ざん壕内においては、超過間隙射撃のため、突入部隊の位置を表示するとともに、敵の小反撃に対し応急障害の設置等を準備する。

- (4) 無反動砲手、携帯対戦車弾手等はざん壕戦闘間、突入部隊の先頭付近に位置し、敵戦車等の小反撃に対処する。

2125 目標奪取後の行動

1 小隊長は、小隊の目標奪取後の目標確保のため、小隊の配置、配属火器の陣地変換、弾薬補給、その後の行動等に関し、あらかじめ計画する。目標の状態により当初班の確保する地域を示すことができれば攻撃命令に含ませる。当初示すことができない場合は、攻撃の進展に伴って速やかに示す必要がある。

中間目標奪取後の行動についても、これに準ずるが、奪取目標の確保及び再編成は必要最小限にとどめる。

2 装甲車化小隊の場合は、前項のほか、目標奪取後における各装甲車の概略の位置並びに追及の時期及び要領をあらかじめ計画する。

2126 固有火器等の運用

1 84 mm 無反動砲

小隊長は、84 mm 無反動砲をもって、主として、敵戦車等の射撃に使用させる。また、敵の側方からの火器等の撃破・制圧、小規模の煙幕の構成等に使用させる。小隊長は、攻撃前進間、敵機甲目標に対する火力

支援基盤として使用する場合は、これを直轄して集中運用する。運用に当たっては、後方爆風に留意させる。

2 携帯対戦車弾

小隊長は、携帯対戦車弾をもって、主として、敵戦車等の射撃に使用させる。また、敵の側方からの火器等の撃破・制圧等に使用させることがある。小隊長は、攻撃前進間、敵機甲目標に対する火力支援基盤として使用する場合は、これを直轄して集中運用する。また、携帯対戦車弾を敵の第一線陣地突入直後の対機甲戦闘に使用するため、通常、各班の小銃手に携行させる。この際、交戦距離が短いため、少ない射撃機会を最大限に利用し、確実な先制撃破、初弾必中を図る。

3 機関銃の直接指揮

小隊長は、班の機関銃の全部あるいは一部を一時直接指揮する場合、小隊陸曹あるいは適任者を長に指名し、長を通じて指揮するか、あるいは直接指揮し、戦闘の機微に応じた射撃を実施させる。

2127 配属火器の運用

106 mm 無反動砲、対戦車誘導弾、81 mm 迫撃砲等が小隊等に配属された場合、小隊長は、配属部隊指揮官に対し、射撃目標又は射撃区域、陣地地域とこれへの移動、

射撃開始及び中止の時期又は条件等射撃実施の細部要領、陣地変換、警戒、通信、弾薬補給等に関して示す。配属部隊指揮官との通信は、通常、無線通信によるが必要に応じ伝令通信、視覚通信等を用いる。

2128 火力の要求及び調整

1 小隊長は、小隊の攻撃方法の決定に当たり、中隊長の火力運用を承知するとともに、必要な火力を中隊長に要求する。

2 小隊長は、火力運用計画を現地についてよく承知し火力要求に支障のないようにする。また、対戦車・迫撃砲小隊長等と陣地地域(陣地変換予定地を含む。)、射撃目標等について調整し、かつ、小隊の攻撃方法について細部打合わせを行う。

3 小隊長は、直協任務の81 mm 迫撃砲部隊指揮官に、早期に小隊の攻撃目標、攻撃方向、班の運用等を示し、射撃等に関する要望を述べ、小隊の行動と密接に調整する。

2129 攻撃命令

1 小隊長は、班長等に攻撃に直接関係のある敵及び味方部隊の状況、小隊長の企図、各班の任務、弾薬使用の統制、兵站、指揮・通信等に関する事項を簡潔に

示す。

2 小隊長は、行動地帯の敵情及び地形が観察できる地点において命令を下達する。状況により、写景図、要図、砂盤等により下達し、さらに攻撃直前に現地において重要事項を確認させ必要な事項を補足する。

2130 攻撃準備の完了

1 小隊の攻撃発起位置は中隊長から示され、小隊は、中隊の統制下で集結地から攻撃発起位置へ移動する。

攻撃発起位置に到着後、小隊長は、各班の攻撃発起位置を示してこれを占領させ、所要の警戒及び監視を行う。小隊長が84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾、機関銃を直接指揮する場合には、必要に応じ陣地占領を命ずる。

小隊長は、攻撃発起位置において命令を補足し、各班の攻撃準備を確認し、対戦車・迫撃砲小隊、掩護部隊等の指揮官と最終の調整を行い、小隊の攻撃準備完了を中隊長に報告する。この間、小隊は、できる限り隠蔽・掩蔽の処置を講ずるとともに、所要の工事を行う。

2 装甲車化小隊(班)は、できる限り集結地において、行進に引き続き攻撃を開始する場合は小休止等あ

らゆる機会を求めて攻撃準備を完了し、攻撃発起位置における準備を最小限にする。

第3款 攻撃戦闘

2131 攻撃開始

小隊は、中隊長から示された時期に、状況に適合した隊形（中隊長から示されることがある。）をもって、攻撃発起位置から攻撃を開始する。

装甲車化小隊（班）の場合は、攻撃発起位置には長く停止しないようにする。

2132 攻撃前進の要領

攻撃を開始した小隊は、射撃の効果及び地形を利用し、極力敵火による損害を避けつつ速やかに突撃発起位置へ前進する。小隊の前進を阻止する敵の直接照準火器の射撃を受けた場合、小隊長は、84 mm 無反動砲・携帯対戦車弾・機関銃（直接指揮する場合）及び班に射撃開始を命ずる。

また、同行する前進観測班あるいは中隊長に火力を要求して、その効果を有効に利用しつつ前進する。

1 長距離射撃下の前進

小隊は、前進中、敵の機関銃、砲迫等の射撃を受け、

協力火器及び小隊自隊の射撃によって完全に制圧できない場合は、通常、次のいずれかの行動をとる。

(1) 迂回

地形又は被弾地域の大きさが迂回を許すならば、この方法が最良である。

(2) 強行通過

集中射撃の規模が小さい場合、小隊長は、ちゅうちょすることなく速やかに小隊を前進させる。

(3) 前進停止

前進すれば更に大きな損害を受ける場合にだけ停止させる。この場合、小隊長は、直ちに中隊長にその位置、停止の理由等を報告し、敵の射撃の中断に乗ずる等好機を看破して機を失せず前進を再開する。

2 近距離射撃下の前進

小隊の火器の有効射距離内で敵の小火器の射撃を受けた場合、小隊は、必要に応じこれらの敵火器を制圧するとともに、地形・地物を利用し、射撃と運動により前進を継続する。また、前進を阻止する敵に対しては、同行する前進観測班あるいは中隊長に火力を要求しその効果を利用するとともに、自らも小隊の一部に

敵を射撃させて拘束し主力を前進させる等、あらゆる手段を尽くして前進を継続する。

3 小隊又はその一部が隣接小隊等の行動地帯を通過する必要がある場合、小隊長は、隣接小隊長等と調整する。

2133 装甲車化小隊等の攻撃前進要領

1 装甲車化小隊等は、通常、戦車部隊と相互に支援する一体化した隊形によって戦闘し、戦車部隊に対して最大の防護が得られるよう緊密な相互支援を確保する。

また、地形及び状況の変化に応ずる隊形の変化あるいは軽快な乗下車戦闘の組合せ等により敵火による損害を避けつつ、小隊が一体となって、迅速に目標に向い前進する。この間、小隊長は、車載機関銃等の射撃開始、火力の配分等について適時命令して小隊の行動を統制する。

2 戦車部隊と同軸で攻撃する場合の前進要領には、次の要領がある。

(1) 状況が浮動している場合、あるいは敵の戦車・対戦車火器が少ないか、又は制圧できる場合等においては、戦車部隊が先頭に立って十分に火力を発揮

しつつ前進し、装甲車化小隊等は、不必要に敵に暴露することなく戦車部隊の後方を敵の対機甲接近戦闘から戦車を防護しつつ、両者が一体となって前進する。この際、装甲車化小隊等は、努めて戦車部隊に接近して前進するが、戦車部隊と混交しないようにする。

(2) 地形、敵情等により、目標に向かって一挙に前進できない場合等において、戦車部隊と装甲車化小隊等は、射撃と運動を適切にし躍進する。

躍進は、前進と停止とを適宜反復して一地から一地へ移動する方法であり、その要領には、一斉躍進、逐次躍進及び交互躍進がある。逐次躍進及び交互躍進は、通常、2両単位で行う。

小隊長は、躍進に当たり、戦車部隊の躍進に密接に連携させ、緊密な相互支援を確保することに留意する。

ア 一斉躍進においては、小隊は一斉に次の躍進地点まで前進する。

イ 逐次躍進においては、小隊を二つの組に区分し、後方の装甲車は先行の装甲車の位置まで前進して停止し、次いで先行の装甲車は次の躍進地点

に前進する。以下、この要領を繰り返して前進する。

ウ 交互躍進においては、小隊を二つの組に区分し、後方の装甲車は、先行の装甲車の位置より更に前方の躍進地点に前進する。以下、この要領を繰り返して前進する。

3 前進間、敵の戦車等及び対戦車火器の射撃を受けた場合において、前方近くに遮蔽地域があれば、通常、迅速にそこに前進する。稜線上において射撃を受けた場合には、通常、後退して遮蔽する。開闊地において射撃を受けた場合あるいは地雷等の障害のため前進を続行することができない場合には、速やかに下車する必要がある。いずれの場合においても、煙によって敵の射撃を回避し、我が行動を秘匿できれば有利である。

4 下車した場合は、装甲車を遮蔽した地域にとどめ、小隊は迅速に攻撃を続行する。下車後の攻撃は、徒歩の場合の攻撃要領に準ずるが、装甲車をもって車体遮蔽陣地から射撃を行わせる場合は、残置装甲車の指揮官、残置する人員、射撃任務、その後の行動等について示す。

5 森林、錯雑地等においては、乗員の全部あるいは

一部を下車させて戦車及び装甲車の防護を行いつつ前進する。

2134 隣接部隊との連絡

中隊長から命ぜられた場合、小隊長は、連絡班を派遣して、隣接部隊との連絡を確保するとともに、側面を警戒する。連絡班の勢力は、通常、1 個小銃班以下とする。自己小隊と隣接部隊との間隔が開いた場合、小隊長は、連絡班を増強し、直ちにその状況を中隊長に報告する。

2135 予備小銃班の使用

小隊長は、予備小銃班を設けた場合、戦況の進展に伴い、戦況・地形等を考慮して小隊の戦闘力を攻撃目標に集中発揮して決定的成果を得るように、予備小銃班の使用の時期・場所、攻撃方向等を決定する。

予備小銃班の使用に当たっては、地形、敵配備の間隙等を利用するか、あるいは我が火力の掩護、煙の利用等により敵を背後から攻撃するように努める。必要に応じ、射撃をもって第一線班の攻撃に協力させる。

2136 突撃準備

1 小隊長は、攻撃準備の時期から逐次突撃を準備する。戦闘の進展に伴い計画に従って逐次準備を行い、状況に応じて補足・修正して突撃準備を完成する。突

撃準備に当たっては、まず敵陣地の状況特に突撃を妨害する敵の位置及び状態、障害の種類及び程度、敵陣地の弱点等を把握して部隊を配置し、火力の要求を行うとともに、軽易な障害は自ら処理し、側方からの火器を撲滅し、自隊の所要の火力を発揚して突入点付近の敵を制圧する。

小隊長は、敵陣地の抵抗の度、目標の広狭、制圧の程度、地形、障害の状態等を考慮して各班に突撃発起位置、突入点・順序・隊形・方向、ざん壕戦闘の要領、支援要領等を示す。状況により、突撃に任ずる班を指定して他の班を支援に使用することがある。

84 mm 無反動砲・携帯対戦車弾（直接指揮する場合）に対しては、射撃目標と射撃陣地を示し、敵陣地内の戦車等を射撃させるか、又は側方からの火器を射撃させる。

小隊長が、機関銃を直接指揮する場合には、陣地を占領させて、小銃班の突撃に協力させるか、不意に現出する側方からの火器を射撃させる。

小隊長は、突撃準備の完成を確認し、状況を中隊長に報告する。

2 乗車突撃においては、敵に近迫するにしたがい、

要すれば、突入隊形、各小銃班の装甲車の突入方向、下車及びその後の行動等について補足・修正し、これを確認して突撃準備を完了する。

2137 突 撃

1 突撃に当たっては、小隊長以下の積極果敢な攻撃精神及び好機に乗ずる突撃発起が重要である。

特に、小隊長は、率先陣頭に立って勇猛果敢に行動することが重要である。小隊長は、常に敵情に注意し、味方部隊の火力の効果を適切に利用するとともに、自隊の所要の火力を発揮し、機に応じた積極的な突撃の実行に努める。この際、我が超過・間隙射撃を有効に活用できるように、突入方向及び隊形を適切にする。

2 突撃を発揮した小隊は、砲迫火力による敵後陣地等の制圧効果、対機甲火力による超過・間隙射撃の効果及び自隊の火力を最大限に活用し、迅速に敵ざん壕陣地等に近迫し突入する。

3 突入部隊が実施する突入の要領

(1) 突撃発起後、突撃射撃を実施せず早駆けにより一挙に突入点まで近迫し突入する。

(2) 突撃発起後、突撃射撃を実施しつつ突入点まで近迫し突入する。

(3) 小隊長は、(1)(2)の要領によるか、あるいはこれらを組み合わせて各班の突入の要領を決定する。突入の要領の決定に当たっては、敵特に戦車等の状況、地形、味方部隊の協力・支援、戦車部隊との協力要領、障害の状態等を考慮する。

4 小隊長は、突入の要領を決定したならば、速やかに小隊に地形・地物を利用して徹底する。また、突入に際して、かん声を発しないことが有利な場合は、小隊にその旨を徹底する。

5 我の火力制圧が有効である場合又は縦隊で突入を行う場合には、突撃発起位置を突入点に近接させ、一挙に突撃することが望ましい。

6 障害を通過して突撃を行う場合、小隊長は、通路の状況を確認し、開設された通路の状況により所要の変更を行い、かつ、補修のための処置を講ずる。通路の通過に当たり、小隊長は、弱点を呈することなく迅速に整斉と実施できるように班を指導する。このため、通路の割当て、通過順序及び通過後の隊形を適切に選定する。また、通過後できる限り迅速に敵さん壕等に突入するよう班を指導する。

突撃発起位置は、通常、中隊長から障害の手前にす

るか、敵方にするか、あるいは障害の中にするかを示されるが、小隊長は、突撃発起の細部位置を決定するに当たり、火力協力の要領を考慮し、努めてその効果を最大に利用するように着意する。

7 戦車部隊と協力して突撃する場合は、戦車部隊の衝撃的效果を利用して突入するとともに、敵の対機甲接近戦闘に対して戦車を防護する。

8 突撃に際し、煙等が用いられる場合は、その効果を利用して敵に近迫し突入する。

9 敵さん壕等に突入しても、なお抵抗を継続する敵に対しては、手榴弾等の投擲あるいは小火器の射撃等を行って引き続き近接戦闘を継続する。

敵さん壕内の戦闘に当たっては、小隊長の十分な統制の下、所在する敵部隊を逐次に撃破しつつ前進する。

小隊長が直轄する無反動砲等を適宜の位置に前進させ、敵戦車等の反撃に対処する。

この際、相撃防止のため、さん壕内の突撃方向、統制線（点）等の徹底、我が部隊の先頭位置の表示、報告・通報の処置を確実に実施する。

10 小隊長は、所在の敵を撃破して目標の遠端に進出し、同地を確保したならば、速やかに小隊の態勢を整

え、機を失せず固有及び配属火器を陣地につける。

11 乗車突撃を行う場合においては、車載機関銃等により、判明あるいは疑わしい敵陣地に対して射撃を行うとともに、戦車の周辺に濃密な射撃を行って、これを防護しつつ突入する。

砲迫の曳火射撃下に突撃する場合においては、装甲車等が目標に到達と同時に射程延伸できるようにその要求時期を適切にする。突入したならば、速やかに下車して目標上の残敵を掃討する。状況により、下車することなく引き続き攻撃を続行することがある。

2138 目標奪取後の行動

1 小隊目標を奪取したならば、小隊長は、速やかに敵ざん壕陣地等を利用して、各班を予定の位置につかせ、偵察を行い、敵の機動打撃に対処する。

また、各班の人員及び火器を点検し、弾薬の再補給及び再配分を行い、敵情及び小隊の状況を中隊長に報告する。

2 小隊がその中間目標を奪取した場合の行動は、前項に準ずるが、必要最小限にとどめ、速やかに攻撃続行の準備を行う。

第4款 予備小銃小隊

2139 予備小銃小隊

1 予備小銃小隊は、次の目的に使用される。

- (1) 第一線小隊を阻止している敵の側面を攻撃する。
- (2) 第一線小隊と交代して攻撃を続行する。
- (3) 第一線小隊の攻撃に火力により協力する。
- (4) 障害を処理する。
- (5) 斥候を派遣して側面を警戒する。
- (6) 連絡班により隣接部隊との連絡を維持する。
- (7) 敵の機動打撃に対処する。

2 予備小隊は、中隊長の命令により行動する。移動間の隊形は、損害を避けることができ、かつ、掌握の容易なようにする。また、戦闘間、小隊が第一線小隊と混交しないように注意する。

前進間、小隊長は、第一線小隊の行動及び側方の状況を絶えず観察するとともに、状況の進展に伴い中隊長の企図に基づき、小隊の行動について腹案をたてる。

小隊長は、通常、小隊と行動を共にするが、絶えず中隊長と密接な連絡手段を講ずる。必要に応じ中隊長

と同行する。

第4節 防 御

2140 要 旨

1 防御における小隊は、通常、第一線小隊又は縦深に配置する小隊として、中隊戦闘陣地内に陣地を占領する。小隊は、与えられた戦闘陣地内に地形を利用して陣地を編成し、与えられた射撃区域に対機甲火力を重視し組織的な火力を構成し、築城、障害によって陣地を強化する。

2 第一線小隊は、敵を陣地の前方で射撃によって撃破し、敵が陣地に侵入したならば近接戦闘によりこれを撃退して陣地を確保する。

縦深に配置される小隊は、主として射撃により前方の陣地の間隙及び第一線小隊戦闘陣地を火制し、中隊戦闘陣地の縦深を増加するとともに、側背の防護を担当する。また、必要に応じ、隣接部隊との間隙の閉塞、第一線部隊の増強、警戒部隊の差し出し、敵の駆逐等の任務を付与されることがある。

3 小隊は、中隊命令により通常、中隊の防御要領特

に対機甲撃破地区（地点）（指定された場合）を含み、対機甲戦闘の要領、概略の戦闘陣地、必要に応じ補足陣地、射撃開始の条件、突撃破砕射撃に参加する中隊長指定の84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾の概略の射撃陣地、射撃区域、主射撃方向、突撃破砕線を構成する機関銃の概略の射撃陣地及びその突撃破砕線、火力急襲点の位置及び参加する火器・隣接部隊との相互の火力協力要領等について所要の事項が示される。

2141 指揮手順

小隊長は、中隊防御命令を受領したならば、適切な指揮手順によって、努めて班に防御準備のために利用できる時間を与えるように行動する。指揮手順は、状況特に敵との接触の程度、準備のために使用できる時間等により異なるので、一定の形式に陥ることなく状況に適応させることが必要である。中隊命令受領後の指揮手順の一例は、次のとおりである。

1 偵察出発前の処置

小隊長は、偵察のため出発するに先立ち、通常、次の事項に関して処置する。

(1) 示された戦闘陣地に小隊が適時に到着できるように部隊の移動について定め、これに関する命令を

下達する。命令には、移動の時間、場所、経路、行進順序等を示す。

(2) 偵察のための経路、偵察事項、偵察に使用する時間等を定める。

(3) 小隊命令を下達する場所、時刻、集合者等を決定し、これを関係者に示す。

(4) 隣接及び小隊戦闘陣地に配置される対戦車小隊等・迫撃砲小隊等の指揮官（前進観測者も含む。）との調整を確実に実施する。また、その後の調整に関する打合せを行う。

2 偵察の実施

(1) 小隊長は、所要の人員とともに時間の許す限り詳細に偵察を行う。

(2) 小隊長は、まず中隊長から示された小隊戦闘陣地、射撃区域、対機甲撃破地区（点）、84 mm 無反動砲・携帯対戦車弾の概略の射撃陣地、射撃区域及び主射撃方向、火力急襲点並びに小隊に関係のある砲迫の弾幕の位置を確認する。

(3) 小隊戦闘陣地の前方の偵察に当たっては、敵の攻撃要領を考察しつつ、敵戦車等の機動に適する地域、敵が隠蔽して近接できる地域、敵が行動するの

に困難な天然の障害及び暴露した地形、敵が監視所として利用すると予想される地形・地物、小隊戦闘陣地内で敵眼に暴露している地域等を明らかにし、地形分析の結果と併せて具体的な敵の攻撃要領の見積りを実施する。

(4) 次に主として、小隊戦闘陣地内の地形を偵察して、上記同様に地形分析の結果と併せて、敵の戦車等、徒歩部隊の具体的な撃破の要領を明らかにする。

ア 隣接部隊及び小隊戦闘陣地内に配置される戦車・対戦車火器と調整を必要とする事項

イ 84 mm 無反動砲・携帯対戦車弾の射撃陣地及び主射撃方向

ウ 機関銃の射撃陣地及び突撃破碎線の正確な照準点又は主射撃方向

エ 各班の陣地の左右の限界、概略の経始及び射撃区域（補足陣地を含む。）

オ 各班の一部の小銃の概略の射撃陣地及び主射撃方向

カ 配属火器がある場合は、射撃陣地とその任務

キ 通信・補給経路及び監視所

ク 築城・障害作業に当たって特に考慮すべき事

項

3 命令の下達

4 命令実行の監督・指導

2142 陣地の編成

1 小隊は、独立性を保持し、強靱な抵抗により敵の攻撃を破碎するように陣地を編成する。小隊は、通常、同一地域に陣地を編成する。この場合、小隊戦闘陣地には、通常、約260～360 mの正面幅が与えられる。

2 小隊長は、戦闘陣地内に配置される戦車・対戦車火器の火力の發揮及びその防護、小隊の火力の編成、地形、敵火による損害の防止、班の掌握等を考慮して、各班の主陣地（必要な場合は、補足陣地を含む。）の左右の限界及び前縁の概略の経始を決定する。

班陣地の正面幅は、掩体間の間隔5～20 mを基準として定める。

小隊戦闘陣地に位置する部隊装備火器には、1銃（門）につき約25 mの間隔を与えることが必要である。各班は、地形を利用しておおむね1線に配置するか、又は縦深（鱗（りん）状又は梯次）に配置する。両翼の班は、隣接小隊との間隙を射撃するため、通常、その外翼を内側に入れて配置する。

3 主陣地から小隊戦闘陣地の側面及び後方に対して射撃ができない場合、小隊長は、補足陣地を編成する。

補足陣地は、小隊戦闘陣地の側方及び後方を防護して小隊戦闘陣地の強度を増加し、敵の隣接地域への侵入を阻止し、全周の防御及び隣接又は後方の小隊との相互支援を可能にするように、通常、陣地の前縁から200 m以内に設ける。各班の陣地は、おおむね1線に並べるか、又は各班ごとに設けるか、あるいは小隊の円陣防御が可能ないように編成する。主陣地からの移動経路は、天然の地形を利用できるようにする。状況により、中隊長から補足陣地の編成要領に関して統制される場合がある。

4 小隊長は、小隊戦闘陣地の前面に対して良好な視界が得られるとともに、小隊を最もよく掌握できる場所に監視所を選定する。この際、敵の遠距離の観測射撃から地形的に掩護が得られ、かつ、担任する地域を側方から監視・観測できることが望ましい。また、小隊監視所の位置は、中隊指揮所への掩蔽経路を有することが望ましい。

小隊長は、小隊陸曹を小隊の指揮に関し最もよく補佐できる所に位置させる。小隊陸曹は、小隊戦闘陣地

内で小隊長の掌握が困難な部分に対する指揮を補佐する。

小隊長は、小隊戦闘陣地内に位置する前進観測者及び対戦車部隊等の指揮官と容易に連絡できるように、それらの位置に関して調整する。

5 小隊長は、各陣地構築間、各掩体に指定した射撃区域に対する射撃の可能性、死角の有無、地形による掩護、分散、偽装、欺騙、作業規律等の適否について指導する。

2143 火力の編成

1 小隊長は、上級部隊の火力と調整し、まず対機甲火網を構成し、次いで対歩兵火網を構成する。この際、示された射撃区域内に最も濃密な火力を指向するとともに、全周に対しても火力を指向できるように火力を編成する。

小隊長は、中隊長から示された中隊の火力運用の全般的事項に基づき、各班の射撃区域、84 mm 無反動砲・携帯対戦車弾の射撃陣地、射撃区域及び主射撃方向（中隊長から必要に応じ対機甲戦闘のため指定された場合を含む。）、一部の小銃の概略の射撃陣地及び主射撃方向、配属火器の射撃陣地、射撃区域及び主射撃

方向並びに中隊長から突撃破砕線を指定された機関銃の陣地（予備陣地、補足陣地を含む。）の正確な位置、突撃破砕線の正確な照準点及び射撃区域、その他の機関銃については、中隊長の設定した突撃破砕線の間隙を補足するように射撃陣地、突撃破砕線、射撃区域等を決定する。

2 小隊長は、与えられた小隊の射撃区域を各班に配分する。各班の射撃区域は、必要な範囲を互いに重複させ、特に重要な敵の接近経路には濃密な火力を指向できるようにする。

この際、斜射・側射等により、他の班の陣地正面を側方から火制できれば有利である。また、相互支援、側方の防護等のため、主陣地から射撃区域外に対して所定の射撃ができるように準備を命ずる。

補足陣地の火力の編成は、主陣地に準ずるが、特に背面及び側面の防護を重視して射撃区域を与える。

3 小隊長は、84 mm 無反動砲・携帯対戦車弾の射撃陣地を、小隊戦闘陣地内で最もよく対機甲戦闘ができるように、戦車及び他の対戦車火器と調整し、地形、対戦車障害を利用して、掩蔽された位置に選定する。

この際、集中運用できるように各火器の射撃陣地を

選定するとともに、対機甲撃破地区（地点）に指向される戦車、対戦車火器の火力と同時集中的に運用できれば有利である。

小隊長は、必要に応じ、爆薬等による攻撃班を編成して秘匿した陣地に配置する。

対機甲接近戦闘のためには、歩戦分離について他の火力と十分調整する。

4 有効な突撃破砕線を構成するため、機関銃を他の小銃班の戦闘陣地あるいはその近傍に配置する場合、小隊長は、当該機関銃の指揮をその戦闘陣地の班長に命ずるか、又は直接指揮する。

小隊長は、機関銃の位置の選定に当たり、その防護に留意するとともに、敵火により破壊された場合を考慮し、対使用の小銃により突撃破砕射撃の組織を維持するようあらかじめ準備する。

5 小隊長は、各班の一部の小銃に対し、陣地前面の重要地形又は機関銃の死角特に突撃破砕線上の間隙を火制するように、その概略の射撃陣地と主射撃方向を示す。

また、小隊長は、必要に応じ所要の狙撃手を直接指揮し、小隊監視所の近くに配置して使用する。狙撃手

には、狙撃目標、射撃開始の時期等を示す。

ときとして、相互支援のため中隊長から一部の小銃の射撃方向を指定されることがある。

6 中隊長から火力急襲点及びこれに参加する機関銃等が示される場合、小隊長は、火力急襲点に対する射撃陣地の正確な位置を決定する。この陣地は、主陣地以外の場所を選定することが望ましい。

7 装甲車化小隊等（装甲車等により増強された小銃小隊を含む。）が、装甲車等を一般火力の増加に使用する場合、小隊長は、装甲車等の陣地（予備陣地、補足陣地を含む。）の正確な位置、射撃区域、主射撃方向を示す。

陣地の選定に当たって着意すべき事項は、次のとおりである。

(1) 敵の接近経路を火制するに適した地形で、障害と関連して火力を発揮することができ、かつ、努めて斜射、側射により陣前を火制できる。

(2) 射撃位置は、隠蔽・掩蔽が可能で、著明な地形・地物を避け、かつ、進入・進出が容易である。

装甲車を陣地に配置するには、当初から陣地に配置させるか、又は後方で待機させ必要な時期にあら

かじめ準備した陣地につかせる。

8 小隊長は、小隊戦闘陣地内に配置される戦車、無反動砲、対戦車誘導弾、前進観測者等と相互の陣地(予備陣地・観測所を含む。)の関係及び防護に関し必要な調整を行う。

9 小隊の射撃開始については、中隊長から条件が示される。射撃開始は、与えられた対機甲撃破地区(地点)又は射撃区域の前端に敵が侵入した場合に開始するか、あるいは敵を十分引きつけて急襲的に射撃を開始する。

小隊長は、必要に応じて、陣地の前方等に標識(標点)を設け、射撃の統制を容易にする。

小隊長は、小隊の射撃開始、突撃破碎射撃及び火力急襲等に関する射撃の要求の信号、弾薬の使用等について示す。

10 小隊長は、中隊長の指示に基づき、必要な火器の点検射、射撃諸元の決定、標定設備等を実施する。

この場合、陣地の直前に配置した局地警戒部隊等の安全について特に注意する。

11 小隊長は、中隊の火力運用計画を承知したならば、できる限り小隊陸曹及び各班長にこれを現地について

理解させ、前進観測者が死傷した場合でも射撃の要求ができるようにする。

12 縦深に配置された小隊は、第一線小隊に準じて火力を編成する。

2144 築城の編成

1 小隊長は、中隊命令に基づき、各班にそれぞれの主陣地のほか、補足陣地及び所要の掩蔽部(又は掩壕)等の構築を命ずる。掩体には、最小限曳火射撃、敵戦車等のじゅうりんに対し人員、火器等を防護できるように努めて掩蓋を設ける。陣地には、通常、交通壕を構築し、時間、作業力及び資材の許す限りこれに掩蓋を設ける。

2 小隊長は、築城作業を命ずるに当たり、構築物の種類・程度、優先順位、概(完)成時期、作業人員、資材の交付等について明確に示す。

陣地構築間、小隊長は、所要の築城強度特に枕(ちん)材の設置要領、我が工事能力及び地形条件を最大限に利用し地形の活用・強化、秘匿、偽装、欺騙、作業規律等の指導を実施する。また、作業の進行状況について絶えず留意し、必要に応じ作業の担任を変更する。

2145 防御命令

1 小隊の防御命令は、各班の陣地及び射撃区域、対機甲撃破地区（点）（設けられた場合）、84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾、機関銃の射撃陣地・射撃区域・主射撃方向、一部の小銃の概略の射撃陣地及び主射撃方向、配属火器等の任務、射撃に関する統制事項、弾薬の使用、築城・障害に関する事項、防御準備の概（完）成の時期、小隊戦闘陣地に配置された対戦車誘導弾等の射撃要領、隣接小隊との相互支援要領等のうち、班長等が任務達成のために必要な事項を簡潔に示す。

2 小隊長は、小隊命令を戦闘陣地及び与えられた射撃区域の全部又は少なくとも緊要な部分を観察できる地点で現地について必要な事項を下達し、その後逐次補備・修正する。各班、84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾、機関銃、配属火器等だけに必要な事項は、これらの陣地での確に示す。命令下達は努めて簡潔にし、班等の陣地構築等に十分な時間の余裕を与えることが望ましい。また、小隊戦闘陣地に位置する対戦車誘導弾等の指揮官（前進観測者等を含む。）等が立会できるようにする。

2146 陣地の占領

1 小隊は、陣地占領のための移動間には中隊の統制下で行動する。小隊長が先行した場合は、小隊陸曹が小隊を指揮し、小隊長に示された場所に小隊を誘導し、所要の準備を行う。小隊長は、要すれば班長に先行を命じ命令を下達する。

2 小隊が戦闘陣地に到着後、小隊長は、必要に応じ84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾、機関銃等を射撃できるように陣地の近くに配置し、又は警戒員を配置し、陣地の経始を始める。陣地の経始に当たっては、各班地の確認、点検等を実施し、構築開始前の点検を周に行う。また、時間の許す限り予備陣地、補足陣地、掩蓋、交通壕、障害等を設け、補給及び後送のための隠蔽された経路等を整備するとともに、空地からの監視・観測に隠蔽することに努める。陣地は、戦闘間においても時間の許す限り補備・強化に努める。

2147 防御戦闘の実施

1 小隊の防御の成否は、中隊の防御の成否に重大な影響を与える。小隊は、いかなる犠牲を払ってもその陣地を固守する。

2 射撃を開始するまでは、我が配備を秘匿し、損害

を避けるため監視員のほか隠掩蔽させるとともに、いつでも射撃を開始できるように準備する。

しかし、中隊長から命ぜられた場合は、小隊の射撃開始前においても、火力急襲点に対する射撃あるいは狙撃手に有利な目標の射撃を実施させることがある。

3 小隊長は、中隊長の命令に基づき、好機をとらえて射撃開始を命ずる。射撃開始後は、敵の接近に伴いますます火力を発揚し、陣地前で敵を撃破することに努める。また、要すれば班の射撃区域を変更し、あるいは障害の破壊された箇所火力を指向する。

4 敵が陣地に近迫し、突撃の開始が予期される場合は、適時に突撃破碎射撃が開始されるように、その状況を逐次中隊長に報告する。小隊長に突撃破碎射撃の要求権限が委任された場合の要求については、第1434条を参照

小隊長は、突撃破碎射撃とともに小隊の火力を最大限に発揮させ、頑強な接近戦闘とあいまって敵の突撃を破碎する。

5 敵が陣地に侵入した場合においても、小隊は、築城を利用し、守備隊員の頑強な戦闘意欲を堅持し、自隊の射撃と隣接する小隊陣地間との密接な相互支援特

に対機甲火力の発揚と砲迫火力により敵を阻止し、好機に乘じ対機甲接近戦闘により敵戦車等を撃破し、あるいは小隊陣地上に砲迫の火力を誘導して敵徒歩兵を破碎する等強靱な陣内戦闘を遂行してあくまで陣地を確保する。

2148 警戒

1 小隊長は、絶えず直接警戒の処置を講ずる。その要領は、状況によって異なるが、小隊で1名の歩哨を立てる場合から、各班ごとに1名の歩哨を立てる場合、又は全員陣地に配備する場合まで種々ある。

2 小隊は、局地警戒部隊の差し出しを命ぜられることがある。この場合、小隊長は、特定の班に差し出しを命じ、中隊長の定める交代法によって歩哨を交代させる。

局地警戒部隊の撤収は、中隊長の命令によって実施する。

2149 夜間の防御

1 小隊長は、中隊命令に基づき、夜間の防御のため昼間詳細に偵察を実施し、夜間の敵の接近経路を近距離から射撃できるように一部修正を加える。

このため、要すれば班の射撃区域、84 mm 無反動砲、

携帯対戦車弾、機関銃及び小銃の陣地並びに主射撃方向を変更するとともに標定設備を行う。その他中隊長の命令に基づいて、間隙の閉塞あるいは小隊戦闘陣地外にある火器の防護のための配備の変更、直接警戒の歩哨の増強、照明の使用の統制、暗視装置・候敵器材、障害物の設置等を行う。

夜間の直接警戒の歩哨は、敵の接近を警戒するのに便利な位置に配置し、要すれば陣地前の障害の警戒も併せて行わせることがある。

2 敵の夜間攻撃（煙霧中も含む。）を受けた場合、小隊長は、沈着・果断に戦闘を指揮し、近距離から火力を指向して敵を撃退する。敵が陣地に侵入した場合においても、小隊長は、よく班を掌握して、強靱な戦闘を継続する。

第2章 小銃班・分隊

第1節 概 説

2201 要 旨

1 小銃班（分隊）の編制

(1) 小銃班は、84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾、機関銃、小銃（うち1銃は照準眼鏡付、てき弾器付、ただし、普通科群は3銃にてき弾器付）を装備した10名から成る。

(2) 装甲車化小銃班は、84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾、機関銃、小銃（うち1銃は照準眼鏡付、てき弾器付）及び装甲車を装備した10名から成る。

(3) 機械化小銃分隊は、84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾、機関銃、小銃（うち1銃は照準眼鏡付、2銃はてき弾器付）及び装甲車を装備した9名から成る。

本章においては、主として小銃班について記述する。

小銃分隊については、小銃班を準用する。

2 班は、攻撃においては、小隊の主要な攻撃部隊と

なり、射撃、運動、突撃により小隊攻撃目標の重要な一部を占領し、防御においては、小隊戦闘陣地の一部の陣地を占領する。また、偵察、警戒等の任務を遂行することがある。

2202 班長の職責

1 班長は、班を指揮し、班の行動について責任を負う。

班長は、戦闘間、通常、班を適宜の組に区分して組長を通じて班を指揮するが、班長の一号令又は信号等により指揮できる状況においては、班員を直接指揮する。

班長は、班の戦闘力を発揮するため、班員に自己の火器・装具の使用法に習熟させ、これを適時適切に運用し、いかなる状況においても班が一致団結して、戦闘行動ができるようにする。

2 装甲車化小銃班等の班長は、通常、車長となり班を指揮する。

2203 副班長の職責

班長は、班員の先任者を副班長に指定する。副班長は、班長を補佐し通常命ぜられた組の組長として行動する。また、班長不在の場合は、班を指揮する。

2204 班員の職責

班員の職責は、中隊長から示される。その一例は次のとおりである。

1 小銃手（1～3番、4、9番、小銃分隊においては1～3番、8番）は、運動と射撃をもって戦闘する。

小銃手は、また、携帯対戦車弾を操作し、戦車等に対して射撃を行う。

2 番は、また、狙撃手としての任務を遂行する。

2 砲手（5番、小銃分隊においては、6番）は、84 mm 無反動砲を操作し、戦車等に対して射撃を行う。

3 副砲手（6番、小銃分隊においては、7番）は、84 mm 無反動砲の射撃に当たり、装填・射弾の観測等を行い射撃を援助する。

4 機関銃手（7番、小銃分隊においては、4番）は、機関銃を操作し、人員等に対して射撃を行う。

5 副機関銃手（8番、小銃分隊においては、5番）は、戦闘間機関銃手を援助するほか、必要に応じ小銃手としての任務を遂行する。

6 砲手・副砲手・機関銃手・副機関銃手についても、携帯対戦車弾を操作し戦車等に対して射撃を行うことがある。

7 前方銃手（小銃分隊）は、乗車間は前方銃、下車戦闘間は狙撃手として任務を遂行する。

8 装軌操縦手（小銃分隊）は、乗車間は装甲車の操縦を、下車戦闘間は小銃手として任務を遂行する。

9 重機関銃手（小銃分隊）は、重機関銃をもって射撃任務を遂行する。下車戦闘間は車長として行動する。

装甲車化小銃班については、第7～第9項を準用する。

2205 組の区分

1 班長は、通常、任務、班員の状態、敵情、地形、戦闘各段階の戦闘要領等を考慮し、班長の指揮統制が容易で、かつ、班の戦闘力を最高度に発揮できるように適宜各組を組区分する。

班長は、組区分した場合、組長を指名する。

2 組区分の一例は、次のとおりである。

(1) 携帯対戦車弾組（第1組）

1、2、3番をもって編成し、敵戦車等・徒歩兵に対する戦闘を実施する。

(2) 84 mm 無反動砲組（第2組）

4、5、6番をもって編成し、主として敵戦車等に対して戦闘を実施する。

(3) 機関銃組（第3組）

7、8、9番をもって編成し、対歩兵戦闘を実施する。

(4) (1)～(3)の編成において、班長は携帯対戦車弾組を直接指揮し、4番は84 mm 無反動砲組を、副班長は機関銃組を指揮する。小銃分隊については、(1)～(3)を準用する。

2206 火力の発揮

1 班長は、敵情、地形等を考慮して、上級部隊の火力と班の火力を調整し、適時適所にこれを発揮できるように各組の射撃を指揮する。一号令又は信号により指揮できる状況においては、班員の射撃を直接指揮する。

2 戦場の射撃目標は、通常、不明瞭である。このため、班長は、標点の利用、曳光弾射撃等の手段により正確かつ輕易に目標を指示し、班員が目標を確認して正確な射撃を行うよう適切に指揮する。状況により、個々の目標が不明瞭な地域に対し、一時射撃を行う必要のある場合、班長は目標地域の限界、射撃の方法を適切にして射撃させる。

3 班長は、通常、組長に所要の事項を示し射撃を命

ずる。

組長（班長）は、通常、射撃号令をもって射撃を命ずる。この際、射距離を示し、また小銃手に対しては、射撃効果の期待度、目標制圧の持続あるいは弾薬使用の統制の必要度等を考慮し、必要に応じ単射・短連射等の区分を示す。

組長（班長）の最初の射撃号令の一例は、次のとおりである。

「第1組（携帯対戦車弾組）」、「右前方1本松の方向」、「戦車2、装甲車1」、「300」、「右から単一目標」、「指命」、「射て」

「第2組（班）」、「右前方1本松の方向」「1本松から左堆土までの散兵」、「300」、「1弾倉」、「短連射」、「指命」、「射て」

組員（班員）は、通常、組長（班長）の射撃号令により射撃を行うが、射撃の細部について示されなかった場合は、自ら射撃目標、射距離、単射・短連射の区分等を決定して射撃を行う。また、組員（班員）は、小銃の脚使用に当たり、敵情、地形、状況の緩急、脚使用に適する地形・地物の有無、射距離等を考慮して自ら決定し射撃する。

4 狙撃手には、熟練した小銃手をもって充てる。班長は、狙撃手を敵の重要な人員の狙撃、目標の指示、敵情の監視等に使用する。狙撃手は、暗視装置を装着する場合、夜暗においても任務を継続できる。

狙撃手は、通常、班長が直接指揮するが、必要に応じて中・小隊長が直接指揮することがある。班長は、狙撃手の射撃位置の選定に当たり、特に視界、隠蔽・掩蔽に留意する。

5 組長（班長）は、通常、砲手を直接指揮するが、状況により中・小隊長が直接指揮することがある。

組長（班長）は、砲手に対して敵戦車等を射撃させる。

また、敵の対戦車火器の撃破・制圧、小規模の煙幕の構成、徒歩兵の撃破・制圧等に任じさせる。

6 組長（班長）は、通常、携帯対戦車弾手を直接指揮するが、状況により中・小隊長が直接指揮することがある。

組長（班長）は、携帯対戦車弾手に対して敵戦車等、掩蓋陣地等を射撃させる。

2207 運 動

班は、気象・地形のいかんにかかわらず、敵に近接し

てその戦闘力を発揮する。班長は、前進に当たり、敵情、明暗の度等を考慮し、適切に地形・地物を利用して進路を選定し、かつ、上級部隊の火力と班の火力とを調整して、適切な隊形をもって有利な位置に迅速に班を移動させる。この際、敵の移動を制限し、その火力を制圧することが必要である。

2208 弾薬補給

各班員は、自己の火器の定数弾薬のうち個人携行弾薬を携行するほか、通常、所要の手榴弾を携行する。小銃擲弾及び増加弾薬は、必要に応じ交付される。状況により、弾薬の使用に関する制限が示されることがある。

班長は、班員の携行弾の状況を絶えず承知し、消費の状況を小隊長に報告（請求）して受領し、各班員に交付する。

第2節 行進及び宿営

2209 要 旨

1 班は、通常、配当された車両に乗車して行進する。

徒步行進においては、通常、道路の両側に各1列縦隊の隊形で行進する（行進縦隊の隊形については、付

録第4を参照）。また、行進間、班は、前衛班、側衛班又は後衛班となって警戒に任じ、あるいは部隊間の連絡維持のため、連絡員の差し出しを命ぜられることがある。

2 宿営に当たっては、小隊長から示された地域で宿営する。また、宿営間、班（又は一部）は、外哨、歩哨、巡察又は斥候となり、警戒に任ずることがある。

この場合の行動については、教範「歩哨・外哨及び斥候」を参照。

3 本節においては、主として行進間の警戒部隊としての行動について記述する。

2210 前衛班

前衛班は、前衛小隊から前方に出された警戒部隊である。

1 前衛班の任務及び編組

前衛班は、示された進路上を警戒しつつ前進し、積極的に行動して前衛小隊主力の行動を容易にし、あるいは掩護する。前衛班は、所要の戦車・対戦車火器等で増強された小銃1個班であり、協力・支援部隊の偵察要員が同行することがある。

2 前衛班の隊形

前衛班は、配当された車両に乗車して行進する。2両以上の車両が配当された場合、前衛班長は、通常、先頭の車両に乗車して前進する。徒歩の場合の前衛班は、菱（ひし）形又は道路の両側に各1列の伸長した行進縦隊で行進する。各人間の距離は、約10歩とする。ただし、先頭の2～3名の小銃手の各距離は、約20歩とする。

前衛班長は、通常、先頭の2～3名の小銃手の直後を前進するが、必要な場合には現地をよく視察でき、かつ、部隊の指揮が容易な所に位置する。また、1名の組長（通常、副班長）を前衛班の後尾を行進させ、指揮・掌握を補佐させる。

3 前衛班の行動

前衛班は、前進間主として前方併せて側方を視察により警戒する。前衛班長は、隊形及び前進要領を地形及び敵情に適應させ、命ぜられた行進経路を前進する。また、展望点における視察を適切にし、地形上敵の現出が予想される地点に対しては特に注意する。

射撃を行う場合、あるいは一時停止して視察する場合のほか、絶えず前進を継続し、前衛小隊長から命ぜられた場合のみ停止する。前衛小隊長から停止の命令

があった場合には、付近の要点に監視員を配置し、敵の奇襲から前衛小隊主力を防護する。

4 前衛班の対敵行動

前衛班は、有効な射距離内のすべての敵部隊に機先を制する先制火力を指向する。

敵を発見した場合には、「敵発見」と報告し、有効な射距離内に速やかに近迫し先制火力を発揚し、果敢な射撃及び運動により敵を撃破するか、あるいはその位置を暴露させ、前衛小隊主力の行動を容易にする。

敵を撃退できない場合は、その位置を確保して、前衛小隊主力の行動を掩護し、その後前衛小隊長の命令に従って行動する。

2211 側衛班

1 班は、前衛中隊から前衛中隊の側衛（以下「側衛」という。）として派遣されることがある。この場合は、行進経路又は行動の準拠、行進目標、通信手段等が示される。前衛中隊が徒歩行進を行う場合においても車両化されることがある。

2 側衛班は、主として前衛中隊の側方を警戒しつつ前進し、側方から現出する敵に関し早期に警報を発するとともに、前衛中隊の行進を掩護し、必要がある場

合は前衛中隊が戦闘配置をとるまで地域を確保する。

3 側衛班は、敵が有効な直接照準射撃を前衛中隊に与えることができないような位置（通常400～600 m）を前衛中隊におおむね平行して並進又は躍進し、敵の現出が予想される地点を警戒する。状況により、前衛中隊の進路側方の要点を躍進し、前衛中隊の通過を掩護しつつ前進することがある。

4 前進間の隊形は、前衛班に準じ、かつ、1名を前衛中隊本部からの信号に注意するように専念させる。

一時停止して警戒に任ずる場合は、通常全周警戒を実施する。前衛中隊本部との連絡の処置は、側衛班から実施する。

5 敵が有効な射距離内に現出したならば、直ちに射撃を開始する。前衛中隊を掩護するために必要な場合は、要点を奪取する。

2212 後衛班

1 後衛班は、後衛小隊の後方に出された警戒部隊であり、後衛小隊との距離（時間間隔）、隊形及び勢力は前衛班に準ずるが、隊形が逆となる。

2 後衛班は、後方からの敵の攻撃又は擾乱から後衛小隊を掩護する。

3 後衛班は、敵を発見した場合は直ちに報告するとともに、敵の機先を制する火力を発揚し、我が行進を容易にする。この際、要すれば敵の攻撃を要点において阻止する。

後衛小隊長から離脱を命ぜられた場合は、その掩護下に離脱する。この際、後衛小隊主力の射撃を妨害しないような経路を選定する。

2213 連絡員

1 徒步行進において、班は、連絡員を配置するように命ぜられることがある。この際、連絡を維持すべき部隊、連絡員を配置する距離等が示される。連絡員は、通常、2名1組として、上級部隊から下級部隊に向かって配置する。ただし、前衛小隊及び側衛は、出された主力部隊に対して行方。

連絡員の差し出しを命ぜられた班は、通常、部隊の先頭又は後尾近くに位置する。

班長は、連絡員をもって示された部隊との連絡を確保するとともに、部隊間の距離の現況を把握して報告する。また、班長は、部隊間の距離が増大した場合、連絡員を増加し、差し出しを命じた指揮官の命令により連絡員の間隔を変更する。

2 連絡員は、前方の部隊又は連絡員を基準として示された距離を絶えず保って前進し、命令、伝達事項及び信号を前後に伝達する。前方の部隊又は連絡員が停止したときは停止する。連絡員の2名は、互いに連絡可能距離内に前後して位置し、1名は前方を、他の1名は後方を注意して連絡に任ずる。

連絡員は、互いに協力し、必要に応じて前後に移動して連絡の確実を期するように行動する。

第3節 攻 撃

2214 要 旨

1 攻撃における班は、通常、小隊の一部として戦闘を行い、突撃により敵を撃破し小隊攻撃目標の重要な一部を占領する。

2 班は、小隊命令により、奪取すべき攻撃目標、攻撃方向、目標奪取後の行動、必要に応じ射撃目標及び統制事項が示される。統制事項には、通常、攻撃発起位置、攻撃開始時期、下車地線(装甲車化部隊等)、突撃発起位置、突入点・順序・隊形・方向、突撃時の固有及び配属火器の用法、ざん壕戦闘の要領、障害の処

理及び通過要領、戦車部隊との協力、火力運用、弾薬使用等の事項が含まれる。

2215 指揮手順

班が集結地にある間又は攻撃発起位置に移動する間に、班長は、小隊長の攻撃命令を受領するために通常、先行する。命令受領後、班長は、隣接する班の班長及び対戦車誘導弾・迫撃砲分隊等の指揮官と調整し、自ら偵察を実施する。

偵察に当たっては、隠掩蔽に留意するとともに、攻撃目標への経路、隊形、射撃のための陣地、前進要領、戦車との突撃要領、目標奪取後の行動できればざん壕戦闘の要領等の攻撃方法を決定する。その後、これに基づいて命令を下達し、その実行を監督し、必要な場合はこれを補備・修正する。

2216 集結地における戦闘準備

1 班は、通常、集結地において戦闘準備を行う。

2 集結地において、班長は、直接警戒の処置を講じ、班員を分散させ、地形・地物を利用して隠掩蔽させ、所要の工事を実施させる。戦闘準備のために行う事項は、次のとおりである。

(1) 彼我の状況、命令等を徹底する。

- (2) 火器、その他の装備品等の機能を点検する。
- (3) 示された装備品等を残置する。
- (4) 弾薬、糧食、特殊装備品等を受領し配分する。

この際、84 mm 無反動砲・携帯対戦車弾・機関銃用弾薬は、多くの場合、砲手・副砲手、機関銃手・副機関銃手のほか、各小銃手が分担して携行する。また、指示により、予備部隊等をもって弾薬携行ができるよう調整する。

- (5) できる限り攻撃の予行を行う。

3 班長は、班員の状態及び戦闘準備の状況を点検し、小隊長に報告する。また、戦闘準備及び警戒に支障のない範囲で努めて班員を休養させる。

4 装甲車化小銃班等は、その車載火器、無線機、弾薬、燃料等を点検し、班員の定位を定め、車載火器の操作、乗下車等所要の予行を行う。

2217 攻撃命令

1 班の攻撃命令は、攻撃に直接関係ある敵及び味方部隊の状況、班の任務、組の区分及び任務（組を区分する場合）、戦車との突撃要領、班員に対する特別な任務、弾薬補給に関する事項、患者集合点その他必要な兵站事項、信号、班・小隊長の位置等のうち、必要な

事項を簡潔明確に示す。

装甲車化小銃班等は、上記のほか乗車時の戦闘要領及び隊形、下車地域、下車後の戦闘要領、車載機関銃の銃手の指定等について示す。

2 命令下達に当たっては、班の全員に対しなるべく班の行動地域を展望できる地点で現地につき明確に口達する。現地について下達できない場合は、写景図・要図又は砂盤等を利用して下達し、その後必要な事項を現地について補足する。

2218 攻撃準備の完了

1 班は、小隊の統制下で集結地から攻撃発起位置へ、通常、行進縦隊で移動する。班は、攻撃発起位置に到着後直ちに示された攻撃開始の隊形に展開し、敵の砲爆撃による損害を避けるため努めて工事を実施する。

この間、班長は、通常、小隊長の下に至り所要の命令を受け、これに基づき攻撃命令を補足する。その後、班長は、攻撃準備の状況を点検し、その完了を確認して小隊長に報告する。

2 装甲車化小銃班等はできる限り集結地において、また行進に引き続き攻撃を開始する場合には小休止等あらゆる機会を求めて攻撃準備を完了し、攻撃発起位

置における準備を最小限にする。

2219 小銃班長の戦闘指導

1 班長は、旺盛な士気をもって班員の模範となり、部下の掌握を確実にし、適時班の任務を明示し、強固な意志をもって任務に邁進する。

戦闘間、班長は、敵情、地形、隣接部隊の行動、弾着等を観察して班的に指揮するとともに、所要の事項を適時小隊長に報告する。

2 組長を通じて班を指揮する場合は、通常、組長に組相互の支援要領及び前進の要領を的確に示し各組の前進を指導する。班長は、緊要な時期及び射撃目標を示す場合、自ら射撃する。

3 班長は、各組（班員）の指揮が容易で、かつ、射撃効果をよく観察できるとともに、小隊長との連絡が確保できる所に位置する。

2220 攻撃前進

1 班は、小隊長の命令又は信号に基づき、班長の号令又は信号により攻撃発起位置から攻撃を開始する。班長は、火力及び地形・地物を適切に利用し、班の隊形を状況及び地形に応ずるよう適宜変更して、できる限り迅速に前進する。

攻撃間の基本的な班の隊形については、付録第4を参照

2 班が敵の砲迫の火力又は機関銃の火力からの火制地帯を通過するには、小迂回するか又は一挙に通過する。

いずれの方法を採用するかは、小隊長の命令か班長の判断による。状況により、小隊長の命令により一時停止し、味方部隊の射撃又は隣接部隊の行動による効果を利用して前進を再開することがある。

3 班が敵に接近し、敵の有効な直射火器の射撃を受け、我が射撃の効果を期待できるようになれば、通常小隊長の命令により射撃を開始する。班長は、組長に所要の事項を示し、通常、各火器の特性に応じ、射撃を開始させる。

班の火力を全目標に有効に指向させるよう射撃を指揮するが、新目標が現出したならば必要に応じ火力の配分を変更する。

4 班は、敵の射撃の効果を判定し、回避するとともに、我が火力の効果及び隠掩蔽された地形・地物を利用し、あるいは班の射撃と運動を併用して一意突撃発起位置に前進する。この間、敵を制圧した瞬間あるい

は敵の射撃の中断に乗ずる等、好機を看破して各組(班員)を前進させる。

5 班が敵により前進を阻止された場合は、阻止する敵に対し班の全火力を集中するとともに、小隊長に火力を要求し、要すれば班員を交互に工事させ戦闘を継続する。

6 班長は、常に小隊主力との距離、間隔を考慮し、班が小隊から離れた場合には、速やかにその掌握下に復帰する。

7 装甲車化小銃班等の乗車攻撃においては、所命の小隊の隊形を維持し、地形を利用して一意目標に向かい前進する。射撃開始は、通常、小隊長から示される。

この際、的確な射撃ができるように装甲車を操縦することが重要であるが、小隊の隊形を努めて維持させる。

森林、錯雑地等を通過する場合、班長は、小隊長の命令あるいは自らの判断により乗員の一部又は主力を下車させ、車上射撃と徒歩部隊の射撃により相互に支援しつつ前進する。

下車後の戦闘は、徒歩による攻撃に準ずるが、努めて装甲車の火力を活用する。この際、下車した装甲車

に対し敵対戦車火器からの防護に留意する。

攻撃間、装甲車が敵弾等により損傷し、あるいは故障により行動が不能になった場合は、速やかに小隊長に報告するとともに、射撃により戦闘を継続するか、小隊長の命により下車して戦闘を継続する。

2221 戦車との協力

1 班は、付近を行動する戦車と常に密接に協力する。

このため、攻撃前に戦車の戦闘要領を承知するとともに、予想される状況下の相互支援及び連絡の要領について調整する。戦車との連絡は、班長自らが行くか、あるいは特定の隊員に命じて実施させる。連絡は車外電話、視覚通信等を併用し、必要場合は戦車にこ乗して直接実施する。

2 班が戦車と協力して攻撃する場合は、次の事項を命令に含ませる。

(1) 普戦の突撃要領

(2) 戦車の障害通過要領

(3) 戦車の誘導要領

(4) 戦車に対する目標指示の要領

(5) 戦車等の超過・間隙射撃の要領

(6) 相撃防止の処置

(7) 普戦相互の信号及び標識

(8) 目標奪取後の普戦の相互支援要領

3 戦車部隊が先導して突撃する場合、班は、その成果を利用して突入する。この際、戦車の衝撃力を発揮させるとともに、戦車と分離しないように努める。

戦車部隊と同時に突撃する場合には、両者の衝撃効果を最大限に発揮できるように班は戦車部隊と一体となって突入する。この際、戦車部隊を防護することに着意する。

普通科先導で突撃する場合には、超過・間隙射撃の効果を最大限に活用し、迅速にかつ適切な突入隊形をもって突撃する。この際、固有及び増強された対戦車火器の位置を適切にして、突入後の対戦車戦闘に即応できるようにする。

戦車の追及に当たっては、適切な誘導処置を講ずる。

2222 突撃準備

1 突撃の機が近づいたならば、班長は、所要の火力を発揚し、火力の効果及び地形を利用して、突撃発起位置に逐次班を近迫させる。この間、各組又は各隊員の突撃発起の位置、84 mm 無反動砲・携帯対戦車弾・機関銃の陣地、射撃要領及び追及の時期（突撃間射撃

を行うよう指示された場合）、組（班員）の突撃目標、突入点・順序・隊形・方向、ざん壕戦闘の要領、必要に応じ小銃擲弾・手榴弾の使用を的確に示すとともに、敵情特に側方からの火器、障害、地形等を確認、班の突撃準備の状況を点検し、この状況を小隊長に報告する。必要な場合は、班は、自ら軽易な障害を処理する。

2 乗車突撃においては、敵に近迫するに従い、要すれば突入方向、下車及びその後の行動等について補足・修正し、これを確認して突撃準備を完了する。

2223 突 撃

1 突撃に当たっては、班長以下の積極果敢な攻撃精神、特に班長が率先先頭に立って勇猛果敢に行動することが重要である。

班長は、速やかに突撃発起の態勢を整え、小隊長の号令又は命令により、敵に近迫し突入する。班が独立的に突撃を行う場合、班長は、自ら突撃を準備し好機に乗じて突撃する。

2 班長は、突撃支援射撃及び地形の状況により小隊長から示された突撃発起位置より更に前進することができる場合、班をできる限り砲弾の濃密部あるいは敵

に近迫させ、突撃支援射撃の砲迫火力の最終弾に膚接して、号令又は信号により突撃を発起させる。班員は、班長の「突撃に進め」の号令又は信号によって突撃を発起し、示された要領により急速に突入点に近迫する。

3 突入点に到達したならば、班長は「突込め」の号令を下して率先先頭に立って突入する。班員は、特に示されない限りかん声を発し、一挙に敵さん壕陣地等に突入し、敵を撃滅する。

4 班長は、示された84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾、機関銃等に射撃陣地を占領させ、突撃を妨害する敵の制圧又は不意に現出する側方からの火器の制圧等を実施させ、突入と同時に直ちに追及させるか、あるいは、突入直後の対戦車・対人戦闘に即応するため、班全力をもって突撃する。

5 敵のさん壕陣地等に突入した班員は、手榴弾の投てき、携帯対戦車弾、小銃等の射撃、格闘等により機先を制して所在の敵を撃破しつつ目標の遠端に急速に突進する。

6 さん壕戦闘においては、隊形を適切に維持し、相互支援態勢を確保しつつ、迅速に攻撃し、統制点等の徹底、所定方向への攻撃等により友軍相撃を防止する。

また、我が超過・間隙射撃のため、突入部隊の位置を表示するとともに、敵の小反撃等に対し対戦車火器の先頭付近への集中配置、応急障害の設置等を当初から準備する。

この際、不意現出する敵戦車等に対し、84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾の先制射撃を実施させる。

7 乗車突撃を行う場合、班長は、車載機関銃等の火力を最大限に発揮し目標に迅速に突入する。この際、先行する戦車を敵の対機甲接近戦闘から防護するとともに、敵の戦車等及び対戦車火器に対し戦車により防護が得られるようにする。目標上に到達したならば通常、迅速に下車し、残敵を掃討して目標の遠端に進出する。

2224 小銃班単独の攻撃

班が単独で攻撃を行う場合は、必要に応じ84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾等が増強され、射撃と運動を組み合わせ、最も有利な方向から攻撃する。地形が許す場合、班は、一部を正面から攻撃させ、主力は掩蔽された経路から敵の側面又は背後から包囲するよう攻撃する。攻撃前進間、特に翼側に対して十分に警戒する着意が必要である。班は、射撃により敵を制圧しつつ敵に近迫し、自

ら動機を作為して突撃を發起する。手榴弾を使用して突撃する場合は、通常、所要の隊員を敵に近迫させて不意に投擲させ、班主力は、爆発の効果を利用して一挙に突入する。

装甲車化小銃班が、下車して攻撃する場合においては、装甲車のじ後の行動についての的確に示す。

2225 目標奪取後の行動

1 班が攻撃目標の遠端に進出したならば、小隊長に報告し、敵情・地形を偵察するとともに、各組（班員）を配置して速やかに敵さん壕等を利用して工事を行い、占領した位置を確保し、再編成を行う。

再編成に当たっては、班員及び火器・弾薬・燃料（装甲車化小銃班）の状態等を点検し、弾薬を再配分し、必要な場合は編成替えを実施する。

引き続き攻撃を続行する場合は、班員を掌握して態勢を整え、必要な場合は再編成を行い、小隊長の命令に基づき所要の偵察を行って攻撃方法を決定し攻撃を開始する。

2 装甲車化小銃班においては、装甲車は車体遮蔽陣地を占領し、車載機関銃をもって目標確保を妨害する敵を射撃する。乗車突撃を実施した場合には、状況に

より下車することなく攻撃を続行することがある。

2226 攻撃間の連絡及び警戒任務

班は、攻撃間、連絡班又は側方警戒部隊として使用されることがある。

1 連絡班の主任務は、示された部隊との連絡及び警戒を担当する。連絡班は、通常、両部隊の中間で行動し、連絡を維持する部隊の位置及び状況を報告する。必要により、連絡する部隊へ親部隊の状況を通報する。また、隣接部隊の前進が遅れた場合あるいは連絡が失われた場合等は直ちに報告する。連絡班が広い間隔を閉塞して連絡を維持する場合には、数個の組に区分することがある。

また、敵の攻撃の警告あるいは自隊を防護する場合等には、射撃を行う。

2 側方警戒の主任務は、親部隊の側方に位置（行動）して敵情・地形を偵察し、敵の攻撃に際しては警告を発し、かつ、親部隊を掩護する。

第4節 防 御

2227 要 旨

1 防御における班は、通常、小隊の一部として小隊戦闘陣地内の陣地を占領し、与えられた射撃区域内に濃密な火網を構成し、堅固に陣地を構築する。

班は、敵を陣地の前方で射撃によって撃破し、敵が陣地に侵入したならば接近戦闘によりこれを撃退して陣地を固守する。

2 班は、小隊命令により、班の陣地及び射撃区域、対機甲撃破地区（点）（設けられた場合）、84 mm 無反動砲・携帯対戦車弾・機関銃の正確な位置・射撃区域・突撃破碎線又は主射撃方向並びに一部の小銃の概略の射撃陣地及び主射撃方向、配属火器等の任務、射撃に関する統制事項、弾薬の使用、築城に関する事項、防御準備の概（完）成の時期等が示される。

2228 指揮手順

班が集結地にある間又は戦闘陣地に移動する間に、班長は、小隊長の防御命令を受領するため、通常、先行する。防御命令受領後、班長は、隣接班及び協力・支援部

隊の指揮官と所要の事項を調整し、自ら偵察を行う。偵察は、陣地及び陣地の前方について、状況の許す限り綿密に実施する。偵察間、班長は、地形を研究し、陣地の編成を決定し、所要の表示等を行う。その後、それに基づいて命令を下達し、その実行を監督し、必要な場合は命令の補足・修正を行う。

2229 陣地の編成

1 班は、通常、小隊戦闘陣地の一部の陣地を編成する。

班長は、小隊長から示された地域に、与えられた射撃区域を濃密に火制できるように、班員を不規則に前後して配置する。状況により、班は、独立して陣地を編成することがある。

2 防御においては、通常、まず火力の編成を重視し、これに最も適した装備の班員を必要な位置に配置し、次いで相互に連絡が可能な数名をもって組を作り、組長を指名する。

3 班長は、組（班員）の掌握及び小隊長との連絡に便利で、かつ、良好な視界が得られる所に位置する。

4 班長は、視界・射界、陣地の広さ、築城の程度、士気等を考慮して個々の掩体を1人用とするか、2人

用とするかを決定する。2人用は、警戒が交互にでき、1人の損傷により陣地間に間隔を生ずることがなく、心理的及び管理面で有利であるが、地形によっては小銃による火力の編成が困難な場合があり、かつ、敵火に対して同時に損害を受けやすい欠点がある。1人用の利害は、おおむねこれと相反する。掩体の間隔は、通常5 mから20 mまでが適当である。開闔地においては、1人用は10 m、2人用は20 mの間隔とすることができ、錯雑地においては、1人用は5 m、2人用は10 mの間隔まで縮小することがある。

5 班の陣地内に、対戦車誘導弾等の部隊装備火器が配置される場合は、1銃（門）につき約25 mの間隔をあけ、かつ、これを防護できるように班員を配置する。

6 班は、人員の掩護等のため、努めて掩蔽部又は掩壕を構築する。これは、通常、数人用の大きさとし、小隊戦闘陣地内で班陣地から適宜離隔させ、地形を利用して防護の容易な位置に選定する。

7 班は、小隊長から示された位置に補足陣地を準備する。

補足陣地は、小隊戦闘陣地の両側及び後方が主陣地又は予備陣地から防護できない場合に設けられる。

補足陣地の編成の要領は、主陣地に準ずる。

2230 火力の編成

1 班長は、示された射撃区域内に最も有効な火力が指向できるように、斜射、側射等を考慮した班の火力を編成する。

小隊戦闘陣地の翼側に位置する班は、状況の変化に応じて翼側にも火力を指向できるようにする。また、小隊長から示された場合は、射撃区域外に対しても所命の射撃を準備する。各火器の射撃区域は、必要な範囲を互いに重ね、死角の消滅を図り、かつ、重要な敵の接近経路には多くの火力を指向する。各掩体は、その射撃区域内を射撃できる範囲でなるべく敵火の損害を避けられるような位置に選定する。

84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾、機関銃及び所要の小銃には、予備陣地を設け、弾薬等は射撃位置に近く適宜分散して配置する。

班長は、射撃指揮を容易かつ有効に行うため、射距離、重要な地形・地物等を記入した班射撃図（写景図又は要図）を2部作成し、1部を小隊長に提出し、1部は自ら所持する。

2 班の射撃開始に関する条件、84 mm 無反動砲・携

帯対戦車弾・機関銃の陣地（予備陣地、補足陣地を含む。）、射撃区域、突撃破砕線又は主射撃方向、突撃破砕射撃の開始の条件、射撃速度、射撃継続時間並びに火力急襲点及び火力急襲の参加火器、射撃時期・要領等は小隊長から示される。特に突撃破砕線は、正確な銃位置と明瞭な照準点によりの確に示される。

3 班の射撃開始の条件は、示された対機甲撃破地区（地点）又は射撃区域の前端に敵が侵入した場合に開始するか、あるいは敵を十分引きつけて急襲的に射撃を開始するように、射撃開始の時期及び地点（線）で示される。班長は、射撃開始の条件を各隊員に徹底し、射撃開始の規律を維持する。

射撃開始の規律を維持することは、不意急襲の効果を大にし、かつ、戦闘陣地を過早に暴露するのを避けるため重要である。

4 班長は、小隊長の命令に基づき、84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾を配置する。

砲手及び携帯対戦車弾手は、通常、班の一員として行動するが、状況により中・小隊長の統制の下に行動する。

5 砲手及び携帯対戦車弾手は、我が陣前障害で停滞

しあるいは通過中の敵戦車等に対し、好機を看破しての先制集中射撃を、また敵が我が陣内に突入し、陣地の側方、後方に進出した場合にも、敵戦車等に対して射撃を準備する。

この際、射撃目標の付与等を適切にし、各砲手、射手が自主的に射撃できるように努める。

6 対機甲接近戦闘のために、84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾、小銃擲弾等を使用する。また、必要に応じ爆薬等を準備する。

この際、地形及び対戦車障害を利用し、秘匿した対機甲接近戦闘用の陣地を選定し、努めてこれを交通壕をもって連接する。

戦闘は、敵戦車等の背面又は側面に対し、射撃を集中できるように準備する。

7 小銃擲弾は、また陣地直前の直接照準火器の死角の消滅に使用する。

8 班長は、小隊長の命令に基づき、機関銃を配置し、突撃破砕線の点検を実員を用いて綿密に実施する。また、班長は、他の班の機関銃が班の陣地内又は近くに配置された場合、その指揮を命ぜられることがある。

9 小銃手の陣地は、隣接する隊員の射撃区域が互い

に重複し、かつ、斜射・側射等を重視して、良好な射界を保持し得るように選定する。

また、小隊長から一部の小銃について概略の射撃陣地と主射撃方向が示された場合には、これに対し最もよい射界を持つように選定する。

小銃手の射撃区域は、30～60度が適当である。状況により、翼側に配置する小銃手等には異なった射撃区域の二つの陣地を与えることがある。2人用掩体は、各人ごとに射撃区域を与える。

10 班の狙撃手は、通常、班の一員として行動するが状況により中・小隊長の統制の下に行動することがある。班内で行動する場合、班長は、狙撃手にできる限り広い射撃区域を与え、必要な場合は2個の陣地を準備させる。また、陣地は、班長の近くに位置させることが望ましい。

班長は、携帯対戦車弾、小銃擲弾を装備する小銃手の掩体の位置を選定するに当たり、小銃の射撃区域とともに所望の地域をこれら火器によって射撃できるかを重視する。

11 班長は、陣前の著明な地形・地物及び目標の現出が予想される地点までの射距離を測定し、必要な場合

は標識を設ける。

また、班長は、自己の小銃班に關係のある84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾の主射撃方向、機関銃の突撃破砕線、火力急襲点、弾薬等の位置を現地について承知するとともに班員に徹底する。

2231 築城の編成

1 班は、まず各班員の掩体を構築し、時間の余裕を得るに従い予備の掩体、数人用の掩蔽部（又は掩壕）、交通壕、補足陣地等を構築する。この間、必要な射界を清掃し偽装を実施する。築城に関しては、通常、小隊長から各班の任務、構築物の種類・程度、優先順位、概（完）成時期、資材の交付等について示される。

状況により、単に作業の優先順位と概（完）成時期のみが示されることがある。班長は、これに基づいて班員に任務を与え、作業を実施する。

2 班長は、陣地構築作業を始めるに当たり、各班員を掩体を掘る予定の場所に伏せさせ、与えた射撃区域を確認させるとともに、自らもその掩体の位置が十分な射界が得られるか、射撃区域が相互に重複しているか等を確かめる。

掩体の主線は、おおむね与えられた射撃区域の中央

又は主射撃方向に向くようにする。掩体及び交通壕には、できる限り掩蓋を設ける。掩蓋掩体には、近傍に露天掩体を構築する。

3 掩体（予備及び補足陣地を含む。）は、その掩体を占領する各人が偽装する。

班長は、陣地の秘匿を確実にするため、常時厳格な偽装規律を維持するとともに、班員の不用意な移動又は音響等により陣地を暴露しないように監督する。

偽装規律を維持するためには、次の事項に注意する。

(1) 示された経路を使用し、交通跡の除去又は隠蔽に留意する。

(2) 新しい土や廃物は、埋めるかあるいは隠蔽し、また、糧食や弾薬の容器等の廃物により陣地の位置を暴露しないようにする。

(3) 土地の全般の外観は、変化しないようにする。

4 築城作業間、班長は、班員を指揮・監督し、構築物が示されたように構築されているか否か、偽装の適否、作業規律の状態等について絶えず注意するとともに、適時作業の進行状況を小隊長に報告する。

2232 防御命令

1 班の防御命令には、砲手、携帯対戦車弾手及び機

関銃手には主陣地・予備陣地・補足陣地、射撃区域、突撃破碎線又は主射撃方向を示す。各小銃手には主陣地、補足陣地、必要に応じ予備陣地、射撃区域、主射撃方向（小隊長から示された一部の小銃手）等を示す。また、射撃開始、突撃破碎射撃及び火力急襲点の射撃等に関する射撃の統制事項、弾薬の使用並びに掩体その他の構築物の型式・作業順序・概（完）成時期等のうち必要な事項を示す。

2 班長は、班の陣地及び陣地の前方を観察できる地点で、先ずとりあえず必要な班命令を下達する。班員全般に必要な事項は、全員に下達し、命令のうち班員個人に必要なものは、班員を陣地予定地につかせた後、その場所に行き現地について正確に下達する。その後、必要事項を逐次補足・修正する。

2233 陣地の占領

1 班は、小隊の統制下で小隊戦闘陣地付近の隠蔽された待機位置に移動し、陣地占領の準備を行う。班長は、命令下達の準備が整ったならば前条の要領で命令を下達し陣地を占領させる。

班長は、小隊長の命令に従って警戒員を配置し、次の事項を実施する。

- (1) 陣地構築作業の監督
- (2) 弾薬の配分及び補給経路の選定
- (3) 自己の掩体の構築
- (4) 人員及び火器の隠蔽と偽装の点検
- (5) 班射撃図の作成及び提出

2 状況急を要し速やかに陣地の占領を命ぜられた場合には、班を直ちに防御配置に付け、歩哨を立て、戦闘準備を整えつつ陣地の構築を行う。じ後、時間の余裕を得るに従い綿密な偵察を行い、陣地、射撃区域等の修正を行う。

2234 防御戦闘の実施

- 1 班は、防御戦闘において、たとえ最後の一員になっても断固として陣地を固守する。
- 2 班は、小隊長の命令により陣地につき戦闘準備を完了する。射撃をしない間、班長は、班員を掩蔽部等の掩護下に入れ企図を秘匿する。ただし、敵の接近に伴い機を失せず射撃位置につけることができるように準備する。この間、班長は、自ら敵情を監視するとともに所要の班員に監視を命ずる。

3 防御戦闘間、班長は、敵情に注意し、班の火力發揮を適切に指揮し、敵を火力により撃破することに努

める。班長は、小隊長の命令に基づき、射撃開始を命じ、班員特に砲手、携対戦車弾手、機関銃手及び狙撃手に新たな任務を与え、所要に応じ予備陣地への移動を命じ、また、陣地の補備・強化に努めさせる。

敵の突撃に対し班の火力を最大限に發揮し、かつ、頑強な近接戦闘によって敵を撃破する。敵が陣地に侵入しても、好機に乗ずる対機甲接近戦闘により敵戦車等を撃破し、また我が砲迫の火力を掩蓋上に誘導して徒歩兵を破碎する等強靱な戦闘を継続する。また、適時小隊長に状況を報告するとともに、必要な場合は、敵情について協力・支援・隣接部隊に通報する。小隊長から命ぜられた場合は、示された補足陣地に迅速に班を誘導し、あらかじめ準備した陣地に班員を配置して戦闘を継続する。

4 組長は、組を指揮し、敵が陣地に侵入して組が孤立するような状態になっても、強力に組員相互の協力を維持して強靱な戦闘を継続する。

5 砲手及び携対戦車弾手は、組長（班長）の号令又は信号により、敵戦車等に対し射撃を開始する。

射撃に当たっては、敵戦車等が、我が対戦車障害等により停止、反転する等の好機を捕捉して、これら火

力を集中的に発揮する。

6 機関銃手は、組長（班長）の号令又は信号により射撃を開始し、射撃区域内の有利な目標を射撃する。突撃破碎射撃の要求があった場合には、その部隊の正面に突撃破碎線を有する射手は、自動的に他の射撃に優先して突撃破碎射撃を行う。射撃要求及び中止の確実な連絡のためには、あらゆる通信手段が利用されるが、特に信号に注意する。

視度不良時における突撃破碎射撃は、あらかじめ定められた照準点に対し標定設備を利用して固定射を行い、また、地形により縦射を行う。この際の射撃継続時間、射撃速度は、あらかじめ小隊長から示されるが、特に射撃速度について指示されない場合、射手は、最初の2分間は速射、じ後は並射で射撃する。

7 班員は、組長（班長）の号令又は信号により射撃を開始する。班員は、自己の射撃区域内の明瞭に確認できる敵を、あらかじめ示された射距離で正確に射撃する。

敵が陣地に近接するに従い、我が威力を信じ、自若としてますます効果ある多量の射撃を加える。

敵が陣地に更に近迫し突撃準備のために強力な砲撃

を行う場合にも、努めて射撃を継続するが、暴露した掩体内の人員は、掩蔽して無益の損害の減少を図る。

この間、監視を行う者は、これを継続し、敵の突撃に機を失せず対応できるように敵情に注意する。敵が突撃を開始すれば、最高度に火力を発揮し、敵の突撃を破碎する。

敵徒歩兵が陣地に侵入しても、射撃、手榴弾及び銃剣によって奮闘し、あくまで陣地を固守する。

8 戦車等に徒歩兵が随伴している場合、敵戦車・徒歩兵の数を考慮し、班の全火力を適切に配分し、努めて一挙に撃破する。

この際、84 mm 無反動砲、携帯対戦車弾による対戦車戦闘と、機関銃、小銃等による対人戦闘を適切に統制し、我が隠掩蔽された陣地から先制の集中火力を発揮し、努めて陣前に撃破する。

班員は、敵戦車等のじゅうりんから自己及びその火器を防護するため掩蔽することを余儀なくされるまで射撃を継続し、戦車等が通過するや再び射撃を開始し、戦車等の後部あるいは接近してくる徒歩兵等に対して引き続き射撃を継続し陣地を保持する。

対機甲接近戦闘は、好機に乗り、84 mm 無反動砲、

携帯対戦車弾、小銃擲弾をもって敵戦車等の側面又は背面に対し必中の射撃を加え、あるいは爆薬等をもって敵戦車等の死角内に近迫し、車体に装着し、又は履帯下に挿入する等により敵戦車等を撃破する。

2235 警戒

班長は、小隊長の統制に基づき警戒の処置を講ずる。警戒に任ずる勢力は敵情によって変化するが、小隊戦闘陣地に1名の歩哨を立てる場合から、班に1名の歩哨を立てる場合又は全員陣地に配備する場合まで種々の要領がある。

戦闘間、陣地についた班員は、自己の射撃区域内を絶えず警戒し、敵情の変化について適時班長に報告する。

2236 夜間の防御

夜間の防御のための警戒、所要の配備の変更、射撃、照明の統制等については、小隊長から示される。班長は、昼間偵察を実施し、必要な命令を下達し準備を行う。

この際、夜間の敵の接近経路は、昼間と一部異なることに注意し、敵を引きつけて火力を発揮できるように準備し、夜間射撃の標定設備を設け、示された統制事項を班員に徹底する。

また、要すれば敵の接近を偵知し、妨害する手段を講

ずる。

敵の攻撃を受けた場合、班長は、沈着・果断よく班員を掌握し、敵を引つけて火力を指向して敵を撃破する。

敵が陣地に侵入した場合においても、敵の不利に乘じ強靱な戦闘を継続し、敵を撃退する。この際、味方の識別に注意し相撃を防止する。

第3章 対戦車小隊等

第1節 概 説

2301 要 旨

1 対戦車小隊は、小隊長、小隊陸曹、無線通信手から成る小隊本部と各2個の分隊(A)・(B)から成る。

2 無反動砲小隊は、小隊長、小隊陸曹、無線通信手から成る小隊本部と4個の無反動砲分隊から成る。

3 対戦車小隊等は、中隊固有の対機甲火力の骨幹となり対機甲戦闘を実施する。

2302 小隊長の職責

小隊長は、常に小隊の戦闘力を充実することに努めるとともに、小隊を指揮して任務を遂行し、その行動について責任を負う。また、小隊の運用に関し適時意見を具申する。

2303 指揮一般の要領

1 小隊長は、各分隊を確実に掌握し、明確な企図の下に適時適切な命令又は号令により、軽快機敏に小隊を指揮する。また、小隊長は、小隊の状況、知り得た

情報等を適時中隊長に報告する。

2 小隊長は、対機甲戦闘を有効に遂行するため、各分隊に適切な任務を与え、その陣地の選定、陣地への移動、陣地の占領及び構築、射撃指揮、通信の維持等を実施させるとともに、弾薬の補給、再編成を適切に行い戦闘力の維持に努める。

射撃指揮に当たり、小隊長は、任務に基づき、敵情特に戦車・対戦車火器の行動、気象・地形特に障害の状況等を考慮して、上級部隊の火力と小隊の火力を調整し、適時適所に対機甲火力が発揮できるようにする。

この際、対戦車誘導弾の射撃に当たっては、持続した視・射界の保持が不可欠であり、無反動砲の射撃は、瞬間交戦性の特性があり、それぞれの特性に十分留意して各分隊を運用する。

2304 小隊本部各員の職責

1 小隊陸曹

小隊陸曹は、小隊長の指揮を補佐する。戦闘間、主として弾薬補給の補佐、その他小隊長から命ぜられた事項を遂行する。小隊長不在の場合は、小隊を指揮し、また、状況により小隊の一部の指揮を命ぜられることがある。

2 無線通信手（装輪操縦手兼務）

無線通信手は、携帯無線機を操作して通信を確保するとともに、小隊本部の車両を操縦する。また、必要に応じ有線通信手あるいは伝令として行動する。

2305 射撃の実施

1 対戦車誘導弾及び無反動砲の射撃は、不意急襲的に初弾必中を期して行う。射撃は、地形、敵戦車等の勢力及び行動、我が戦車・対戦車火器の勢力等を考慮して分隊ごとに行うか、あるいは所要の分隊を統一して行う。この際、2個分隊以上を同一接近経路上の目標に集中できれば有利である。

2 射撃に当たっては、対戦車誘導弾の射程の活用と持続した視射界の保持及び無反動砲の瞬間交戦性との効果的な組合せが重要であり、相互支援態勢を保持させる。3 敵戦車・装甲車等に対し、障害により停止・反転する時、地形により暴露状態を強要させる時、射撃のため暴露状態を持続する時等、射撃の好機を作為・看破して射撃に努める。

4 対戦車誘導弾及び無反動砲の射撃に当たっては、隠蔽地からの射撃に努める。車載の無反動砲は、敵情、地形等の状況によっては、ちゅうちよすることなく卸

下射撃を実施する。

2306 弾薬補給等

1 対戦車誘導弾及び106mm 無反動砲の定数弾薬は、連隊段列、中隊の弾薬車及び各分隊に分割して携行する。

弾薬補給に当たり小隊長は、各分隊の保有する弾薬数に応じ、小隊本部の車両又は所要の分隊に命じて中隊の弾薬交付所から弾薬を受領させて、これを各分隊に交付する。この際、小隊長は、小隊陸曹に弾薬の補給について補佐させる。車両が使用できない場合、小隊長は、中隊長に弾薬補給のための支援を要求する。

また、64式対戦車誘導弾は弾薬受領に当たり、ランチャーを返納する。

2 小隊長は、射撃の計画及び実施に当たって常に弾薬補給及び電池・冷却用ポンペ（87式対戦車誘導弾）について考慮する。また、戦闘間弾薬等の現況を明らかにして適時中隊長に報告し、再補給の必要性を認めた場合は、速やかに要求して補給を受ける。

3 分隊が小銃小隊に配属された場合は、被配属小銃小隊長が対戦車誘導弾、無反動砲の弾薬等及び分隊の個人装備火器の弾薬補給について責任を負う。この際、

対戦車小隊長等は、彈藥等の補給についてできる限り援助する。

第2節 行進及び宿営

2307. 行 進

1 中隊が連隊の本隊内の一部として行進する場合の小隊の行進要領は、敵戦車等との接触のおそれの程度によって異なる。

敵戦車等との接触のおそれの少ない場合は、中隊長から示された位置を、通常、小隊がまとまって行進する。

敵戦車等との接触のおそれの大きい場合には、通常、中隊の対機甲戦闘に適した位置に分置されて行進する。

2 中隊が前衛中隊となつて行進する場合における小隊は、中隊長から示された位置を前進する。この際、中隊長の命令により、通常、小隊の一部を前衛小隊に配属するか、又は同行させる。

2308 宿 営

1 中隊が連隊の本隊内の一部として宿営する場合に

は、通常、中隊宿営地の一部を小隊地域として割り当てられる。小隊長は、小隊地域内で各分隊の地域を決定して、これを各分隊に割り当てるとともに、直接警戒の処置を講ずる。

2 中隊が前哨となつた場合、小隊は、中隊命令に基づき、敵戦車等の重要な接近経路を火制できるように、通常、前哨抵抗線に陣地を占領する。また、特定の小銃小隊が前哨となる場合には、通常、小隊の一部又は全部がこれに配属される。いずれの場合においても小隊長は、防御に準じて行動する。

第3節 攻 撃

2309 要 旨

1 攻撃における小隊は、主として中隊の攻撃を妨害する敵戦車等を破壊する。ときとして、無反動砲をもって敵の対戦車火器、掩蓋内の火器等を射撃することがある。

2 小隊は、通常、中隊長直轄として運用される。

小銃小隊が中隊主力から離れて行動し、かつ、これに対機甲戦闘力を付与する必要がある場合、あるいは

中隊が広正面又は錯雑した地域で行動する場合等中隊長が直轄しては効果的な戦闘ができない場合は、小隊の一部が小銃小隊に配属されることがある。また、ときとして小隊の全分隊が各小銃小隊にそれぞれ配属されることがある。

2310 集結地における戦闘準備

1 小隊は、通常、中隊の一部として集結地を占領する。集結地に到着したならば、小隊長は、速やかに分隊を隠蔽、分散させるとともに、直接警戒の処置を講じ攻撃準備を行う。敵戦車等の攻撃のおそれがある場合には、中隊長の命令により集結地掩護のための陣地を占領することがある。この際、要すれば掩体を構築させる。

2 集結地における重要な行動は、戦闘準備である。

小隊長は、集結地到着後の各分隊の戦闘準備を指導・監督する。

集結地における戦闘準備の具体的事項は、次のとおりである。

- (1) 彼我の状況、小隊及び各分隊の任務を徹底し、これに基づいて各分隊に偵察及び調整を行わせる。
- (2) 火器その他の装備品等の機能を点検する。

87式対戦車誘導弾については、特にボアサイト調整を実施する。

- (3) 示された装備品等を残置する。
- (4) 弾薬、糧食、特殊装備品等を受領し配分する。
- (5) 当初の射撃陣地への移動及び射撃陣地の占領のための準備を完了する。
- (6) 必要に応じ手搬送のための編成替えを行う。
- (7) 努めて予行を実施する。

2311 小隊長の偵察

1 小隊長は、集結間あるいは行進途中から先行して中隊長の行う攻撃計画特に小隊の運用を決定するため偵察を補佐するとともに、自らも中隊長の企図に基づき効果的な対機甲戦闘を遂行するために必要な偵察を実施する。

偵察に当たり、小隊長は、関係部隊指揮官等と所要の調整を行った後、与えられた偵察時間で効果的な偵察ができるよう偵察計画をたて、これに従って偵察し、指定された時刻と地点において偵察の結果を報告するとともに、所要の意見を述べる。

2 小隊長の偵察する事項は、通常、次のとおりである。

- (1) 確認できる敵戦車等の数、位置及び種類
- (2) 敵戦車等の出現が予想される地点及び予想接近経路
- (3) 射撃陣地への移動経路と車両移動の可能性
- (4) 射撃陣地(対戦車誘導弾については遮蔽陣地等)とその射界
- (5) 各火器の特性を発揮しての、相互支援下の攻撃要領
- (6) 良好な観測点

2312 中隊攻撃命令の受領

1 小隊長は、通常、集結間又は行進途中から中隊長の下に招致され中隊攻撃命令を受領する。

小隊長は、無線通信手及び所要の隊員を伝令として同行する。攻撃準備のための時間に余裕が少ない場合には、必要に応じ各分隊長を同行して、命令受領後の小隊長の偵察を補佐させ、小隊攻撃命令の下達を迅速にできるようにする。

2 中隊長直轄として運用される場合には、中隊命令において、次の事項のうち必要な事項が示される。

- (1) 陣地地域
- (2) 当初(じ後)の射撃区域(地域)

- (3) 特に射撃を準備すべき地域
- (4) 陣地変換に関する事項
- (5) 当初の陣地地域への進入の時期
- (6) 射撃開始の時期又は条件
- (7) 警戒等

2313 中隊命令受領後の行動

1 中隊命令を受領した小隊長は、時間を効果的に使用し、最大限の準備を行う。

小隊長の一般的な指揮手順については、第1107の条第3項を参照

2 小隊が中隊長直轄として運用される場合、小隊長は、中隊攻撃命令に基づいて、できる限り速やかに必要な偵察及び調整を行い、戦闘計画を作成する。戦闘計画は、通常、射撃計画を主体とし、情報資料の収集、陣地占領、相互支援下の陣地変換、通信、弾薬等の補給、警戒、中隊目標奪取後の行動その他必要な事項を含む。この際、対戦車誘導弾、無反動砲の各火器の特性を十分考慮するものとする。

3 分隊が小銃小隊に配属される場合、小隊長は、分隊長に小銃小隊長の指揮下に入る時期及び地点を速やかに示す。

小隊の全分隊が各小銃小隊にそれぞれ配属される場合、小隊長及び小隊陸曹は、分隊の運用に関して各小銃小隊長の指揮を援助する。

4 攻撃の当初は中隊長直轄として運用され、攻撃の進展に伴い分隊を小銃小隊に配属することがあらかじめ中隊長から指示された場合、小隊長は、分隊長にその旨を示すとともに、攻撃開始前に配属予定の小銃小隊長と所要の調整を行う。

2314 射撃陣地

1 小隊が中隊長直轄として運用される場合、小隊長は、中隊長の命令に基づき、射撃陣地（主陣地、予備陣地を含む。）を選定する。

2 射撃陣地は、次の条件を考慮し、射撃任務を達成することを主眼として選定する。

- (1) 第一線小隊の前進状況を絶えず観察できる。
- (2) 射撃する目標以外の敵に対し、隠掩蔽している。
- (3) 対戦車誘導弾は地形的に有利な場合は、遮蔽陣地を選定する。
- (4) 主陣地の近傍に予備陣地に適する地域がある。
- (5) 射撃陣地の側方は、小銃小隊の配置により防護されているか、又は奇襲防止のため必要な監視がで

きる。

- (5) 天然又は人口の対戦車障害物を有効に利用できる。
- (6) 対戦車誘導弾には、その射程を十分に発揮できて、持続した視射界を有する。また、無反動砲はその支援下に前進でき、かつ、対戦車誘導弾の前進を支援できる。
- (7) 後方爆風により味方部隊に危害を及ぼさない。また、これにより過早に砲の位置を暴露しない。
- (8) 対戦車誘導弾については、特に誘導位置、発射機位置及び駐車位置を考慮して、射撃陣地を選定する。
- (9) 射撃陣地へ隠掩蔽され、かつ、車両の通過可能な移動経路があるか、簡単な補修作業で車両通路に改修できる移動経路がある。
- (10) 射撃陣地占領に利用できる時間に適合している。

2315 射撃計画

小隊長は、中隊の攻撃を妨害する敵戦車等を迅速に射撃し、中隊の攻撃に密接に連携した対機甲戦闘ができるように、現認あるいは現出を予想される敵戦車等に対す

る周到な射撃計画を作成する。この計画は、逐次判明する状況に基づいて補備・修正する。

射撃計画には、次の事項等を含ませる。

- 1 射撃区域(地域)、現認あるいは現出を予想される敵戦車等の位置及び標点の位置
- 2 各分隊の射撃陣地(陣地変換の予定地域を含む。)
- 3 射撃開始の時期又は条件
- 4 射撃の優先順位
- 5 陣地変換の時期及び条件
- 6 弾薬等使用の基準
- 7 関係ある他の対戦車部隊、射撃に任ずる戦車部隊等の陣地地域等
- 8 射撃区域(地域)に関連する火力集中点等

射撃計画は、通常、オーバーレイ、要図あるいは写景図等を利用して作成する。

2316 攻撃命令

- 1 小隊長は、戦闘計画のうち決定した事項を逐次必要なものから小隊命令として下達する。小隊命令には、攻撃に直接関係ある敵特に戦車等及び味方部隊の状況、小隊長の企図及び主要な統制・調整事項、射撃計画中の必要事項、射撃陣地への移動、陣地変換に関す

る事項、弾薬補給その他必要な兵站事項、指揮・通信に関する事項等のうち各分隊長が任務を達成するために必要な事項を簡潔に示す。

- 2 小隊長は、小隊命令を各分隊長になるべく分隊の陣地地域及び当初の射撃区域(地域)を観察できる地点において現地についての的確に口達する。
- 3 分隊が小銃小隊に配属される場合、小隊長は、当該分隊長に、小銃小隊長の指揮下に入る時期、地点及び第1項のうち必要な事項を明確に示す。

2317 小隊の陣地地域への移動

- 1 小隊は、通常、中隊が攻撃発起位置へ移動するのに伴い、次の要領により当初の陣地地域へ移動する。

昼間の移動に当たっては、隠蔽された経路等を利用して行動の秘匿に努め、夜間の移動に当たっては進路の表示、誘導員の配置等により整斉と移動することに努める。小隊は、車両による移動を容易にするため、必要に応じ事前に経路を整備するが、車両が使用できない場合、対戦車誘導弾、ジープ搭載の無反動砲は、あらかじめ計画したところにより卸下位置から砲及び弾薬を手搬送する。

- 2 小隊が中隊長直轄として運用される場合、小隊は、

小隊長の統制下に集結地から分隊分進点まで移動する。

小隊長は、移動の隊形、経路、出発時刻、分隊分進点、移動の方法等を明確に示す。

3 小隊長が偵察あるいは命令下達等のため先行する場合には、小隊陸曹又は先任の分隊長等にその後の行動についての的確に示すことが必要である。

2318 射撃陣地の占領

小隊長は、各分隊の射撃陣地の占領を指導し、かつ、これを確認して中隊長に報告する。この際、対戦車小隊の分隊(A)に対しては、特に誘導位置、発射機位置及び駐車位置について確認・指導する。

2319 攻撃前進間の戦闘

小隊長は、中隊の攻撃開始に伴いあらかじめ計画したところに従って、適時分隊に射撃開始を命ずる。その後、自らの観察及び各分隊からの報告に基づき、状況を適時中隊長に報告するとともに、中隊長の命令あるいは意図に基づき、戦車及び他の対戦車火器の火力の分布とその効果、自隊の射撃の予想効果、弾薬等の補給の状態等を考慮して各分隊の射撃を指導する。

この際、対戦車誘導弾の射程を有効に活用し、その支

援下に無反動砲を推進し、かつ、不意に現出する敵戦車等に対し無反動砲の火力を活用する。

2320 陣地の小移動

対戦車誘導弾、無反動砲は、不意急襲射撃の実施及び敵火による損害を減少するため、戦闘間しばしば陣地の小移動を行う。小隊長は、緊要な時期の射撃を中断しないよう、継続的な戦闘を考慮して、分隊長の実施する予備陣地への移動を統制する。

2321 陣地変換

1 小隊は、第一線小銃小隊の攻撃に適合し、効果的な対機甲戦闘が実施できるよう陣地変換を行う。この際、対戦車誘導弾、ジープ搭載の無反動砲は、敵情、地形、我が対戦車火器等の支援状況により必要に応じ手搬送を行う。

小隊長は、第一線小銃小隊の攻撃、敵戦車等の可能行動、地形、敵火の状況、戦車及び他の対戦車火器との連携等を考慮して陣地変換のための経路、変換の順序、搬送の方法等を決定する。陣地変換実施の権限が委任されている場合には、上記のほか変換の時期又は条件を決定する。

手搬送を行う場合、小隊長は、あらかじめ所要の人

員の増援を中隊長に要求するか、あるいは小隊の編成替えを行う。手搬送の場合においても、状況が許せば直ちに車載できるようにする。

2 陣地変換は、通常、中隊長の命令によって行いが、小隊長は、常に第一線小銃小隊の戦闘の進展状況を観察し、機を失せず陣地変換を行うことができるように適時中隊長に意見を述べる。このため、努めて先行して移動経路、陣地変換予定地域を偵察する必要がある。

小隊長は、中隊長の命令に基づき、分隊長に変換の経路、新射撃陣地及び射撃区域(地域)、搬送の方法等を示して陣地変換を命ずる。陣地変換は、通常、各分隊梯次に行わせるが、小隊の射撃任務が戦車又は他の対戦車火器によって引き継がれる場合等には、各分隊を同時に変換させる。

2322 突撃時の戦闘

第一線小銃小隊の突撃の時期が近づいたならば、小隊長は、中隊長の企図に基づき、第一線小隊の突撃準備間及び突撃間に現出する敵戦車等を機を失せず射撃できるようにできる限り各分隊を第一線に進出させる。この際、射撃区域(地域)あるいは射撃を準備すべき位置を決定するとともに、突撃部隊の突撃方向を考慮して超過射撃、

あるいは間隙射撃に便利な射撃位置を占領させる。ときとして敵の側方からする火器対処として使用されることがある。

2323 第一線突入以降の戦闘

1 小隊長は、第一線小隊の突撃後、機を失せず各分隊を第一線に追及させ、第一線小隊の戦闘に密接に連携した対機甲戦闘を実施する。この時期における小隊長以下各級指揮官の積極果敢な行動及び戦機に投ずる射撃は、特に重要である。

第一線小隊の突入直後、敵戦車等の出現が予想される場合には、所要の分隊を第一線小隊の直後を続行させる。

2 第一線小隊の目標確保に当たっては、敵戦車等の重要な接近経路に対する射撃を準備させる。このため、小隊長は、戦車を伴う機動打撃の場所と時期を判断し、常にこれに対する警戒を厳にし、急襲的な射撃を行うことができるようにする。

3 小隊長は、敵第一線突入以降の戦闘に当たり、各分隊を直接指揮できないか、あるいは第一線小銃小隊長に配属した方が有効に協力できると判断した場合には、中隊長に小隊の一部を第一線小銃小隊に、あるいは

は各分隊をそれぞれの小銃小隊に配属するように意見を述べる。

4 戦況の推移に伴い、中隊長から小隊の新たな運用について示された場合、小隊長は、これに基づいて所要の偵察及び関係指揮官との調整を行い速やかに準備を完了する。

5 小隊長は、再編成に当たり、弾薬を補給し、死傷した主要な人員は他の隊員で充当するか、あるいは小隊の編成替えを実施する等各分隊の人員を均等にすると等の処置を行い中隊長に報告する。

2324 小隊長の位置

戦闘間、小隊長は、中隊長と同行するか、あるいは射撃区域（地域）及び味方部隊の前進が継続して観測できる地点等小隊の指揮に最も便利な地点に位置する。

2325 警戒

小隊単位で運用される場合、小隊長は、できる限り小銃小隊の配置により掩護されるように留意して小隊の配置を決定する。小銃小隊の配置により掩護されない場合には、最寄りの小銃小隊と調整する。対空・対遊撃及び対潜入・対特殊武器警戒については、第1編第1章第6節を参照

第4節 防 御

2326 要 旨

1 防御における小隊は、戦車及び他の対戦車火器の射撃、対戦車障害物特に地雷等と密接に調整して敵戦車等の接近経路を斜射・側射又は背射できるように中隊戦闘陣地に縦深横広に配置され、敵戦車等を中隊戦闘陣地の前方又は中隊戦闘陣地内で撃破する。また、戦闘前哨に小隊の一部が配属されることがある。

2 小隊は、通常、中隊長直轄として運用されるが、陣地地域、射撃区域（地域）、主射撃方向等が連隊長から統制されることがある。

3 敵と接触中に防御する場合等で火力の編成を行うため時間の余裕がない場合には、分隊を取りあえず陣地につけ随時戦闘に即応できるようにし、じ後、逐次これを補備強化して態勢を整える。

2327 小隊長の偵察

小隊長は、強靱な対機甲戦闘の遂行に着意して綿密に偵察を行う。

小隊長の偵察する事項は、通常、次のとおりである。

1 敵戦車等の接近経路を射撃するに適した射撃陣地（主陣地、予備陣地、補足陣地及び各陣地間の移動経路を含む。また、対戦車誘導弾については、誘導位置、発射機位置、駐車位置等を含む。）

2 各射撃陣地における射撃区域（地域）及び主射撃方向とその死角

3 対戦車障害及び戦車・他の対戦車火器との関係

4 小隊長の位置

5 有線構成経路

2328 中隊防御命令の受領

1 中隊防御命令の受領に当たり、小隊長は、無線通信手必要に応じ所要の隊員を伝令として同行する。

防御準備のための時間に余裕が少ない場合には、各分隊長を同行し、命令受領後の小隊長の偵察を補佐させ、小隊防御命令の下達を迅速にできるようにする。

2 小隊は、通常、中隊長から各分隊の陣地地域、射撃区域（地域）、主射撃方向、射撃開始の時期又は条件、射撃の優先順位及び他の対戦車火器との協力要領等が示される。

2329 中隊防御命令受領後の行動

小隊長は、中隊防御命令に基づき、なるべく速やかに

必要な偵察及び調整を行い戦闘計画を作成する。

戦闘計画は、射撃計画を主体とし、情報資料の収集、陣地占領、築城、通信、弾薬補給、警戒等に関する事項を含む。

2330 射撃計画

小隊長は、中隊長の対機甲戦闘の企図に基づき、中隊戦闘陣地に対し指向されるように計画された戦車及び対戦車火器の射撃並びに天然及び人工の対戦車障害物等と自隊の射撃を密接に調整させ、敵戦車等を努めて中隊戦闘陣地の前方において撃破できるように綿密な射撃計画を作成する。

この計画は、逐次判明する状況によりこれを適宜補備・修正する。

射撃計画には、通常、次の事項等を含ませる。

1 各分隊の射撃区域（地域）内の敵戦車等の出現を予想される地域及び標点の位置

2 各分隊の射撃陣地（予備陣地を含む。）、射撃区域（地域）及び主射撃方向

3 各分隊の補足陣地及びその射撃区域（地域）、主射撃方向

4 射撃開始及び陣地変換の時期、条件

5 射撃の優先順位

6 弾薬使用の基準

7 関係ある戦車・他の対戦車火器の陣地地域及びその主射撃方向

射撃区域(地域)に関連する火力集中点等射撃計画は、通常、オーバーレイ、要図あるいは写景図等を利用して作成する。

2331 射撃陣地、射撃区域(地域)、主射撃方向

1 中隊長から、各対戦車火器の密接な相互支援の下、主として陣前、また陣内においても敵戦車等を撃破し得るように、中隊防御区域の敵戦車等の接近経路を斜射、側射等ができる各対戦車誘導弾・無反動砲の概略の射撃陣地、射撃区域(地域)、主射撃方向を示される。

2 小隊長は、示された概略の射撃陣地、射撃区域(地域)、主射撃方向に基づき、各陣地ごとの射撃区域(地域)、主射撃方向を、分隊長に明りょうな地形・地物、表示材料等をもって明確に示すとともに、同区域内で射撃諸元を準備する地点を的確に示す。

2332 防御命令

1 小隊命令には、敵特に戦車等、味方部隊の状況、小隊の任務及び主要な統制・調整事項、各分隊の射撃

陣地、射撃区域(地域)、主射撃方向等射撃計画中の必要事項並びに陣地の小移動・変換、築城、兵站、指揮・通信に関する事項等のうち各分隊長が任務を達成するために必要な事項を簡潔に示す。

2 小隊長は、小隊命令を陣地の前方及び陣地内が観察できる地点において、各分隊長に現地について全般に必要な事項を下達し、各分隊に対する細部事項は、射撃陣地において的確に下達する。その後、逐次補足・修正して完全なものとする。

2333 陣地の占領及び築城

1 小隊長は、偵察間、通常、小隊を小隊陸曹あるいは先任の分隊長の指揮下に陣地占領に便利な隠蔽地域に移動させ、次いで分隊ごとに移動経路、陣地要すれば卸下地点を示して陣地に移動させ、陣地を構築させるとともに、所要の射撃準備を行わせる。

2 小隊長は、中隊命令に基づき、各種掩体の構築、射界の清掃、掩蔽部(待機位置)及び移動経路の構築、偽装、交通作業、作業の優先順位等について示し、所要の経始を実施させ、分隊長と点検した後陣地を構築させる。

陣地構築間、小隊長は、小隊の作業実施を現地につ

いて指導・監督し、作業の進ちょく状況を中隊長に報告するとともに、構築物と地形の適合、偽装の適否、資材の補給及び交付の状況、部隊の士気、作業規律等に留意する。

3 小隊長は、射撃指揮を容易にするため、重要な地点までの距離を測定し、陣地の前方等に必要な標識を設ける。

また、分隊長との間に、有線を構成する等各種の手段を尽くして指揮連絡の処置を講ずる。この際、野外線、敵の砲爆撃においても切断されないように、埋設するかあるいは交通壕等を利用して敷設し、その防護を図る。

4 小隊長は、あらかじめ示された弾薬を、陣地付近の掩蔽された位置に集積し、状況に応じ所要の弾薬を砲側又は待機位置に分置させる。弾薬の補給については、小隊陸曹に補佐させる。

5 小隊長は、各種の状況に応じてとるべき処置について徹底し、できる限り防御戦闘特に各種射撃の実施要領、陣地変換、通信連絡等の予行を実施して不備な箇所を補備・修正し、かつ、陣地の補備・強化に努める。

2334 小隊長の位置

小隊長は、戦闘間、中隊戦闘陣地の前面がよく観察できる地点か、やむを得ない場合においても敵戦車等の重要な接近経路を観察できる地点等、小隊の指揮に最も便利な場所に位置する。

2335 防御戦闘の実施

1 小隊長は、敵の近接に先立ち戦闘準備を整え、監視を継続し、必要な情報を各分隊に伝達し、適時射撃が開始できるように準備させる。陣地の諸施設が既に完成している場合は、所要の監視等の処置を講じ、残余のものは、敵砲爆撃による損害を減少するため、掩蔽された地域又は掩壕に分散待機させる。

2 敵戦車等の接近に伴い、小隊長は、各分隊を陣地につけて射撃の準備をさせ、その完了を確認する。この際、不用意な行動により位置を暴露し敵戦車等の先制射撃を被らないことが重要である。

敵戦車等が射撃区域（地域）内に入ったならば、小隊長は中隊長の命令（又は射撃指揮を担当する指揮官の命令）又は射撃開始の条件に基づき、各分隊に直ちに射撃の開始を命ずる。小隊長は、敵戦車等の前進状況、我が射撃効果、小隊の現況等を明らかにし、適時

中隊長に報告するとともに、中隊長の企図を承知し、分隊の戦闘を指導する。

中隊長あるいは分隊長との連絡の途絶した場合に、あらゆる手段を尽くして連絡の回復に努める。中隊長との連絡が回復できない場合には、あらかじめ承知した中隊長の企図に基づいて戦闘を指導する。

3 敵戦車等が主陣地又は予備陣地から射撃できない方向から近迫した場合

小隊長は、敵戦車等の状況を明らかにして中隊長に報告し、その命令により必要な分隊をあらかじめ準備した補足陣地に移動させ射撃させる。

中隊長の命令を受けるいとまのない場合、小隊長は、与えられた戦闘任務の遂行を妨げない限り、必要な分隊を補足陣地へ移動させて射撃させ、じ後速やかに中隊長に報告する。

2336 警 戒

小隊長は、各分隊が小銃小隊の配置により防護されるように分隊の配置を決定するとともに、その掩護に関して、関係小銃小隊長と調整する。

対空・対遊撃及び対潜入・対特殊武器警戒については、第1編第1章第6節を参照

2337 敵の夜間攻撃に対する考慮

1 敵の夜間攻撃に対処するため昼間から周到に準備する。このため、小隊長は、中隊長の命令に基づき、必要に応じ分隊の補足陣地の構築、砲の標定設備、照明と連携する射撃、暗視装置を利用する射撃等の準備を行い、これらについて、関係指揮官と緊密に調整する。また、掩護の不十分な分隊に対しては、所要の小銃手等の援助を受けるように処置する。

2 夜間のための補足陣地へ移動する場合は、薄暮等敵の視界を制限する時期、地形・地物等を利用して迅速に移動し敵に乗ぜられないようにする。

3 小銃小隊の配置 資源の活用

小銃小隊の配置は、戦場の状況、敵の配置、地形・地物等に基づき、小隊長の判断により決定する。小隊長不在の場合は、小隊長の職務を代行する者が、小隊長の指示に基づき、小銃小隊の配置を決定する。また、状況により特定の分隊の配置を決定する。小銃小隊の配置は、戦場の状況、敵の配置、地形・地物等に基づき、小隊長の判断により決定する。小隊長不在の場合は、小隊長の職務を代行する者が、小隊長の指示に基づき、小銃小隊の配置を決定する。

第4章 迫撃砲小隊

第1節 概 説

2401 要 旨

1 迫撃砲小隊は、小隊長、小隊陸曹、射撃陸曹、前進観測陸曹、無線通信手、装輪操縦手から成る小隊本部と4個の迫撃砲分隊から成る。

2 迫撃砲小隊は、通常、小隊単位で運用され、81 mm 迫撃砲の射撃によって、中隊のあらゆる戦闘に密接に協力するとともに、対機甲戦闘を最も効果的に実施できるように協力する。

2402 小隊長の職責

小隊長は、常に小隊の戦闘力を充実することに努めるとともに、小隊を指揮して任務を遂行し、その行動について責任を負う。また、小隊の運用に関し適時意見を具申する。

2403 指揮一般の要領

1 小隊長は、分隊を確実に掌握し、明確な企図の下に適時適切な命令又は号令により、軽快機敏に小隊を

指揮する。また、小隊長は、小隊の状況、知り得た情報等を適時中隊長に報告する。

2 小隊長は、指揮の実行に当たり、小隊陸曹を有効に活用して、小隊陣地の占領、射撃の実施、陣地の移動、弾薬補給、通信の維持、直接警戒等を適切に行う。

射撃指揮に当たり、小隊長は、任務を基礎とし、敵情、地形等を考慮して、上級部隊の火力と小隊の火力を調整し、所望の時期・場所に火力が発揮できるようにする。

2404 小隊本部の機能、各員の職責

1 小隊本部の機能

小隊本部は、指揮活動、射撃指揮、観測及び補給・整備等を行う。

2 小隊本部各員の職責

(1) 小隊陸曹

小隊陸曹は、小隊長の指揮を補佐する。戦闘間は、小隊陣地にある隊員の監督及び弾薬補給について補佐し、小隊長不在の場合は、小隊を指揮する。

また、状況により特定の分隊等の指揮及び射撃指揮所が2個設置される場合そのうち1個の運営を命ぜられることがある。

(2) 射撃陸曹

先任の射撃陸曹は、小隊陣地、射撃目標等の偵察に関し小隊長を補佐するとともに、通常、射撃指揮班長を命ぜられて射撃指揮班を指揮し、小隊長の企図に基づき、射撃基礎諸元を決定し、射撃命令を伝達して小隊長を補佐する。射撃指揮所が2個設置される場合には、そのうち1個を運営する。

他の射撃陸曹は、射撃指揮班長の指揮を受け射撃諸元を算定し、射撃号令を作成し、そのうち1名は、射撃指揮所の交換機を操作する。射撃指揮所を2個設置する場合、あるいは陣地変換の場合は、2分されそれぞれの射撃指揮所で射撃諸元を算定し、射撃号令を作成する。

(3) 前進観測陸曹

前進観測陸曹は、1名の無線通信手とともに、前進観測班を構成する。

前進観測班は、射撃の観測（目標の選定、射撃要求、射弾の判定、射撃の修正、効果の観測等）を実施し、敵情、味方部隊の位置、その行動等を報告するとともに第一線部隊との連絡に任ずる。

前進観測陸曹は、小隊長から小隊観測所の勤務を

命ぜられることがある。

(4) 無線通信手

無線通信手のうち1名は、小隊長の下に位置し、中隊指揮系に加入する小隊の携帯無線機を操作する。

また、1名は、射撃指揮所の携帯無線機を操作する。

残りの3名は、前進観測班の携帯無線機を操作する。

(5) 装輪操縦手

小隊本部の装輪操縦手は、小隊本部の車両を操縦し、また、伝令として行動する。

2405 射撃の実施

迫撃砲小隊は、通常、1単位として射撃する。状況により、小隊を分割して使用することがある。

1 小隊単位で射撃する場合には、通常、小隊射撃指揮所による射撃を行い、前進観測班を第一線小銃小隊に派遣する。

状況急を要し、かつ、地形的に可能な場合には、砲列観測射撃を行うことがある。

2 小隊を分割して運用する場合において、それぞれ

に射撃指揮所を設けて射撃を実施させるか、又は1個の指揮所による射撃を実施させるかは状況による。

3 分隊単位で射撃を行う場合には、通常、砲列観測射撃を行う。

2406 射撃目標

81mm 迫撃砲に適した目標は、開闢地又は露天掩体にある敵部隊、火器等である。また、直接照準火器の射撃から隠掩蔽されているものに対しても、有効に射撃することができる。

射撃に際しては、通常、観測できる目標を射撃し、状況により反斜面上あるいは森林内等の目標を射撃する。また、重榴弾（延期信管付）を用いて、簡易掩蓋を有する敵の監視所、観測所、指揮所その他の施設等を射撃する。

2407 射撃効果

1 1門による射撃

1門の砲が同一の方向・射角で3発以上射撃すれば、射弾の散布と弾丸の破片飛散によって約50m平方の地域を火制できる。また、1門の横射（縦射）で4発以上射撃するときは、正面幅（縦深）約100mの地域を火制できる。

2 小隊による射撃

小隊が100m正面の射撃陣地において、平行射向束により、同一の方向・射角で各砲が4発以上射撃すれば、射弾の散布と弾丸の破片飛散によって、おおむね幅約150m、縦深約50mの地域を火制できる。

3 黄燐発煙弾による煙幕の構成

横風の場合、1門の横射により正面幅200mまでを煙覆できる。また、小隊の最大煙覆能力は、正面幅約800mである。

4 照明弾による照明

照明弾は、50万カンデラであり、約75秒間、直径約300~1,000mの地域を照明できる。

2408 小隊陣地

1 小隊陣地は、任務及び目的により主陣地、予備陣地及び補足陣地に区分され、それぞれの陣地は射撃陣地、小隊指揮所、弾薬集積所、駐車場等から成り、通常、小隊長は、中隊長から示された小隊の陣地地域を偵察し、これらの細部位置を選定する。

2 小隊陣地は、次の条件を考慮し、小隊の射撃任務を達成できることを主眼として選定する。

(1) 隠掩蔽が良好で、砲布置のために十分な地積が

あり、かつ、陣地の秘匿及び車両の分散に適する。

(2) 陣地の占領、移動、弾薬補給等のため、車両の進入、進出が便利で、かつ、隠蔽経路を使用できる。

(3) 敵の攻撃特に戦車等の攻撃に対し、天然の障害がある。また、小銃小隊の配置による警戒及び防護が得られるとともに、他の部隊の妨害にならない。

(4) 中隊指揮所との通信連絡が容易である。

(5) 陣地構築のための工事量が少なく、迫撃砲の底板を支えるために地盤が堅固であり、要すれば近くに適当な陣地構築材料が得られる。

3 小隊の射撃陣地における各砲は、地形を利用して適宜分散配置するが、射撃特に平行射向束による射撃の実施を容易にするため、通常、射撃陣地は主線の方角に対しておおむね直角で、かつ、小隊の射撃陣地正面はおおむね100 m となるように配置する。

4 小隊指揮所は、小隊の指揮特に射撃陣地における分隊を、通常、直接音声によって指揮できる位置に選定する。

射撃指揮所は、小隊指揮所内に位置する。

弾薬は、通常、所要の数量を車両から卸下して砲位置付近に分散配置するが、特に陣地に弾薬を集積する

必要のある場合にはその位置の選定を適切にする。

駐車場、弾薬集積所は、射撃陣地に対する敵火によって同時に損害を受けないように射撃陣地から離隔した掩蔽位置に選定する。

5 予備陣地

小隊は、敵火により主陣地における射撃の実施が困難となった場合においても遅滞なく射撃任務を継続するため、あらかじめ少なくとも1個の予備陣地を選定しておくことが必要である。

予備陣地は、通常、中隊長から示された小隊の陣地地域内に選定するが、ときとして小隊陣地外に選定することが必要な場合がある。このような場合には、中隊長に報告し、警戒、掩護等について小銃小隊長等と調整を行う。

予備陣地は、主陣地又はその他の施設から少なくとも150 m 以上離隔しており、主陣地と同じ考慮に基づいて選定し、夜間においても容易かつ迅速に進入できることが必要である。

6 補足陣地

小隊は、主陣地又は予備陣地からでは遂行できない射撃任務を実施するため、補足陣地を準備する。

7 偽陣地

小隊は、敵を欺騙し、敵火を分散させるため、必要に応じ中隊長から命ぜられて偽陣地を準備することがある。

偽陣地は、真陣地と近似させ、敵が当然陣地があると誤認するような位置に設け、要すれば一時砲を布置して射撃することがある。また、この位置は、これに指向された敵の火力により他に損害を及ぼさないように、真陣地及び他の施設から少なくとも150 m以上離隔して設ける必要がある。

2409 通 信

小隊が火力を発揚するためには、適切な通信網を構成し、これを維持・確保することが必要である。

小隊の通信は、無線通信によることが多い。しかし、有線通信は、射撃指揮のためには、極めて有利な手段があるので、できる限りこれを使用することが望ましい。

1 無線通信は、通常、射撃指揮所を中枢として各前進観測班を結んで観測系を構成する。

小隊が徐々に陣地を変換する場合には、一時一組の前進観測班の無線機が、又は中隊指揮系に加入している小隊長用無線機を使用して、射撃指揮のための通信

を確保する。後者の場合、小隊長は、中隊長との連絡に遺憾のないようにする。

小隊が2個の射撃指揮所を運営する場合には、通常、前進観測班のうち一組の無線機を一方の射撃指揮所の無線機として使用し、前進観測班と射撃指揮所の間にそれぞれ2所1系の通信網を構成する。

小隊長以下は、無線通信による迅速確実な射撃指揮の通話法に慣熟することが必要である。

2 有線通信は、射撃指揮所から各前進観測班、状況により各砲側に有線を構成する。

攻撃の場合、前進観測班は、自らデスペンサ等により有線を構成しつつ前進し、移動間の通信を継続する。

小隊が2個の射撃指揮所を運営する場合には、これらの間に有線を構成し維持する。

3 射撃陸曹は、送受話器及び交換機2号により、前進観測班、射撃指揮所及び砲側との間の射撃要求、射撃号令等を送受して通話を行う。

射撃指揮所における有線通信接続の一例については、付録第2を参照

2410 弾薬補給

1 81 mm 迫撃砲の定数弾薬は、中隊の弾薬車及び各

迫撃砲分隊の車両にそれぞれ分割して携行する。

各分隊の車両に積載された弾薬は、通常、砲とともに小隊陣地まで車両で運搬する。

小隊長は、弾薬の消費に伴い、分隊の車両の中から指定した車両を中隊弾薬交付所に派遣して弾薬を受領する。

小隊が自ら弾薬補給できない場合、小隊長は、中隊長に支援を要求する。

2 小隊長は、常に弾薬補給について留意するとともに、弾薬の節用に努めなければならない。

このため、試射・修正射に弾薬を浪費することなく、速やかに効力射に導くことができるように平素から訓練するとともに、戦闘間は、砲の特性、戦術上の要求等を考慮して目標の選定を適切にする。特に、弾薬補給のための車両の使用が制限される場合は、弾薬の消費に関し慎重な規制を必要とする。また、弾薬の現況を常に明らかにし、適時中隊長に報告し、再補給の必要性を認めた場合は、速やかに要求して補給する。

3 分隊が小銃小隊に配属された場合は、被配属小銃小隊長が、迫撃砲の弾薬及び分隊の個人装備火器の弾薬補給について責任を負う。この際、迫撃砲小隊長は、

弾薬補給についてできる限り援助する。

第2節 行進及び宿営

2411 行 進

1 中隊が連隊の本隊内の一部として行進する場合、小隊は、中隊長から示された位置を行進する。

また、徒歩で行進する場合、小隊本部は、小隊長の指揮下で中隊の徒歩人員とともに行進し、分隊の車両及び分隊員は、小隊陸曹の指揮下で中隊長から示された位置を車両で行進する。

2 中隊が前衛中隊となつて行進する場合には、前進観測班を前衛小隊及び所要の小銃小隊に派遣するほか前項に準じて行進する。

敵との接触が切迫した状況においては、中隊長の命令に基づき、小隊の一部に陣地を占領させ、射撃の準備を整えつつ躍進することがある。敵と遭遇し射撃を実施する場合、小隊長は、迅速に効力射が実施できるよう、取りあえず必要な命令を簡潔に与えて速やかに射撃を開始させる。この際、射向付与は、最も迅速・簡単な方法で行い、初期火力の発揚に努め、敵を制圧

して前衛中隊の行動を容易にする。また、射撃陣地付近において目標地域の観測ができれば、当初砲列観測射撃を実施するのを有利とすることがある。

2412 宿 営

1 中隊が連隊の本隊内の一部として宿営する場合には、通常、中隊宿営地の一部を小隊地域として割り当てられる。

小隊長は、小隊地域内で各分隊の地域を決定してこれを各分隊に割り当てるとともに、直接警戒の処置を講ずる。

2 中隊が前哨となった場合、小隊は、射撃任務が与えられる。また、特定の小銃小隊が前哨となった場合には、小隊の一部がこれに配属され、あるいは小隊に対し射撃任務が与えられることがある。いずれの場合においても、小隊長は、防御に準じて行動する。

第3節 攻 撃

2413 要 旨

1 攻撃における小隊は、特科・重迫撃砲部隊、対戦車小隊等の射撃及び第一線小銃小隊の攻撃行動と密接

に調整して射撃を行い、第一線小隊の攻撃に継続的に協力する。

2 小隊は、通常、中隊長に直轄され、中隊の全般任務として運用される。状況により、小隊又はその一部が、小銃小隊の直協任務に任せられることがある。また、小銃小隊が中隊主力から離れて行動し、かつ、これに迫撃砲が必要な場合等には、小隊の一部がその小銃小隊に配属されることがある。

2414 集結地における戦闘準備

集結地における戦闘準備については、第2117条を参照

2415 小隊長の偵察

1 小隊長は、集結間あるいは行進途中から先行して中隊長の行う攻撃計画、特に小隊の運用を決定するための偵察を補佐する。また、自らも対機甲火力に密接に連携し、第一線小隊に継続的に協力して、要時・要点に火力を重点的に運用し得るように、必要な事項を偵察する。

偵察に当たり、小隊長は、関係部隊指揮官等と所要の調整を行った後、与えられた偵察時間で効果的な偵察ができるよう偵察計画をたて、これに従って偵察し、指定された時刻と地点において偵察結果を報告すると

ともに、所要の意見を述べる。

2 偵察事項は、偵察のために使用できる時間の長短によって異なるが、通常、主要な射撃目標（基点・検点を含む。）、小隊の陣地地域、小隊の陣地地域への移動経路、観測点等である。

2416 中隊命令の受領

1 小隊長は、通常、集結間又は行進途中から、中隊長の下に招致され、中隊攻撃命令を受領する。

小隊長は、通常、所要の前進観測班、射撃陸曹、無線通信手、伝令等を同行する。攻撃準備の時間に余裕がない場合は、更に各分隊長を同行して、命令受領後の小隊長の偵察を補佐させ、小隊命令の下達を迅速にできるようにする。

分隊単位で運用される場合、小隊長は、通常、当該分隊長を同行する。

2 中隊攻撃命令においては、戦術任務、陣地地域、射撃区域・主線の方向、射撃目標、陣地進入及び陣地変換に関する事項、試射の実施に関する統制、射撃開始の時期等のうち必要な事項が示される。

2417 中隊命令受領後の行動

1 中隊命令受領後の小隊長の指揮手順については、

第1107条の第3項を参照

2 小隊が全般任務として運用される場合、小隊長は、中隊攻撃命令に基づき、できる限り速やかに必要な偵察及び調整を行い、前進観測班を派遣し、戦闘計画を作成する。

戦闘計画は、通常、射撃計画を主体とし、情報の収集、観測、陣地占領及び陣地変換、通信、兵站特に彈薬補給、警戒その他必要な事項を含む。戦闘計画は、常に補備・修正し、絶えず最新なものとする。

3 小隊が第一線小銃小隊の直協任務に任ずる場合、小隊長は、速やかに被協力小銃小隊長と調整し、前進観測班を派遣するとともに、被協力小銃小隊の攻撃計画及び迫撃砲小隊に対する要求特に射撃実施に関する細部要求等を承知する。小隊長は、中隊命令及び被協力小銃小隊長の要求に基づき、同小隊の行動地域及びその外側に対し所要の偵察を行い、かつ、小銃小隊長と調整しつつ戦闘計画を作成する。計画のうち射撃陣地（陣地変換予定地域を含む。）、彈薬補給に関する事項等は、速やかに中隊長に報告する。

4 小隊が特定の第一線小銃小隊に配属された場合、小隊長は、被協力小銃小隊長から命令を受領し、これ

に基づき前項に準じて行動する。

5 特定の分隊が第一線小銃小隊に配属された場合、小隊長は、分隊長に小銃小隊長の指揮下に入る時期及び地点を速やかに示す。小隊の全分隊がそれぞれ小銃小隊に配属される場合、小隊長は、中隊長の指示するところに従い各分隊の行動を指導する。

6 小隊長は、中隊攻撃命令受領後、同行した前進観測班を速やかに第一線小銃小隊長の下に派遣する。前進観測班の細部については、本章第5節を参照

2418 小隊陣地

小隊陣地は、努めて第一線に近く、できれば中隊の目標奪取まで陣地変換を必要としないことが望ましい。この際、射撃任務を続行するための予備陣地及び企図秘匿のための試射陣地を選定することが必要である。

2419 射撃計画

1 小隊長は、攻撃準備間、射撃陸曹、前進観測陸曹等の補佐を受け、射撃計画を周到に作成する。この計画は、逐次判明する状況に基づいて補備・修正する。

2 射撃計画の内容は、状況により精粗を異にするが、通常、次の事項を含ませる。

(1) 方針及び実施要領

方針及び実施要領は、戦術任務、陣地地域、射撃区域、主線の方向、試射の実施に関する事項、火力を指向する時期及び場所、陣地変換の時期及び方法、戦闘の各段階における弾薬使用の基準、射撃開始の時期又は条件、射撃の制限、信号・照明等射撃に関する統制・調整事項等を含ませる。

(2) 火力集中点オーバーレイ

火力集中点オーバーレイは、火力集中点等を図示したものである。また、必要に応じて陣地地域、射撃区域、陣地変換の予定位置、攻撃目標、攻撃開始線、境界等射撃の統制・調整に必要な事項を付記する。

(3) 射撃時間表（射撃予定表）

射撃時間表は、射撃の時期及び順序、射撃目標、射撃部隊、使用弾薬・弾数、射撃の方法等を時間表型式で計画したものである。

射撃予定表は、射撃時間表から時期及び順序を除き、射撃目標、射撃部隊、使用弾薬・弾数、射撃の方法等を予定したものである。

(4) 目標一覧表

目標一覧表は、火力集中点番号、目標の種類、座

標、標高、精度、資料源等を一表にしたものである。

2420 小隊観測所

1 小隊長は、必要に応じて小隊観測所を設け、小隊長が位置する。また、前進観測班のうち1個班を必要に応じて位置させることがある。

2 小隊観測所は、第一線部隊の行動及び他の火力戦闘部隊等の射撃の景況を観察して、小隊の射撃をより効果的にするほか、所要に応じて射撃の観測を行う。

また、前進観測班の前方推進時あるいは前進観測班と射撃指揮所との間の通信が途絶した場合等には、前進観測班の任務を一時的に受け継ぐことがある。

2421 攻撃命令

1 小隊長は、戦闘計画のうち決定した事項を逐次必要なものから小隊攻撃命令として小隊陸曹、射撃陸曹、前進観測陸曹、分隊長、無線通信手等に対し下達する。この際、小隊の陣地地域及び中隊（被協力小銃小隊）の行動地帯を展望できる地点において現地について下達することに努める。

2 小隊命令には、敵及び味方部隊の状況、小隊長の企図及び主要な統制・調整事項、小隊陣地及びその内部配置、前進観測班の行動、陣地進入及び射撃準備完

了の時期、陣地変換に関する事項、射撃計画に必要な事項、警戒に関する事項、弾薬補給その他必要な兵站事項、指揮・通信に関する事項等を含める。

3 特定の第一線小銃小隊の直協任務に任ずるか、あるいは配属される分隊等に対しては、前項の必要な事項のほか、小銃小隊長と会同あるいは指揮下に入る時期及び地点に関し明確に示す。

2422 小隊陣地への移動及び占領

1 小隊長は、中隊長の命令に基づき、小隊を集結地から小隊陣地へ移動させ、所命の時期に射撃準備を完了する。

試射を早期に実施する場合、又は射撃陣地を事前に準備する場合には、所要の要員を先行させることがある。

昼間の移動に当たっては、隠蔽された経路等を利用して行動の秘匿に努め、夜間の移動に当たっては、進路の表示、誘導員の配置等により整齊と移動することに努める。いずれの場合においても、できる限り車両の利用に努めるとともに、要すれば事前に通路を整備する。車両が使用できない場合には、卸下位置から砲及び弾薬を手搬送する。

2 陣地占領に当たり、小隊長は、あらかじめ砲の掩体及び砲床の構築、射撃指揮所の掩体及び設備の構築並びにこれらの偽装、通信網の構成等の諸準備を行うことができれば有利である。

2423 攻撃開始以前の射撃

小隊は、攻撃開始前、通常、効力射準備のために試射を行う。小隊長は、中隊長から試射について射撃時期、試射点、使用弾薬を示される。試射は、秘匿のため攻撃準備射撃間実施するか、又は主陣地以外の試射陣地を使用する。小隊長は、試射を実施するに当たり、準備を周到にし、短時間に完了するように着意する。

れい明攻撃等においては、前日に試射を行うことが望ましい。

2424 攻撃前進間の射撃

1 小隊が全般任務に使用される場合、小隊は、第一線小銃小隊の攻撃開始に伴い、計画に基づき射撃し、その後戦闘の進展につれて中隊長の企図に基づき第一線部隊の状況に即応するように射撃する。小隊長は、前進観測班の報告及び自らの観測、第一線小銃小隊の要求等を総合して、新たな射撃目標、第一線小銃小隊の状況等を明らかにし適時中隊長に報告するとともに、

中隊長の命令に基づき射撃を実施する。

第一線小銃小隊からの緊急な射撃要求に対しては、機を失せず射撃させるとともに、速やかに中隊長に報告する。中隊長から細部の射撃の統制に関し委任されているか、あるいは中隊長との連絡が途絶した場合等は、中隊長の企図に基づき、第一線小銃小隊からの射撃要求又は自らの観測によって、第一線小銃小隊の前進を妨害する有利な目標を射撃する。

2 小隊が特定の第一線小銃小隊の直協任務に任ずる場合は、被協力小銃小隊の前進を妨害する有利な目標を射撃する。小隊長は、被協力小銃小隊の攻撃開始に伴い、計画に基づいて射撃する。戦闘の進展に伴い被協力小銃小隊長の新たな要求に対しては、迅速、的確に射撃させるとともに、被協力小銃小隊長の要求がなくても敵情、被協力小銃小隊の前進状況、他の火器の火力分布及びその射撃効果等を観察し、かつ、自隊の射撃効果、弾薬の補給の状態等を考慮して、被協力小銃小隊長の企図に添うように積極的に射撃し、その前進を容易にすることに努める。

2425 陣地の小移動

迫撃砲は、戦闘間敵火による損害を減少するため、必

要に応じ命令に基づき予備陣地へ移動する。

小隊単位で運用されている場合、小隊長は、通常、2個単位に区分して命令に基づき梯次に移動させるが、状況により小隊を同時に移動させることがある。移動後は、速やかに関係指揮官に報告・通報する。

2426 突撃時の射撃

1 突撃時の射撃に当たり、小隊は、特科、重迫撃砲部隊等の突撃支援射撃の制圧を免れている敵陣地、火器等第一線小銃小隊の突撃を妨害する既知あるいは疑わしい目標を速やかに射撃するとともに、突撃発起後、不意に現出を予想される側方からの火器に対してあらかじめ制圧又は煙覆を準備し、小銃小隊の突撃に密接に協力することが重要である。

このため、小隊長は、前進観測班を通じて第一線小銃小隊との連絡を緊密にするとともに、自らも第一線小銃小隊の戦闘の機微に投ずる迅速的確な射撃指揮に最も便利な位置に進出する。

2 第一線小銃小隊に対する特科及び重迫撃砲部隊の突撃支援射撃が不十分な場合、小隊は、中隊長から射撃すべき目標、射撃開始の条件、射撃継続時間又は発射弾数、射程延伸又は射撃中止、目標変換等に関して

示され、限定された地域に至短時間の激烈な射撃を行うことがある。

2427 陣地変換

1 小隊が全般任務に使用される場合、小隊は、陣地変換の時期、新陣地地域、これへの経路等について中隊長から示され、命令により陣地変換を行う。小隊長は、常に第一線小銃小隊の戦闘の進展状況を承知し、機を失せず陣地変換を行うことができるように適時中隊長に意見を述べる。

小隊長に陣地変換に関する権限が委任された場合には、前記事項を決定し、かつ、陣地変換の実施に関し中隊長に報告する。

2 小隊が特定の第一線小銃小隊の直協任務に任ずる場合、小隊長は、自ら被協力小銃小隊の戦闘の進展状況を予測し、かつ、小銃小隊長の企図に基づいて陣地変換の予定地域、時期及び要領を決定して陣地変換を行い、関係指揮官に速やかに報告・通報する。

3 小隊の陣地変換の要領は、第一線小銃小隊に継続的に協力するため、2個単位に区分して梯次に行うか、小隊の射撃が他の火力戦闘部隊等によって引き継がれる場合等には小隊同時に陣地を変換する。小隊長は、

小銃小隊の機動、地形、敵火の状況、他の火器の射撃との連携等を考慮して、陣地変換の時期・場所・経路・方法を決定する。この際、努めて車両を利用する。

2個単位に区分して梯次に行う場合、小隊長は、先行する分隊とともに射撃指揮所の要員及び無線機をまず新陣地地域に移動させ、射撃準備を完了した後、残置した他の分隊及び射撃指揮所要員を新陣地地域に追及させる。

2428 第一線陣地突入以降における射撃

1 小隊長は、状況の許す限り第一線に進出し、前進観測班との通信連絡が途絶した場合においても、第一線小銃小隊の前進状況を自ら観察して、的確な射撃が実施できるようにする。特に、敵の機動打撃に対しては、早期発見に努め、機を失せずこれを射撃できるようにする。また、必要な場合には、戦闘の中断、他の火器による射撃の継続間等を利用して、迅速に陣地変換を行い、密接かつ継続的な射撃を行う。

第一線小銃小隊の攻撃が予期したとおりに進展せず、やむを得ず現位置を確保しなければならない場合には、第一線小銃小隊の陣地確保を妨害する敵に対し射撃するとともに、第一線小銃小隊の攻撃再興のため

射撃すべき目標に対し、速やかに射撃準備を完了する。

2 予備隊が新たに第一線に使用される場合、小隊長は、速やかにその小銃小隊等に派遣する前進観測班に対し、小銃小隊長等の下に到着する時期及び地点に関する確に示す。

3 中隊目標の奪取に伴い、小隊長は、当初の計画に基づき、又はそれに所要の修正を加えて、第一線小銃小隊の陣地確保及び再編成を妨害する敵を射撃するとともに、敵機動打撃部隊の予想接近経路に対して射撃を準備する。また、所要に応じ、速やかに陣地変換を行い、その後の射撃を準備する。

小隊長は、再編成に当たり、十分に弾薬を補給し、死傷した主要な人員は他の隊員で充当し、かつ、各分隊の人員を均等にする等の処置を行い、小隊の状況を中隊長に報告する。

2429 小隊長の戦闘間における位置

戦闘間、小隊長は通常、中隊長の位置又はその近傍に、小隊観測所を設けた場合には小隊観測所に、必要に応じ射撃陣地、射撃指揮所等に位置する。

第4節 防 御

2430 要 旨

1 防御における小隊は、戦闘陣地の保持に最大限に寄与するとともに、敵機甲戦闘力の撃破を容易にすることを主眼に、小隊の射撃を特科・重迫撃砲部隊、対戦車小隊等、小銃小隊等の射撃と密接に調整して、陣地の前方及び陣内に対する火力戦闘を行う。また、当初戦闘前哨の戦闘に協力するため、小隊の一部が戦闘前哨に配属されるか、あるいは指定された陣地又は主陣地から射撃することがある。

2 小隊は、通常、中隊長に直轄され、中隊の全般任務として運用され、小隊単位で陣地を占領する。地形、防御区域の正面幅、戦況等の状況により小隊を分割して陣地を占領することがある。

2431 小隊長の偵察

1 小隊長は、陣地の前方及び陣内の火力戦闘を効果的に実施することに着意して偵察を行う。

2 小隊長の偵察する事項は、通常、次のとおりである。

- (1) 主陣地、予備陣地、補足陣地及び命ぜられた場合は、戦闘前哨に協力するための陣地の位置
- (2) 敵の予想接近経路中特に射撃を準備すべき場所
- (3) 弾幕及び陣地内の弾幕射撃に準じた火力集中心の位置
- (4) 小隊観測所、前進観測所の位置及びその観測区域

2432 中隊防御命令の受領

1 中隊防御命令の受領に当たり、小隊長は、通常、所要の前進観測班、射撃陸曹、伝令等を同行する。準備の時間に余裕がない場合は、更に各分隊長を同行して、小隊長の偵察を補佐させ、小隊命令の下達を迅速にするように着意する。

2 中隊防御命令において、戦術任務、陣地地域、射撃区域、主線の方向、弾幕、試射・修正射の実施に関する統制、射撃開始の時期、補足陣地への移動に関する事項、築城の概成の時期等が示される。

2433 中隊防御命令受領後の行動

1 中隊防御命令受領後の小隊長の指揮手順については、攻撃の場合に準ずる。

2 小隊長は、中隊戦闘陣地内に配置される特科及び

重迫撃砲の前進観測者と調整し、小隊の前進観測班の位置、観測区域等を決定する。

第一線小銃小隊長とは、前進観測班の派遣要すれば同小隊の戦闘陣地内あるいはその近くに設ける戦闘前哨に協力するための小隊陣地等に関し調整する。また、縦深に配置された小隊及び予備隊の小隊長とは、同地域内あるいはその近くに設ける小隊陣地の配置、築城、警戒、掩護等に関して調整する。

試射・修正射に関しては、中隊長から細部を示されるが、小隊長はこれに基づいて関係指揮官と綿密に調整する。

3 小隊長は、中隊防御命令、関係指揮官との調整、偵察の結果等に基づいて戦闘計画を作成する。

戦闘計画は、通常、射撃計画を主体とし、情報収集、観測、陣地占領及び陣地構築、通信、兵站、警戒その他必要事項を含む。

2434 前進観測班の派遣

1 小隊長は、前進観測班を、通常、中隊防御命令を受領する際同行し、できる限り速やかに第一線小銃小隊長の下に派遣する。

前進観測班の細部については、本章第5節を参照

2 小隊長は、戦闘前哨の戦闘に協力するため、前進観測班を当初戦闘前哨に派遣する場合、前項に準ずるほか、時間に余裕があれば前進観測班が中隊戦闘陣地に復帰後派遣される第一線小銃小隊長と事前に所要の調整が実施できるようにする。

2435 小隊陣地

1 小隊陣地は、敵の縦深にわたる侵入に対しても射撃を継続できることが極めて重要である。このため、小銃小隊戦闘陣地内又はその近傍で地形を利用し、敵砲弾に対する遮蔽角を得る等掩護良好で、かつ、隠蔽された場所に陣地を選定し、努めて掩蓋を設ける。また、なるべく多くの予備陣地を準備して、敵戦車等又は敵徒歩兵の小規模の侵入に際しても射撃を継続できるようにする。この際、指揮所、補給施設等に損害を与えないようにこれから適宜離隔させる。

2 敵が側面あるいは正面から大規模に侵入した場合においても、射撃が継続できるように、中隊戦闘陣地の側面及び後方に補足陣地を示される。

3 戦闘前哨の戦闘に協力するためには、第一線小銃小隊戦闘陣地あるいはその近くに陣地地域が示されることがある。

2436 射撃計画

1 小隊長は、射撃計画の作成に当たり、防御準備間、射撃陸曹、前進観測陸曹等の補佐を受け、周到に計画する。この計画は、逐次判明する状況に基づいて補修修正する。

2 射撃計画の内容は、弾幕及び陣地内の弾幕に準じた射撃を計画するほか、第2419条に準ずる。

2437 弾幕

1 小隊は、中隊戦闘陣地の前面において敵徒歩兵の突撃を破碎するため、中隊長から分隊ごと又は小隊の弾幕の概略の位置、射撃速度、継続時間が示される。小隊長は、その正確な位置を決定し、射撃すべき分隊及び射撃の要領を示す。

迫撃砲の弾幕は、中隊戦闘陣地の直前で、機関銃の突撃破碎線の死角、特科及び重迫撃砲の弾幕の補足あるいは間隙を有効に火制できるように陣地前100~200mのところに設ける。

弾幕の大きさは、中隊防御区域の正面に割り当てられた特科及び重迫撃砲の弾幕の数並びに迫撃砲小隊の弾幕に対する期待度により適宜伸縮する。その大きさは、小隊弾幕は、正面200~400m、深さ100m、分隊弾

幕は、正面50~100m、深さ100mである。

2 陣地内に突撃破碎射撃に準じた射撃が準備される場合、小隊長は、陣地内の火力集中心のうち特定のものに対し、できる限り精密な射撃諸元を準備し、また状況が許せばなるべく修正射を実施しておき、要求により機を失せず正確かつ激烈な火力を集中発揮できるように準備する。

2438 小隊観測所

小隊長は、戦闘間小隊観測所に位置して中隊長の射撃の統制を補佐し、小隊の射撃を指揮する。

小隊観測所は、小隊の射撃区域をよく観察できる地点に設けて、陣地の前方及び陣内の重要地点に対する良好な監視・観測を確保し、前進観測班の観測を補足するとともに、前進観測班との通信が途絶した場合においても効果的に射撃を継続できるようにする。

なお、地形の関係上1個の観測所により十分な観測が得られない場合は、補足の観測所を設け観測を補う。また、予備及び補足の観測所を中隊戦闘陣地内、必要に応じて隣接部隊の了解を得て隣接部隊地域内に縦深横広にあらかじめ選定し、いかなる状況の変化にも観測を継続できるように準備する。

2439 防御命令

小隊防御命令に含める事項は、戦闘前哨に協力する部隊の統制・調整に関する事項、築城に関する事項、弾薬の集積に関する事項のほか、第2421条に準ずる。

2440 射撃諸元の準備

小隊は、火力集中点及び弾幕に対し、迅速かつ的確な射撃を行うため、火力集中点のうち必要なもの及び弾幕には修正射を行い、射撃諸元表に記入する。射撃諸元表については、教範「81 mm 迫撃砲」を参照

修正射の実施に当たり、小隊長は、味方部隊に危害を及ぼさないため、関係指揮官と綿密に調整するとともに、所要の処置を講ずる。また、修正射の実施は、通常、陣内の障害物の構築に先立って行われ、その要領に関しては、中隊長からの的確に示される。

2441 陣地の占領及び築城

1 小隊長は、偵察間、通常、小隊を小隊陸曹の指揮下陣地占領に便利な隠蔽地域に移動させてその準備をさせ、次いで移動経路、陣地、要すれば卸下地点を示して陣地占領をさせ、陣地を構築させるとともに所要の射撃準備を実施させる。

随時の射撃を要する状況下に陣地を構築するに当た

っては、与えられた射撃区域を火制できるように砲を仮の陣地に布置し、敵情監視のため所要の人員を配置する。

2 小隊長は、中隊命令に基づき、各種掩体の構築、射界の清掃、掩壕（掩蔽部）の構築、偽装、交通作業、作業の優先順位等について示し、陣地を構築させる。

陣地構築間、小隊長は、小隊の作業実施を現地につき監督・指導し、作業の進ちょく状況を適時中隊長に報告するとともに、構築物と地形の適合、偽装の適否、資材の補給・交付の状況、部隊士気及び作業規律、偽装規律等に留意する。

3 小隊長は、射撃指揮を容易にするため、主要な地点までの距離を測定し、陣地の前方等に必要な標識を設けるとともに、射撃指揮のための野外線を敵の砲爆撃下においても切断されないように埋設するか、あるいは交通壕等を利用して敷設しその防護を図る。

4 小隊長は、あらかじめ示された弾薬を、各迫撃砲陣地の近くに弾薬集積所を構築して分置する。弾薬集積所の構築が完了していない間は、弾薬を迫撃砲掩体の近くに少量ずつ分置させる。なお、車両による弾薬補給を容易にするため、通路を整備する。

5 小隊長は、できる限り防御戦闘特に各種射撃の実施要領、陣地変換、通信連絡等の予行を実施して、不備な箇所を補備・修正し、かつ、陣地の補備・強化に努める。

2442 防御戦闘の実施

1 小隊長は、敵の接近に先立ち戦闘準備を整え、監視を継続し、必要な情報を分隊、射撃指揮所、前進観測班等に伝達し、適時射撃が開始できるように準備させる。陣地の諸施設が既に完成している場合は、観測要員、その他の必要最小限の要員を陣地に残置させ、残余のものは砲爆撃による損害を減少するため、掩蔽された地域又は掩壕に分散待機させる。

2 敵が接近したならば小隊長は、小隊を配置につけ射撃準備を命じ、完了を確認して中隊長に報告するとともに、観測組織を維持して敵の前進状況の把握に努める。

小隊は、中隊長命令に基づき、努めて遠く、かつ、早期から射撃を開始する場合と、近距離において不意急襲的に射撃を開始する場合とがある。

3 戦闘前哨に協力する場合は、戦闘前哨に位置する前進観測班との連絡を緊密にし、その戦闘に協力する

とともに、離脱を掩護する。

戦闘前哨の撤退に伴い、小隊長は、これの協力に任じていた分隊等を速やかに主陣地に進入させるとともに、派遣していた前進観測班に新任務を付与する。

4 敵が我が陣地に近迫するに伴い、小隊長は、前進観測班等との連絡を密接にするとともに、自らも観察して敵の前進状況を適時中隊長に報告する。小隊は、中隊長の命令により射撃を開始する。

(1) 中隊長が対機甲戦闘における連隊の重要な地域又は正面の射撃指揮を担任する場合

我が戦車・対戦車火器を指向する地域への敵戦車等の侵入に伴い、小隊は、中隊長命令に基づき、上級部隊の砲迫火力と連携し、あらかじめ準備したところにより敵戦車等直射火器の支援射撃の妨害、敵後続戦車等の遮断、歩戦分離等の射撃を実施して対機甲戦闘を容易にする。

敵徒步兵に対しては、その下車時あるいは攻撃前進間、あらかじめ射撃を準備した火力急襲点等に進出したならば、中隊長命令に基づき、敵のい集等好機に乗じて火力を集中し、これを撃破する。

(2) 中隊長が敵戦車等の攻撃に対して射撃指揮を担

任しない場合

中隊長が射撃指揮を担任しない場合における火力
戦闘要領は、前項に準ずる。

5 中隊戦闘陣地に突進する敵戦車等に対して、小隊長は、前項に準じて射撃を実施し対機甲戦闘を容易にする。

敵徒歩兵が陣地直前に近迫したならば、小隊長は、計画に基づき、弾幕射撃を予告し準備させ、中隊命令又は突撃破碎射撃の要求権限を委任された小銃小隊長の要求により弾幕射撃を実施させる。この際、弾幕射撃に参加しない分隊がある場合には、弾幕を増強する射撃を実施させる。

煙幕あるいは濃霧等により、視界が不良で敵の前進状況が視察できない場合、あらゆる手段を講じ、敵の行動を捕捉し、各分隊に直ちに弾幕射撃ができるように準備する。

6 中隊戦闘陣地に侵入した敵戦車等に対しては、煙弾射撃等により敵後続戦車を遮断して侵入した敵戦車等の孤立化に努める。また、敵徒歩兵が同行する場合は、弾幕に準ずる射撃等により歩戦分離を図り対機甲戦闘を容易にする。

敵徒歩兵の侵入に対して、小隊長は、その侵入を阻止し、かつ、増援を阻止するよう火力を発揚して小銃小隊の戦闘に密接に協力する。この際、侵入を受けた守備隊員の要求により陣地上に曳火射撃を実施することがある。

縦深に配置した小隊戦闘陣地への敵徒歩兵の突撃に対しては、弾幕に準じた射撃を行い敵徒歩兵の突撃を破碎する。

また、味方部隊の逆襲等に際しては、逆襲等に協力する射撃を行わせる。

7 敵砲爆撃を避けるため又は敵の侵入状況により主陣地からの射撃が困難となった場合、小隊長は、中隊長の命令によるか猶予できないときは自らの判断により、小隊同時に又は梯次に予備陣地又は補足陣地に移動させ中隊長に報告する。

2443 警戒

小隊長は、陣地が小銃部隊の配置により防護されるように陣地の位置を決定し、その掩護に関して関係小銃小隊長と調整する。また、射撃に支障のない人員等をもって直接警戒の処置を講ずる。対空・対遊撃及び対潜入・対特殊武器警戒については、第1編第1章第6節を参照

2444 敵の夜間攻撃に対する考慮

1 射撃計画の作成に当たっては、昼間に計画するもののほか、特に火力の發揮に必要な照明、敵徒歩兵の夜間の接近経路を火制するための射撃等を準備する。

また、必要に応じ前進観測班の配備変更、射撃陣地の移動を実施させる等の配備変更を実施することがある。この際、小隊長は、昼間から周到に準備し、薄暮あるいは払暁等敵の視界を制限する時期を利用して迅速に移動し敵に乗ぜられないようにする。

2 夜間の警戒のため、小隊長は、歩哨・巡察を増加して直接警戒を強化するとともに、必要に応じ自衛火器の配備の変更、障害物の設置等を行う。

第5節 前進観測班

2445 編制及び任務

1 前進観測班は、前進観測陸曹と無線通信手から成る。

2 前進観測班の任務は、次のとおりである。

(1) 中隊特に第一線小銃小隊の行動を妨害する敵に対する射撃の要求及び射弾の観測

(2) 敵情及び味方部隊の位置並びに行動の報告

(3) 第一線部隊との連絡

2446 観測班の行動

1 前進観測班は、中隊の第一線小隊及び迫撃砲小隊の運用が決定したならば、通常、第一線小銃小隊長の下へ速やかに派遣される。出発に際し、小隊長から次の事項について示される。

- (1) 中隊攻撃（防御）計画の概要
- (2) 任務に基づく小隊長の企図
- (3) 派遣される第一線小銃小隊長の位置及び連絡事項
- (4) 射撃計画中の必要事項
- (5) 観測所の位置及び築城に関する事項（特に防御）
- (6) 通信に関する事項
- (7) その他必要な事項

2 派遣先小隊へ行く途中、前進観測陸曹は観測所に適した地点、有線の構成に適した経路等を偵察する。

3 第一線小銃小隊に到着後、小銃小隊長との調整あるいは指示を受ける事項は、次のとおりである。

- (1) 迫撃砲小隊の状況
- (2) 小銃小隊の攻撃（防御）計画及びこれに基づく

迫撃砲小隊に対する射撃要求

- (3) 観測所（予備・補足観測所を含む。）の位置
- (4) 特科、重迫撃砲部隊等の前進観測者との調整
- (5) 小銃小隊長との通信手段

4 射撃指揮所から命令された場合、前進観測班は、基点及び検点の試射を観測する。

2447 観測所占領の手順

- 1 地図を標定し、観測所の位置を決定する。
- 2 地図と現地を対照して観測区域内の基点、検点、火力集中点等及び重要な地形・地物を確認する。
- 3 夜間標定のため、所要方向へ標識を設ける。
- 4 観測可能な限界を判定し、観測所の位置と視界図をオーバーレイにより小隊長に報告する。
- 5 写景図を作成する。
- 6 観測用の掩体（防御の場合は掩蓋を設ける。）を構築し、時間の許す限り野外線を埋設する。
- 7 予備・補足観測所を設定する。

2448 観測者の報告

1 情報報告に含むべき要素

- (1) だれが（何が）
- (2) どこで

(3) いつ

(4) 何をしていたか

(5) だれが見たか

2 見たまま報告し、推測や推定はしない。

3 何も観測されない場合は、定期的に「異状なし」を報告する。

2449 攻撃戦闘間における前進観測班

1 攻撃前進間の行動

(1) 前進観測班は、第一線小銃小隊の攻撃を最も妨害する敵を速やかに発見し、射撃指揮所に射撃を要求するか、小銃小隊長の射撃の要求を速やかに射撃指揮所に報告する。また、観測により効力射の効果判定して射撃指揮所に報告するとともに、敵情、第一線小銃小隊の戦闘位置及び戦況を絶えず観測して適宜報告する。

前進観測班は、第一線小銃小隊長との連絡を緊密にするため、努めて第一線小銃小隊長とともに前進する。

(2) 前進観測班は、射撃指揮所との通信に絶えず注意する。通信は、無線通信のみに依存することなく、緊急な時期に無線通信が錯そうしても適切な射撃が

できるように、できる限り有線を構成してこれを併用する。

2 突撃間の行動

(1) 前進観測班は、第一線小銃小隊の行動を正確に把握し、かつ、連絡を緊密にし、特に味方部隊に危害を及ぼさないように注意する。

(2) あらかじめ小隊長から射撃の計画を示されている場合は、計画に基づいて射撃を観測する。

(3) 第一線小銃小隊の突撃発起後、不意に現出を予想する側方からの火器に対しては、突撃に先立ってあらかじめ射撃を要求する。

3 第一線突入以降の攻撃

(1) 第一線突入以降の攻撃において前進観測班は、努めて第一線に進出し、小銃小隊長の射撃の要求を機を失せず報告する。

なお、敵の機動打撃の兆候の発見に努め、直ちに報告する。

(2) 予備隊が新たに第一線に使用される場合、前進観測班は、小隊長の命令により、その小銃小隊等に派遣される。この際、小銃小隊長等の下に至る時期、地点等に関し詳細に示される。

2450 防御戦闘における前進観測班

1 敵が中隊戦闘陣地に近接するに伴い、前進観測班は、射撃指揮所及び小銃小隊長との連絡を密にし、監視をますます厳重にする。

2 戦闘前哨に位置する前進観測班は、戦闘前哨の戦闘に協力するとともに、離脱に当たっては、戦闘前哨とともに後退して所命の観測所へ移動する。

3 敵が近迫するに伴い、前進観測班は、小隊の射撃計画に基づき、敵の下車地域、密集部隊、火器、監視所等有利な目標をとらえ適時適切に射撃を要求する。

4 敵の突撃が近づいたならば、前進観測班は第一線小銃小隊長からの通報に基づいて弾幕に対する射撃準備を予告するとともに、要求のあり次第機を失せず射撃を要求する。

5 敵が中隊戦闘陣地に侵入した場合、前進観測班は、射撃指揮所及び小銃小隊長と密接な連絡を保ち、侵入部隊に対する的確な射撃を要求し、また、味方部隊の逆襲に密接に協力する。

付録第5 戦闘（行進を含む。）隊形

第1節 小銃班（分隊）

第1 要 旨

1 戦闘（行進を含む。）間、小銃班の使用する隊形には、行進縦隊、班縦隊、班菱形、班傘型及び班横隊がある。

2 班の隊形は、1番の位置又はその行動を基準とし、各隊員の距離・間隔は、約5～10歩とする（行進縦隊の距離は約10歩とする。）。各隊員の警戒方向は、別命なければ班菱形における警戒方向（第1図その3）を他の隊形においても準用する。

3 隊形をとらせるには、班長は、1番の位置、方向及び隊形を示し、「作れ」と号令する。また、必要な場合には、隊員の距離・間隔を示す。

4 班員は、行動間絶えず班長（組長が指揮している場合は、組長）に注意する。

第2 班の行進縦隊

班の行進隊形は、敵部隊と接触のおそれが少ない場合

に使用する（第1図その1）。

第3 班 縦 隊（含み並行）展開と縦隊計

班縦隊は、班長の掌握が容易で、各方向に対して監視ができ、また、側方へ迅速に行動できる。班縦隊は、通常森林・煙・霧の中及び夜間並びに小径・隘路を前進する場合に適する（第1図その2）。

第4 班 菱 型（班長小、間（含み並行）展開）

班菱形は、どの方向にも戦闘準備を要する状況において使用する。この隊形は、掌握が容易で、よく全周警戒ができ、融通性がある。班菱形は、班が単独で行動する場合又は班が小隊の先頭部隊である場合等に適する（第1図その3）。

第5 班 傘 型（向て迎撃する場合は班菱型に代わる）

班傘型とは、敵との距離がやや遠く、機関銃組が射撃を行い、他の班員は展開する必要のない場合に使用する。機関銃組以外の班員は、機関銃組の右又は左へ輕易に展開して火力を増加できる（第1図その4）。

第6 班 横 隊（班長小、間（含み並行）展開）

班横隊は、班が火力を発揮する場合又は突撃を行う場合に使用する。また、この隊形は、開闊地特に敵の射撃に暴露した地域を通過する場合にも適する（第1図その

5）。

第7 運 動（および警戒）

1 戦闘間、発進のための号令には、次の五つの基礎的な要素があり、このうち必要な事項を号令に含ませる。

(1) 注意喚起

この要素では、これから指示しようとする事項に関し班員の注意を喚起して、受令の態勢をとらせる。

例えば「第1班」、「第1組」等であり、また、特定の隊員を指名してもよい。班長（組長）が班（組）を前進させる場合は、この要素を省くことができる。

(2) 統 制

この要素では、前進に当たって統制すべき事項を示す。例えば「あの稜線まで」又は「経路」、あるいは現在地から以後各個に前進をさせる場合等は「以後」等である。

(3) 区 分

この要素では、前進の区分を示す。例えば「組ごとに」、「各個に」等である。班長（組長）が班（組）を同時に前進させるときには、示さない。

(4) 速 度

この要素では、前進の速度を示す。例えば「早駆け」、「駆け走」、「匍匐」等である。「速足」で前進する場合は示さない。

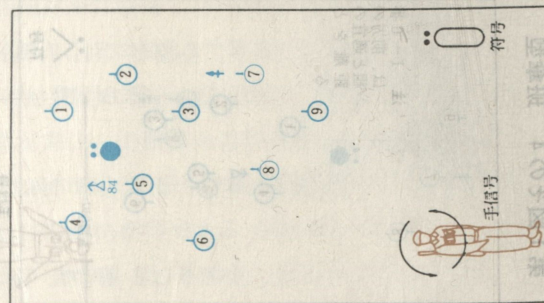
(5) 動 令

この要素では、「前へ」の動令を下す。

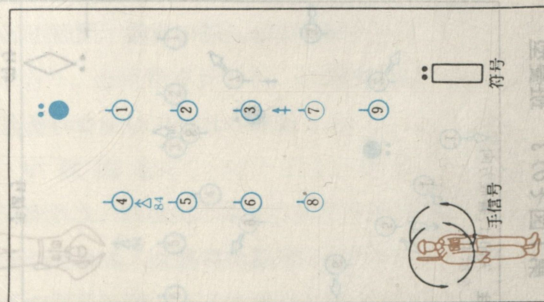
2 停止させるには、「止まれ」の号令又は信号をする。

3 展開した班を集めるには、班長は「集まれ」の号令又は信号をする。隊員は、駆け足で行動し、班長に面し行進縦隊を作る。

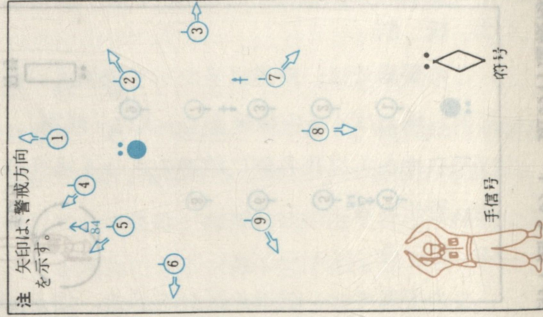
第1図その2 班縦隊



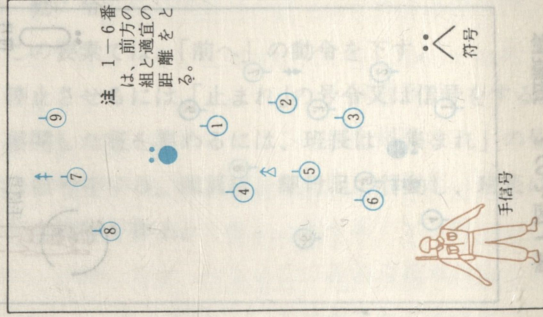
第1図その1 班の行進縦隊



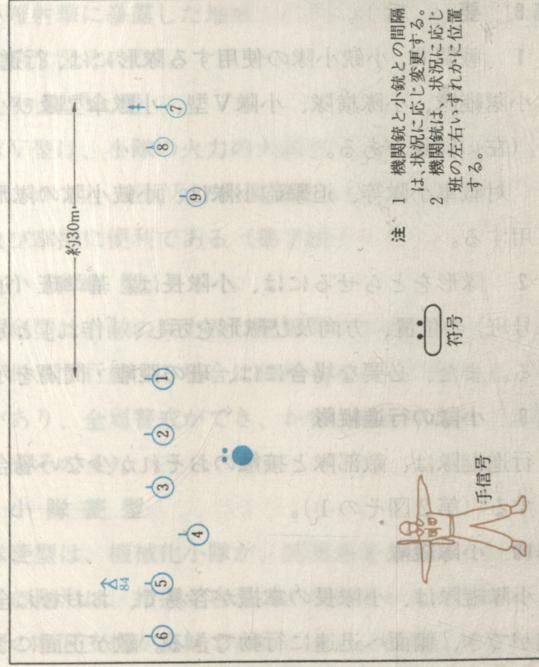
第1図その3 班菱形



第1図その4 班傘型



第1図その5 班横隊



第2節 小銃小隊、対戦車小隊等、 迫撃砲小隊

第8 要 旨

1 戦闘間、小銃小隊の使用する隊形には、行進縦隊、小隊縦隊、小隊横隊、小隊V型、小隊傘型及び小隊右(左)梯隊がある。

対戦車小隊等、迫撃砲小隊は、小銃小隊の隊形を準用する。

2 隊形をとらせるには、小隊長は、基準班(通常頭号班)の位置、方向及び隊形を示し、「作れ」と号令する。また、必要な場合には、班の距離・間隔を示す。

第9 小隊の行進縦隊

行進縦隊は、敵部隊と接触のおそれが少ない場合に使用する(第2図その1)。

第10 小隊縦隊

小隊縦隊は、小隊長の掌握が容易で、おおむね全周警戒ができ、側面へ迅速に行動できる。敵が正面に予想される場合、森林・煙・霧の中及び夜間並びに小径・隘路等を前進する場合に適する(第2図その1)。

第11 小隊横隊

小隊横隊は、至短時間に正面に対し最大火力が発揮でき、主として突撃段階に使用する。また、砲迫、機関銃の長距離射撃に暴露した地域を迅速に通過する場合に適する(第2図その2)。

第12 小隊V型

小隊V型は、小隊の火力の大部分を迅速に正面に指向することができ、正面及び側面双方に対する警戒ができ、行動及び掌握に便利である(第2図その3)。

第13 小隊傘型

小隊傘型は、敵の兵力及び配置等が不明な場合、又は小隊が単独で行動する場合に使用する。この隊形は、融通性があり、全周警戒ができ、かつ、掌握が容易である(第2図その4)。

第14 小隊菱形

小隊菱形は、機械化小隊が、開闊地等において使用する。この隊形は、指揮が容易で、柔軟性があり、かつ、隊形内の相互支援が良好である。また、四周に対する警戒及び射撃が容易である(第2図その5)。

第15 小隊右(左)梯隊

小隊右(左)梯隊は、開放又は暴露した側面を防護す

る場合に使用する。この隊形は、正面及び梯隊の方向に迅速に全勢力をもって射撃を行うことができる（第2図その6）。

第16 警戒及び指揮

1 小隊内の各班（分隊）は、四周に対して警戒する。

小隊長は、必要な場合、班（分隊）に特に警戒すべき方向を示す。班（分隊）長は、小隊長との間に目視連絡を維持する。小隊長は、小隊を最もよく指揮できる所に位置する。小隊陸曹は、小隊長の指揮を補佐する。その位置は、一定していない。

2 手信号により小隊を指揮する場合は、「小隊」を表す信号を示す必要はない。

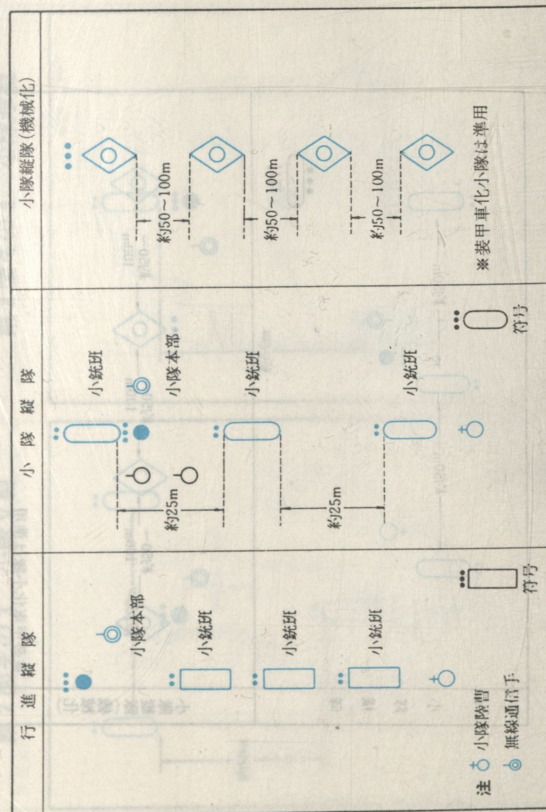
第17 運動

発進及び停止については、小銃班の場合に準ずる。

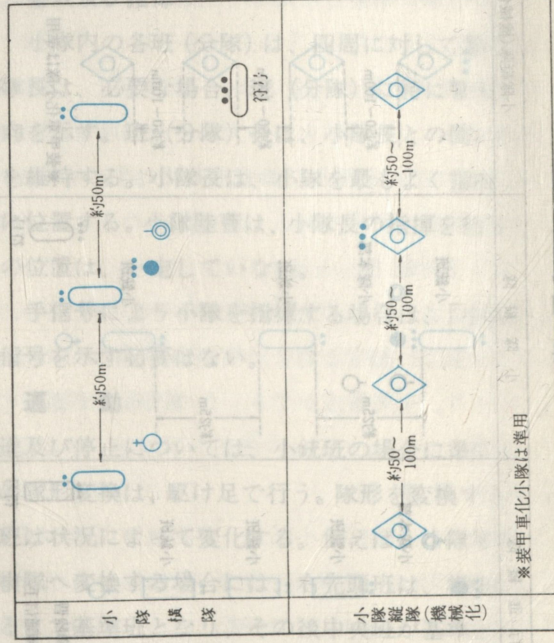
班の隊形変換は、駆け足で行う。隊形を変換する場合、基準班は状況によって変化する。例えば、小隊V型から小隊横隊へ変換する場合には、右先頭班は、横隊が完成されるまで基準班となり、その後中央班が基準となる。基準班の変更の指示は、移動が完了したときに示す。

隊形変換については、第3図を参照す。

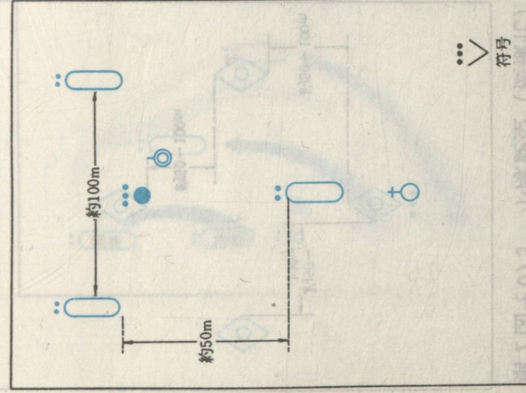
第2図その1



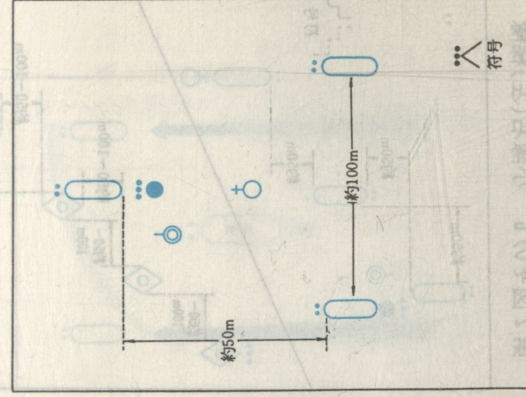
第2図その2



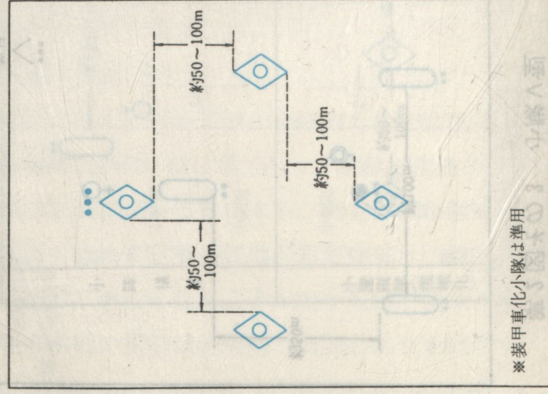
第2図その3 小隊V型



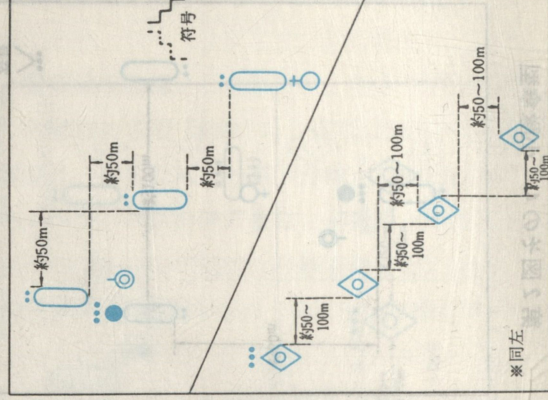
第2図その4 小隊傘型



第2図その5 小隊菱型（機械化）

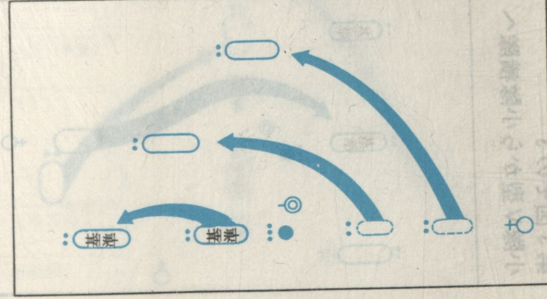


第2図その6 小隊右(左)梯隊



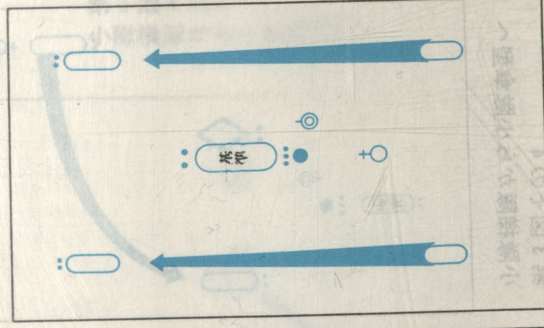
第3図その1

小隊縦隊から小隊右梯隊へ



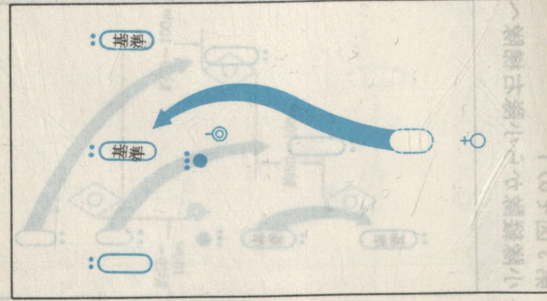
第3図その2

小隊傘型から小隊V型へ



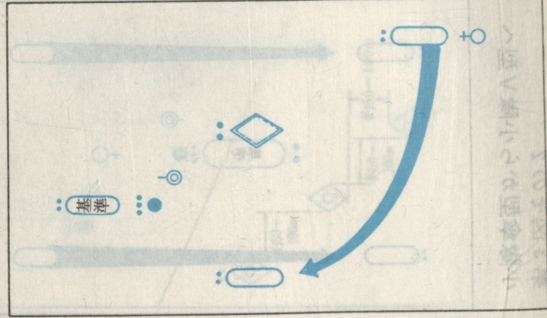
第3図その3

小隊V型から小隊横隊へ



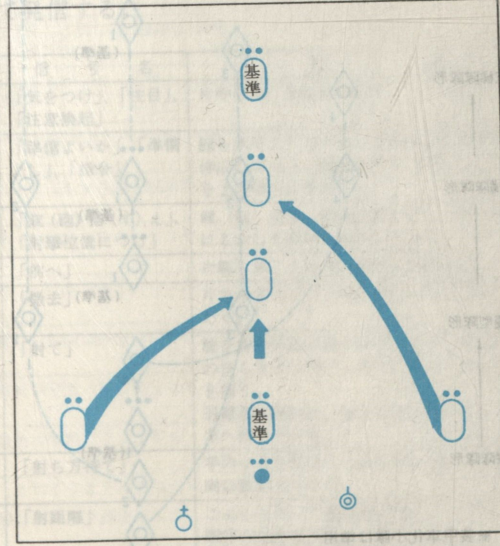
第3図その4

小隊梯隊から小隊傘型へ



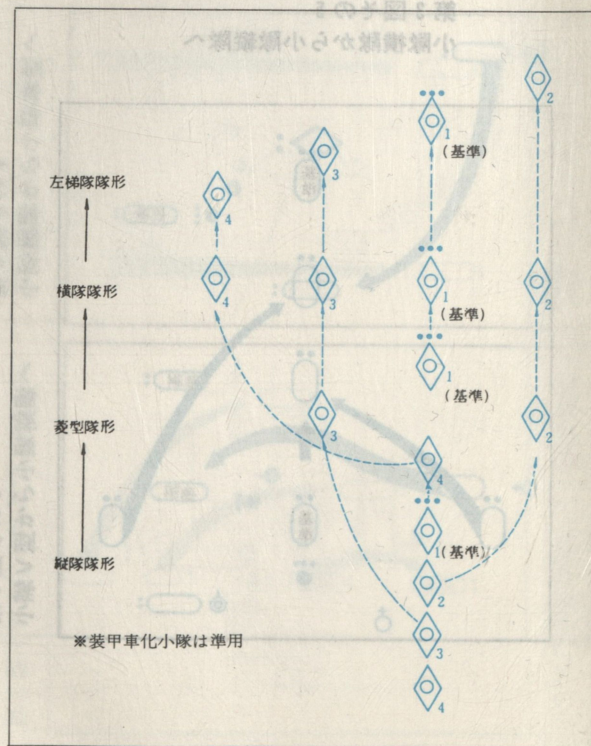
第3図その5

小隊横隊から小隊縦隊へ



第3図その6

機械化小隊の隊形変換の一例



付録第6 信 号

ここには、主として中隊の指導に必要な手信号について記述する。通常信号の発信者は、信号を送る相手に正対して発信する。

番号	信 号 名	説 明
1	「気をつけ」、「注目」、「注意喚起」	片手を高く垂直に上げる。
2	「準備よいか」、「準備よし」、「指令」	腕を水平よりやや高く信号を送る相手のうせ伸ばして上げ、指はそろえて伸ばし、手のひらを上のほうに向ける。
3	「銃(砲)据(す)え」、「射撃位置につけ」	銃(砲)位置、射撃位置を示した後、射撃方向にこぶしを向けて数回突き出す。
4	「前へ」	片腕を高く上げ次に前方に数回振る。
5	「撤去」	片方の手のひらで他の手のひらを短切に数回たたく。
6	「射て」	腕を体の前面の腰の高さにまっすぐ伸ばし、手のひらを下に向け、水平に大きく数回振って弧を描く。 追撃砲の場合は、腕を垂直に上げ次に一拳に前方へ振り下ろす。
7	「射ち方待て」	手のひらを前にして腕を顔の前に上げ、垂直方向に数回上下する。
8	「射距離」	こぶしを作って腕を相手のほうに伸ばし、次は数字の記号を送る。
9	「方向」	右腕を前方に伸ばし手のひらを修正すべき方向に向けて、次の要領で所望の方向に数回振る。 受信者を基準にして、左のときは左に右のときは右に振る。

番号	信 号 名	説 明
10	「修正（主として直接照準射撃火器に用いる。）」	右腕を前方に伸ばし、手のひらを修正する方向に向けて、次の要領で数回振る。次に修正する数字を示す。 (1) 左右の場合は、受信者を基準にして、左のときは左に、右のときは右に振る。 (2) 増せ（上げ）のときは上に、ひけ（下げ）のときは下に振る。
11	「数字」	手のひらを受信者の方に向け、アラビア数字を受信者に読めるように裏返して書く。
12	「リード（未来修正量）」	両こぶしを肩幅の間隔に前に出し、次に数字信号を送る。
13	「対戦車榴弾」	片方の手でこぶしを作り、胸に当てる。
14	「発煙弾」	片方の手のひらで目をかくす。
15	「延期信管」	両方の手を用いシャベルで土を掘るまねをする。
16	「号令不明」又は「再送要求」	両腕を頭上に上げ数回交差させる。
17	「移動用意」	顔の前で両方の手のひらを前に向けて、別々に左右に振る。
18	「変換用意」	顔の前で両方の手のひらを前に向けて、交互に前後に振る。
19	「前進用意」	顔の前で両方の手のひらを前に向けて、数回同時に前方に突き出す。
20	「乗車」、「上れ」	片腕を（手のひらを上にして）水平に伸ばし、数回垂直に上げる。
21	「下車」、「降りよ」、「掩蔽せよ」	片腕を（手のひらを下にして）水平に伸ばし、数回垂直に下げる。
22	「中止」、「停止」	片腕を水平に上げ次に斜め下まで下げる。
23	「駆け足」、「速度増せ」	片手を肩に上げ、こぶしを振り、垂直に腕を上下する。
24	「速足」、「速度落とせ」	片腕を水平に伸ばし数回斜め下まで動かす。
25	「射向変換」、「方向変換」	新方向の向いている側の手を身体を横切って、反対側の肩へもってゆき、手のひらを変換させる方向に向け、前腕で水平の弧を描くように新方向に回す。

番号	信 号 名	説 明
26	「こちらへ来い」、「我に続け」	目ざす隊員や車両等の方に向かって、腕を水平にし手のひらを上にして指を伸ばしてそろえ、手と前腕を振って手まねきをする。
27	「縦隊作れ」	片腕を伸ばして体の側方で大きく円を描く。
28	「行進縦隊作れ」	両腕を伸ばして体の両側で大きく円を描く。
29	「横隊作れ」	両腕を横に水平に上げ、腕と手を伸ばし、手のひらを下にする。
30	「V型作れ」	両腕を上45°に開く。
31	「傘型作れ」	両腕を下45°に開く。
32	「菱型作れ」	両腕を頭上に上げ、ひじを少し曲げて指の先をつけ菱型を作る。
33	「集合」	片腕を十分伸ばして垂直に上げ、腕と手で頭上に大きな水平の円を描く。
34	「敵発見」	両腕を伸ばし、銃を水平にして頭上に上げる。
35	「着剣」	右手で銃剣を握り銃につけるまねをする。

